

官報

昭和六十年八月七日

○第百二回 参議院會議録追録(その一)

日本内航海運組合総連合会による船腹調整事業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月十七日

参議院議長 木村 陸男殿
田代富士男

日本内航海運組合総連合会による船腹調整事業に関する質問主意書

日本内航海運組合総連合会(以下、「総連合会」といふ)は、内航海運業法及び内航海運組合法に基づき、内航海運業の保有船腹調整事業を実施しているが、最近、違反ブッシャーバーが多数出現する等その実効性に疑問が出されている。

一方、経済団体連合会の運輸規制緩和についての意見書の中で、「将来の輸送需要に応じ、スクラップ・アンド・ビルド方式の弾力的な運用が望まれる」と指摘される等、各方面から総連合会が実施している船腹調整事業の見直しが求められている。

ところで、運輸省の指導のもとに実施された自家用船の営業船への転用による砂利船等の一元化問題について、私は、昭和五十五年七月十九日に砂利石材船の一元化に関する質問主意書を提出し、運輸省の公平な立場にたつた適切な指導による円滑な実施を求めてきたところであるが、一元化後の船腹調整事業の実施にあつて、公平に欠ける不当な差別が見受けられ、内航海運組合法の

昭和六十年八月七日 参議院會議録追録(その一)

質問主意書及び答弁書

精神に反するような事態が発生しており、この際、総連合会の船腹調整事業のあり方を見直し、公平かつ公正な運営を確保する必要がある。

また、法の下における平等を保障している憲法第十四条の規定に照らしても、組合員間の不当な差別は速やかに解消されなければならない。かかる見地から、以下の事項につき質問する。

一 運輸省担当課長の立ち合いのもとに五十五年に締結された砂利船等の正常化に関する協定(以下、「協定」といふ)では、営業転用船については、保有船腹調整規程の運用にあつて引当資格を有しない船舶とされ、いわゆる「一身限り」の船舶として取り扱うこととされているが、引当資格を有しない船舶とした経緯と理由を明らかにされたい。

また、自家用船側の強い希望にかかわらず引当資格を認めないこととした背景に、総連合会の圧力があつたといわれているが、運輸省はどのような指導を行つてきたか。

二 前記質問主意書において、「自家用船の営業転用後の代替建造引当権について、既存の営業砂利船と格差を設けることは公平の原則に反する。運輸省は、転用船一重量トンに付き代替建造引当権一重量トンを認めるよう総連合会を指導すべきではないか」と質問したのに対し、政府は、「転用砂利船については、代替建造が認められるよう総連合会を指導している」と答弁している。

また、総連合会会長も転用後は新旧は変わら

なくなる旨言明していたにもかかわらず、協定では、新旧で差別され、営業転用船は引当資格を有しない船舶とされている。

これは、約束違反ではないか。運輸省は、総連合会に対してどのような指導を行つてきたか。

三 協定において、営業転用船に引当資格を認めないこととしたのは、協定締結時における自家用船と営業船との間のバランスをとるための措置であると説明されているが、その後の経緯をみると、営業船には合理化を理由に二・七五倍の代替建造が認められ、一方、営業転用船は引当資格が認められないため、担保価値が低下し、代替建造が極めて困難となるという事態が発生している。

このような経営の実態を無視した措置は、組合員間に不当な差別をもたらすものと考え、この点について、運輸省はどう考えているか。

四 協定によつて、営業転用船に引当資格が認められないことは、六十二年九月末までに内航海運業法による営業許可基準に適合する船腹量を保有する必要性に迫られている営業転用船舶主にとっては、死活問題である。

既存営業船の合理化計画が進み、営業船の近代化、大型化が進んだ今日、営業転用船に対する引当資格の制限は速やかに解除されるべきものと考えるが、運輸省は総連合会に対してどのような指導を指導する用意があるか。

五 協定が締結された五十五年当時から今日までの間に、砂利船業界をめぐる環境は大きく変貌している。

運輸省が本年三月に発表した「内航海運長期ビジョン」でも、砂利輸送需要は関西空港建設関連を中心に、六十五年は五十八年実績の二倍に増加すると予測されており、将来の需要増加に対応して、五十五年の正常化協定や厳しく引当資格を制限している現行の船腹調整事業のあり方を早急に見直す必要があると考えるが、こ

れらの点について、運輸省はどう考えているか。

六 現在総連合会が実施している船腹調整事業は、内航海運業法による適正船腹量の告示の船種区分に従つて行われており、砂利船は、一般貨物船の区分の中に一括されているため、引当資格の制限等の必要性が生じているが、一般貨物船から分離させて、砂利船だけの船種区分を設けて適正船腹量を算出し、それに対応する独自の船腹調整事業を実施すべきではないか。

また、砂利船だけの船腹調整を行えば、営業転用船に引当資格を認めてその売買を自由にしても、総船腹量の増加を招かず、営業転用船の引当資格を制限する必要性は全く無くなると考えるが、運輸省の見解を伺いたい。

七 砂利船等の一元化後の総連合会による船腹調整事業の実施状況を見ると、前述のごとく営業転用船側に不当な差別を招く結果となつてい

る。たとえ保有船腹調整規程が内航海運組合法第十二条に違反してはなくても、このような結果を招いていること自体、法の趣旨に違反した運用が行われていることを明白に示している。

内航海運組合法により、保有船腹調整規程に係る総連合会の行為には、独占禁止法の適用はなきものとされているが、保有船腹調整規程の運用の実態が法の趣旨に違反して不当な差別をもたらしていることが明らかである以上、公正取引委員会は、独自の調査を実施し、内航海運組合法第六十五条の請求に準じて、運輸省に対して保有船腹調整規程の見直しと運用の改善を請求すべきであると考え、公正取引委員会の見解はどうか。

八 営業転用船について引当資格が制限されている結果、スクラップ価格(引当権益)が不当に高騰し、そのために新造船の建造価格を不当に高くさせているが、公正取引委員会は、このような現象をどのように判断しているか。

また、このような現象を発生させている現行

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その一)

質問主意書及び答弁書

保有船腹調整事業のあり方について改善を求め
ていく用意はあるか。

九 船腹調整規程に違反するブッシャーバジが
横行しており、総連合会は五十九年九月に最終
処理方針を決定し、ようやく対策に乗り出した
が、今日なお十分な効果をあげていない。この
ような違反ブッシャーバジに対して有効な取
締りを実施せず、長期にわたって放任してきた
のは行政の怠慢ではないか。

また、違反ブッシャーバジが続出するの
は、総連合会の船腹調整事業自体に欠陥がある
からではないか。

十 総連合会は、違反ブッシャーバジの処理に
あたつて、一身限りとされている営業転用船に
よる引当てを認めているが、その理由は何か。

違反ブッシャーバジの最終処理方針は、自
家用砂利船等の営業転用船化に比べて寛容過
ぎ、均衡を欠いているのではないか。

更に、営業転用船を引当てにした違反ブッ
シャーバジには引当資格を認めるのかどう
か。また、その理由は何か。

十一 内航海運組合に基づく船腹調整事業につ
いては、運輸省が、「内航海運長期ビジョン」の
中で「環境の変化にもかかわらず、長期間にわ
たつて行われると、船舶の老朽化や適正な船型
の建造に際して弊害がでてくる。」と述べて、事
業の見直しの必要性を認めており、また、複雑
窮まりない船腹調整規程についても「簡素化に
努めるべきである。」と述べて、国民がよく理解
できるように改善する必要性を指摘している
が、保有船腹調整事業の今後の見直しの方向と
スケジュールを明らかにされたい。

昭和六十年七月三十日
内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員田代富士男君提出日本内航海運組合
総連合会による船腹調整事業に関する質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田代富士男君提出日本内航海運
組合総連合会による船腹調整事業に関する
質問に対する答弁書

一から六まで及び十一について
営業転用船については、保有船腹調整規程
(以下「規程」という。)に基づき、一定の条件の下
に、代替建造が行われていると承知している。

船腹調整事業については、砂利船に係るもの
も含め今後とも業界の実情に応じ適切な運営が
なされるよう日本内航海運組合総連合会(以下
「総連合会」という。)を指導してまいりたい。

七及び八について
船腹調整事業については、内航海運組合法
(昭和三十一年法律第六十二号)及び私的独占
の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和
二十二年法律第五十四号)に照らし、適切に行
われるよう見守つてまいりたい。

九及び十について
御指摘のブッシャーバジについては、総連
合会を中心に業界において正常化のための努力
が続けられていると承知しており、政府として
も、内航海運業の健全な発達を図るため関係事
業者等に対する指導等を行うとともに、今後と
も規程の適正な運用を図るよう総連合会を指導
してまいりたい。

スキー場の安全対策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

昭和六十年六月二十日
市川 正一
参議院議長 木村 睦男殿

スキー場の安全対策に関する質問主意書
わが国のスキー人口は、近年、ますます増加の
傾向にあり、一千万人を超えているといわれてい
る。大自らのなかで思い切り身体を動かすスキー
は、冬季の健康的なスポーツ、レクリエーション
として、いまや老若男女を問わず国民の広い層に
親しまれている。

同時に、スキー愛好者の広がりに伴い、スキー
に関連する事故が多発していることは、人命尊重
の見地からはもとより、国民スポーツの振興の立
場からみても軽視し得ない問題である。

とくに、今シーズンには、信濃平での雪崩による
死亡事故、戸隠スキー場などでのリフトのワイ
ヤーが外れてスキーヤーが転落して重傷を負つた
り、赤倉スキー場での圧雪車によるスキーヤーの
死亡事故など重大な事故が頻発している。

これらのスキー事故の原因については、さまざ
まな角度から検討される必要があるが、その主な
原因の一つにスキー場の整備や管理運営の問題が
あることは衆目の一致するところである。

スキー場については、運輸省、林野庁、環境
庁、文部省などが、それぞれの所管業務との関連
で指導監督する責任を持つている。

そこで、スキー場の安全対策について、以下質
問したい。

一 雪崩対策について

雪崩の発生は、地形、積雪、風、気温など自
然条件に左右されるが、スキーが国民の広い層
に普及している今日、スキー場の設置にあつて
は、その周辺を含めて雪崩の危険性について
の関係機関の厳密な審査が求められている。

(一) スキー場の設置について、それが国有林野
内の場合には林野庁が、国立公園、国定公園内
の場合は環境庁が、それぞれ設置の条件を定
めているが、スキー場の安全確保を考えると
不十分である。

そこで、スキー場の設置にあつて、雪崩
危険地帯の除外、雪崩防止施設の完備、周辺

の雪崩の危険性の有無などを、必要な基準の
一つとして明定すべきではないか。

(二) リフトの設置は、「索道規則」でその基準が
定められているが、五竜とおみスキー場のよ
うに、支柱が雪崩道に建てられていたため、
雪崩の直撃で被害を受けている例もある。

そこで、索道事業の免許にあつては、雪
崩を考慮した設置場所の基準を定めるととも
に、現行の書類のみの審査だけでなく、実地
の審査をおこなうよう、必要な体制も確立す
べきではないか。

(三) 既設のスキー場について、雪崩防止の観点
から点検調査をおこなうとともに、雪崩の危
険のあるスキー場については、雪崩防止施設
の整備、スキー場の構造の変更、雪庇の除
去、事前の人工雪崩の誘発など、効果的な対
策をとるよう指導を強く、必要な場合は国と
しても援助措置をとるべきではないか。

(四) 雪崩による被害を防ぐため、雪崩発生の予
知に努め、危険個所の滑降禁止、スキー場の
閉鎖など、安全確保のための緊急措置が機敏
にとれるような体制を確立する必要があると
思うが、どうか。

二 スキー・リフト等の安全対策について

(一) ワイヤーの脱落、減速装置の故障による搬
送の逆送、搬送機とワイヤーをつなぐボルトや
パイプの折損などの事故が起こつては、これら
から厳格に遵守していれば、大半は未然に防
止できたものであり、索道事業者に対する厳
格な指導監督が必要である。また、これを保
障するための検査体制の充実強化をはかる必
要があると考えるが、どうか。

(二) 近年、リフトの高速化や二人乗り、三人乗り
の普及に伴い輸送力が増大している。これは、
スキーヤーのリフト待ち時間を短縮する反
面、限られた広さのゲレンデの混雑に拍車を
かけ、衝突事故の危険性を増大させている。

こうした事態を未然に防止するため、リフトの増設、高速化、あるいは搬送の構造変更等の認可にあたつては、その最大輸送力がゲレンデの面積との関係で過密状態にならないよう適切な基準を設けるべきではないか。

三 ゲレンデの安全管理の強化について

林野庁、環境庁などはそれぞれ所管のスキー場について、安全管理のあり方について定めている。また、一九七二年の保健体育審議会答申も、スキー場整備の最少限度の留意事項として、障害物の除去、初心者用と熟練者用のゲレンデの区分、休息所、道標等の整備などを指摘している。

しかし、その遵守状況は十分といえる状態にない。そのためスキー場の安全管理の実態を正しく把握し、関係機関の適切な指導を強化すべきではないか。

四 雪上車の運行管理について

近年、スキー場の圧雪車導入が増加し、ゲレンデの整備、表層雪崩の防止等で効果をあげている反面、圧雪車がスキーヤーを轢く事故も多発しており、この現状は看過できない状況になっている。

(一) 圧雪車の運転は、難度が高いにもかかわらず運転免許が不要であり、一部には運転免許制の確立の声もあがつているが、当面、圧雪車の運転者を対象とした講習会を毎シーズン前に開き、その受講者に運転資格を与える等の緊急措置をとる必要があると考えるが、どうか。

(二) スキー場によつては、圧雪車等の運行規程を設け、スキー場の営業時間内は原則として運行しない、やむを得ず運行する場合は運転者の他に見張要員を添乗させる等を決めている。これらの自主的な規程の確立とその遵守を奨励する必要があると考えるが、どうか。

五 スキーパトロールについて

スキー場の管理運営は、自然条件の変化に即応して必要な対策をとらなければならない特殊な事情があり、ここでの安全管理を保障する上で、パトロール制度の果たすべき役割は極めて重大である。

しかし、パトロール制度の現状は、その任務、権限、待遇等、改善すべき余地が少なくない。そこで、当面、次の対策をとるべきではないか。

(一) スキー場に配置されているパトローラーは、そのスキー場事業者が雇用されていること、リフトの運行等には権限がないことなど多くの限界があるが、事故が起つた際の救急活動などでは一定の役割を果たしている。従つて、スキー場におけるパトローラーの数、そのなかでの有資格者の割合、スキー場の規模に応じた適正数あるいは服務規程の基準などを定め、関係者への指導を強めてはどうか。

(二) さらに、一定の地域、たとえば営林署管内、国立・国定公園別、地方陸運局管内ごとに、スキーシーズン中の期間中、各スキー場のパトロール隊の指導にあたる公的スキーパトロール・センターを確立すべきであると考えらるが、どうか。

(三) パトローラーの養成、資格付与については、現在、全日本スキー連盟、日本赤十字社がおこなう一定の積極的役割を果たしているが、内容的には救急法が中心であり、スキー場の総合的な安全対策を確保する上では、かなり専門的な知識と技術が要求されるし、一定の権限も必要である。

そこで、わが国のパトロール制度の現状と問題点を明らかにして、諸外国のパトロール制度等も調査、研究し、教訓となるものは取り入れて、スキー場の広い意味での安全確保に役立つ、わが国のパトロール制度を確立するため、関係団体や専門家を含んだ機関をつ

くり、検討を開始すべきであると考えるが、どうか。
右質問する。

昭和六十年七月二十六日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員市川正一君提出スキー場の安全対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員市川正一君提出スキー場の安全対策に関する質問に対する答弁書

一について

(一) スキー場の設置に当たつては、国有林野内においては、自然災害が発生するおそれのある箇所を除いて選定する等により、また、国立・国定公園内においては、スキー場事業の執行認可等に当たり雪崩等に対する安全対策に配慮することにより、自然災害の防止に努めているところである。

(二) 索道事業の免許に当たつては、あらかじめ地方公共団体等に照会し、予定地の自然状況等を把握する等により、自然災害の防止に努めているところである。

(三) スキー場における雪崩防止対策については、国有林野内においては、従来から、自然災害発生時の危険性について点検調査するとともに、是正措置を必要とするものについては早急に施設設置者に措置するよう指導しているところであり、また、国立・国定公園内においては、スキー場事業の執行者において必要な措置を講ずるよう指導しているところである。

(四) スキー場における安全確保体制については、国有林野内においては、あらかじめ施設設置者に対し、パトロールの実施に係る事項を記載したスキー場の管理運営計画を提出させる等により利用者の安全確保に関し指導

しているところであり、また、国立・国定公園内においては、スキー場事業の執行者において利用者の安全確保のための対策を講ずるよう指導するとともに、危険箇所の情報提供等関係機関の協力体制の確立に努めるよう指導しているところである。

二について

索道の安全対策については、索道規則(昭和二十二年運輸省令第三十四号)に基づき索道事業者に対して、主任技術者の選任、索道設備に関する定期的な検査等を義務付けているほか、索道の設備、運行等の実態に関する保安検査を実施するなど所要の指導・監督を行っているところである。

今後とも索道事業者に対しては、輸送の安全確保の観点から、所要の指導・監督を行つてまいりたい。

三について

スキー場の安全管理については、国有林野内においては、施設設置者に管理運営日誌を作成させる等により安全管理の状況を把握し、それに基づき必要な指導を行っているところであり、また、国立・国定公園内においては、スキー場事業の執行者においてスキー場の安全性に関し点検を行うよう指導しているところである。

四について

(一) いわゆる圧雪車等の雪上車は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)上は大型特殊自動車又は小型特殊自動車に当たり、道路において運転する場合は、大型特殊自動車免許又は小型特殊自動車免許が必要である。スキー場内であっても、道路に当たる場所を運転する場合には、それぞれの免許が必要であることはもちろんであるが、道路に当たらない場所を運転する場合であっても、スキーヤーの安全を確保するという観点からは、該当する免許を受けた者のみが、これらの自動車を操

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その二) 質問主意書及び答弁書

縦するよう管理上の必要な措置のなされることとが望ましい。

なお、道路における雪上車の安全運転については、安全運転管理講習等を通じて指導してまいりたい。

(二) 圧雪車等の運行については、一部のスキー場において、施設設置者が自主的に運行規程を設けており、今後は規程の整備とその遵守を奨励してまいりたい。

五について

スキー場におけるパトロール体制については、基本的には、各地域の実情に応じて施設設置者、関係団体等において、相互の密接な協力の下に対応されるべき問題であると考え。

沖縄県下の不発弾処理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月二十一日

参議院議長 木村 睦男殿

喜屋武眞榮

沖縄県下の不発弾処理に関する質問主意書
この六月二十三日で、沖縄戦終結から満四十年になる。このように長い年月が経過したにもかかわらず、沖縄には、今だに戦争の後遺症が数多く残っている。未収骨の戦没者の遺骨、未処理の不発弾の問題等まさにその後遺症である。
ここでは、未処理の不発弾の問題を取りあげたい。

地元の新聞には今も頻頻と建築工事現場で発見された不発弾に関する記事が掲載される。

先月には、伊江村の建て替え工事現場で米軍の迫撃砲弾三八発、ピストル弾一万七千二百発、木箱入りの手りゅう弾、多数が発見され、建築主は、三十五年間も知らずに不発弾の上に寝ていたことを知って、肝を冷やした例や、那覇市首里で

は米国製二百五十キロ爆弾の撤去作業に当たり、半径七百メートル以内の町民三千七百世帯、一万四千五百七人が、公民館、児童公園・霊園などに避難し、路線バスや一般車両が交通規制され、近くの公立中学、高校等三校が午前中休校となるという騒ぎが、去る一月にもあったのである。

また、十年前程には下水道工事中に不発弾が爆発して、三十数人の死傷者を出すという事故も那覇市小祿で発生している。
このように沖縄県では、未処理の不発弾によつて、今だに県民の生命、財産、生活が脅かされている状況である。

そこで、以下の質問をする。

一 沖縄県では、第二次大戦中、米軍により、約二十万トンの爆弾等が投下され、そのうち五パーセントの一万トンが不発弾となつて残されたと言われているが、事実か。政府は、沖縄県下の不発弾数を如何なる根拠に基づいて何トンと把握しているか。

二 沖縄県下の不発弾は、現在までに何トンが処理されたか。そのうち、復帰後の処理数量は何トンか。

三 現在、未処理の不発弾数量は何トンか。

四 現在のペースで不発弾処理が行われると、あと五十年ないし六十年はかかると言われている。この推定は妥当であるか。

五 四におけるペースで不発弾処理が進められるとすると、沖縄県民はあと、半世紀以上にわたつて不発弾の上で起居する生活を余儀なくされ、その不安と恐怖は限りないものである。処理のペースをもつと速めるべきであると思うかどうか。

六 現在の不発弾探査機器の能力はどのくらいか。

七 地下深く埋没した不発弾を探査できる強力な探査機器を開発して、処理のペースを上げるべきであると考えがどうか。そのためには、機器開発のための予算をもつと増やすべきである

と思うがどうか。そのような機器開発の現状と見通し及び現在までに費やされた不発弾探査機器開発予算額と今後の増額見通しについて示された。

八 国が「過去の戦争」のために注いだ予算と情熱をその結果である戦後処理の問題、とりわけ沖縄県下の不発弾処理の問題にも注いでもらいたいと希望するものであるが、政府の見解はどうか。

一日も早い「戦後処理」を済ませてこそ、戦後政治の総決算も平和を語る資格もあるのではないかと考えるものであるが、政府の誠意ある回答を求めたい。

昭和六十年七月十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県下の不発弾処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県下の不発弾処理に関する質問に対する答弁書

一及び三について

現在、沖縄県下には、まだ多くの不発弾等が地中に埋没しているとみられるが、正確な数量は把握できない。

二について

終戦から復帰までの間における不発弾等の処理は、米軍及び民間により行われたが、記録等がないため、その数量は不明である。

復帰後処理された不発弾等の数量は、昭和五十九年度までで約七百万トンである。

四について

不発弾等の処理に要する期間については、一及び三について述べてきたように、不発弾等の正確な埋没量を把握できないので、推定す

ることは困難である。

五及び八について

沖縄県下には、まだ多くの不発弾等が埋没しているとみられるので、今後とも不発弾等に関する情報を集め、計画的に探査、発掘することにも、土木工事等を行う際にも事前探査の実施を指導することにより事故の防止に努め、一日も早く沖縄県民の不発弾等についての不安が解消されるよう努力してまいりたい。

六について

不発弾の埋没状況により異なるが、現在、探査会社で使用されている不発弾探査機器には、一トン爆弾で地下四メートル程度、五十キロ爆弾で地下二・六メートル程度、砲弾で地下一・五メートル程度の深さまでのものを探知する能力のものがある。

七について

政府においては、不発弾探査機器の開発は行っていないが、民間企業において不発弾探査の迅速化の研究が行われている。政府としても、これら民間企業が研究開発に関する一般的な助成制度を活用し、研究を更に積極的に進めていくことを期待している。

沖縄県の市町村道つづれ地の「その他道路」の買上げ補償措置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月二十一日

参議院議長 木村 睦男殿

喜屋武眞榮

沖縄県の市町村道つづれ地の「その他道路」の買上げ補償措置に関する質問主意書

沖縄県は、沖縄戦が終わつてから四十年、復帰して十四年目になるが、国の責任において当然なされるべき「戦後処理」が、いまだに未処理のまま

残されている問題があることは、まことに遺憾に堪えない。

戦争が終わつて、米軍統治下に在ること二十七年間、その間において、占領軍の一方的な意向、あるいは、関係市町村による緊急避難的な道路の開設も、同じく地主の意思は全く顧みられなかつたという事情がある。

沖縄県市町村道の「つづれ地」は、沖縄戦後の混乱期において発生したものであり、現在、国において買上げ補償をなしつつあるのであるが、関係当局が、市町村道「つづれ地」の「幹線道路」と「その他道路」との間に差異と区別を設けることは全く不当である。

沖縄県市町村道「つづれ地」のうち幹線(一級、二級)道路の買上げ措置については、昭和五十四年から始められ、昭和六十二年には、終了の予定となつており、現在、その線に沿つて買上げ補償が進められているところである。

しかしながら、前記の措置が、昭和六十二年に完了するとしても、沖縄県には、まだ国の責任において買上げ補償されるべき「その他道路」と呼ばれる「つづれ地」補償問題が残つてゐることを指摘しておきたい。

その対象面積と価額は左記の通りである。

(1) 面積 百三十三万二千二百四十七平方メートル
(2) 価額 二百五十九億八千八百万円(昭和五十二年七月一日現在の査定価額)

よつて、次の質問をする。

一 沖縄県市町村道「つづれ地」の幹線(一級、二級)道路の買上げ措置は、計画どおり、昭和六十二年までに完了できる予定か。

二 前記の措置が、予定どおり完了すれば、引き続き、「その他道路」の買上げ補償措置も当然為されるべきものと思うが、どうか。

三 その補償買上げ措置について、具体的な計画を示されたい。

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その一)

昭和六十年七月十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の市町村道「つづれ地」の「その他道路」の買上げ補償措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県の市町村道「つづれ地」の「その他道路」の買上げ補償措置に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十四年度から国庫補助事業として実施している市町村道未買収道路用地の処理については、六箇年を経過した昭和五十九年度末までに計画面積の約六十パーセントの進捗をみた。今後、残事業の処理を鋭意進めるとしてゐるが、残事業の中には筆界未定、いわゆる未相続等の事由により買収に時間を要するものもあり、また、地元市町村における当該事業の執行体制等を勘案すれば、昭和六十二年までに残余の事業を処理することは困難であると考えざるを得ない状況である。

二及び三について
いわゆるその他市町村道に係る国庫補助にについては、現行の補助体系上種々の困難な問題があるのみならず、従来の幹線市町村道買収の執行状況等からみて、交通あるいは地域の振興上より重要度の高い幹線市町村道の処理になお期間を要するので、当面、幹線市町村道の処理に全力を挙げたいと考えている。

大韓航空機事件についての様々な疑問に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月二十二日

秦 豊

参議院議長 木村 睦男殿

大韓航空機事件についての様々な疑問に関する質問主意書

国民各層の中から、昭和五十八年九月一日の大韓航空機事件に関し、昨今ますます批判や疑問の声が高まつてゐる。そこで、左記の点をまとめて質問致したい。

一 航空自衛隊のレーダーが大韓機から「1300」なる応答電波を初めて受信した時の正確な時刻、その時の同機の正確な緯度・経度、その地点までの網走レーダー及び稚内レーダーからの正確な各水平直線距離(キロメートル)を明らかにされたい。

二 航空自衛隊のレーダーから大韓機のトランスponder・コード「1300」が消滅した時の正確な時刻、その時の同機の正確な緯度・経度、その地点までの網走レーダー及び稚内レーダーからの正確な各水平直線距離(キロメートル)はどうか。

三 大韓機から「1300」の応答電波を受信したのは、稚内レーダーである旨のICAO事務局長最終報告は、虚偽の報告と理解してよいか。

四 大韓機から「1300」の応答電波を受信していた事実は、自衛隊のSSR(二次監視レーダー)から、当時いかなるモードの質問電波が大韓機に対して発せられていたことを意味するのであるか。

五 航空自衛隊のレーダーから大韓機の機影(ミサイル被弾後落下中のもの)が最終的に消滅した時の正確な時刻、その時の同機の正確な緯度・経度、その位置までの網走レーダー及び稚内レーダーからの正確な各水平直線距離(キロメートル)はどうか。

六 稚内、網走、根室の各レーダーのうち、レーダーの設置場所が基地外の上空又は海上等から

容易に目撃可能で、すでにその写真等が市販の刊行物等に公表されているなど、設置場所が秘密とはいへなくなつてゐる各レーダーの海拔高度(メートル)はどうか。

七 事件当日の午前三時前後、稚内、網走、根室の各市の上空には、気象庁の高層観測データによる限り、航空自衛隊のレーダー探知の障害となる性格の「逆転層」は存在しなかつたと認識しているが、政府の認識はどうか。

八 昭和四十三年七月一日午前八時十二分頃、北部防空管制指令所(三沢)の長たる地位にあつた者、同所内で右時刻当時シールド航空八六三・DC8型機をふくむ根室レーダー覆域内の航空機の識別業務を直接指揮監督する地位にあつた者および同機に対する警告を命じた者の各職名、階級、氏名を明らかにされたい。

九 昭和四十三年七月一日午前八時二十分頃、根室の防空監視所の長たる地位にあつた者および同所内で右時刻頃、日本の防空識別圏のはるか彼方を、高度約二万一千フィートでソ連領空方面に飛行中のシールド航空八六三・DC8型機に対し、国際緊急周波数(一一・五メガヘルツ)の無線通信で「そのまゝ行くとソ連領にはいるから、針路を南にとれ」との警告業務を直接担当した者(もしくは、そのチームの長たる地位にあつた者)の当時および現在の職名、階級、氏名を明らかにされたい。

十 昭和四十三年七月一日午前八時頃から同八時半頃にかけて、東京国際対空通信局において、シールド航空八六三・DC8型機の管制業務に従事していた管制通信官(もしくは、それらの業務を直接担当したチームの長たる地位にあつた者)の当時および現在の職名、氏名を明らかにされたい。

十一 大韓機に対しミサイルを発射したソ連攻撃機について、航空自衛隊の森繁弘空幕長は、「スホイ15とみるのは誤りで、ミグ28である」との見解を公表しているが、航空自衛隊の右の見解は今日においても訂正されていないものと理解

昭和六十年八月七日 参議院會議録追録(その二)

質問主意書及び答弁書

六

解してよいか。

十二 政府はソ連政府がソ連レーダー記録に基づいて、事件当日午前三時二分頃、大韓機が右に大きく旋回したと主張している点について、何か反論の用意があるか。

十三 事件直後、日米両国政府が国連安保理事会に対し共同公表したソ連要撃機の交信傍受記録の午前三時九分の通信には、大韓機が左に大きく旋回した事実が認められる。これは、ソ連政府が公表している大韓機の左旋回(二回目の大きな旋回)の航跡図とも符合しているが、政府は、「午前三時九分の左旋回」について、どのように認識しているか。また、右に述べたことは、自衛隊関係者には周知の事実だと言われるがどうか。

十四 日米両国政府が共同で国連安保理事会に出したソ連要撃機の交信傍受記録(英文)およびオーディオカセットテープの内容は、すべて日本政府が提供した録音テープによるものである旨、当時公表されたが、今日においてもそのように理解してよいのか。

十五 中曽根首相は、国連、ICAO(国際民間航空機関)等の国際機関及び国際的な報道機関に対し、大韓機事件の真相解明のための最重要資料として、(1)日本政府が所有する録音テープを原資料とするソ連機の交信録、(2)日本政府が所有するレーダーのビデオテープを原資料とする大韓機とソ連要撃機のレーダー記録、(3)日本政府が所有する航空管制当局の録音テープを原資料とする大韓機〇〇七便、同〇一五便の交信録を公表させて、国際世論の本事件に対する認識に決定的影響を与えたが、首相は証拠提供者者としての日本政府の国際的責任において、前記三件の原資料をいかなる配慮のもとに保全しているか。

十六 日米両国政府が共同で国連安保理事会に提出したソ連機の交信録(英文)には、各通信ごとに「ソ連地上局名」が明記されているのに、その後

政府が日本国民に公表した交信録(日本文)からは「ソ連地上局名」を削除した理由は何か。

十七 米政府が公表したソ連機の交信録のロシア語原文には、各通信ごとに「ソ連地上局名」が明記されているのに、日本政府が事件後一年半も経過した昭和六十年二月末に公表した同交信録のロシア語原文には「ソ連地上局名」が記載されていない理由は何か。「ソ連地上局名」も記載した完全な交信録の公表を求めたい。

十八 日米両国政府が、国連安保理事会に出席した各国政府代表の中で希望する者に配布したソ連機の交信のオーディオカセットテープには、各通信の時刻を客観的に特定する尺度となる「標準電波」が収録されていないというのは事実か。

十九 政府は、昭和六十年六月十日午後八時から同時四十五分に至る間、NHKテレビがNHK特集「見えないたたかい」・いま、日本の空で何が電波情報戦において、長崎県の五島列島・福江市の「地上局」と同所の上空を飛行する小型飛行機との間の交信を、約百七十キロメートル離れた福岡県久留米市のアマチュア無線家(隈元亮氏)が正確に傍受する実験の様子を放送した事実を承知しているか。

二十 政府は、右の実験で福江市の「地上局」の実体は市販されているトリオ無線のIC21携帯用無線機(市価二万円程度)で、微弱電波の傍受を目的とする実験のため、同無線機の出力を二ワットの方ではなく、〇・一ワットの方を特に採用していたにもかかわらず、約百七十キロメートル離れた、総額数百万円以下の傍受施設ですべて明瞭に傍受出来た事実を承知しているか。

二十一 政府は、右実験がおこなわれた時期は「電波がとばない」とされる季節で、実験結果は決して異例でないとの認識に基づき、アマチュア無線家が整備出来る水準の傍受施設によっても、サハリン、朝鮮半島の地上の微弱通信の傍受も

十分可能である旨の結論が、NHKの番組製作者によつて放送された事実を承知しているか。

二十二 陸幕の東千歳通信所の巨大な通信傍受施設や稚内にある同通信所の分遣隊の巨大な通信傍受施設が、宗谷海峡をへだてるだけの、サハリン南部における、ソ連地上局側の通信を傍受することが出来る、上空の要撃機から地上局への通信のみ傍受することが出来た旨の政府の公表事実は、当時から、軍事技術専門家、通信技術専門家たちの失笑をかつてきたものであるが、この際政府は、ソ連地上局側の通信傍受の事実を認めるべきではないか。

二十三 政府が公表したとおり、自衛隊レーダーは、事件当日の午前三時十二分以前の大韓機を捕捉することが出来ず、また自衛隊の巨大な通信傍受システムが目と鼻の先のサハリン南部の地上局が上空のソ連要撃機と交信している内容すら傍受できなかったのが事実とすれば、最高責任者たる中曽根首相をはじめ、自衛隊関係者は、「見えないレーダー」きこえない傍受施設のためにわが国防衛に対する国民の期待を裏切ったことになるとは考えないか。

二十四 政府は、次の二つの資料を、いつ(年月日)、誰(職・氏名)が、ICAO(国際民間航空機関)の誰(職・氏名)に提供したか、明らかにされたい。

記

1 大韓機が高度を約二万九千フィートに下げたことを示す自衛隊レーダー・データ

2 大韓機の東京国際空港通信局への最後の通信が「ワン・ツー・ワン・ツー・デルタ」で終っていることを示す微弱通信の音声解析データ

二十五 ICAO理事会は、ICAO事務局長最終報告書(文書番号C-WP/7764)に対し、いつ(年月日)、いかなる内容の決定をしたか。

二十六 ICAO理事会は、ICAO航空委員会

委員長報告書(文書番号C-WP/7809)に対し、いつ(年月日)、いかなる内容の決定をしたか。

二十七 日本政府代表はICAO理事会において、「当委員会は、事務局最終報告書に述べられているシナリオの結論については賛成できない」との結論を表明している航空委員会委員長報告に対し、いかなる態度を表明したか。

二十八 日本政府はICAOに対し、事実調査の再開を働きかけ、ICAOによる調査活動を具体的に支援する用意があるか。

二十九 ICAO事務局最終報告書によると、事件当日午前三時五十六分に、東京管制部(所沢)から、自衛隊及び在日米軍等に対し、航空管制当局が大韓機との無線連絡設定が出来なくなつたことを通知するとともに、自衛隊、在日米軍等に対し、大韓機の通信捜索の実施を依頼した旨の記載があるが、右時刻に、右の内容の通報が東京管制部から自衛隊、在日米軍等に対してなされたというのは事実か。

三十 事件当日「午前三時五十六分の通報」の事実を、政府が長く隠していたので特に質問をするが、右「午前三時五十六分の通報」をした運輸省側のチームの長たる者の職名、氏名及び右通報を受けた自衛隊側のチームの長たる者の職名、氏名をそれぞれ明らかにされたい。

三十一 自衛隊は、運輸省側から午前三時五十六分に行方不明の大韓機を通信捜索をしてほしい旨の依頼を受けた後、その事実は誰(職・氏名)に報告され、誰(職・氏名)の責任においていかなる捜索をしたのか。

三十二 政府は、運輸省側から事件の第一報を受けた自衛隊関係者に対し、午前三時五十六分以後の処置が適切でなかつたとして、何らかの処分をした事実があるか。

三十三 航空自衛隊のバッジ・システム(自動警戒管制組織)のコンピュータには、事件当日午前一時十四分に大韓機のコンピュータ・フ

ライトプラン(飛行実施計画)が入力されたと理解してよい。

三十四 運輸省が、大韓機のコンピューター・フライング・プランを、あらかじめ航空自衛隊のコンピュータに情報提供した法令上の根拠条文を示されたい。

三十五 上品山航空路監視レーダーの覆域は、氣象条件等最良の条件下で高度三万二千フィートのボーイング747型機の場合、最大半径何キロメートルか。

三十六 横津岳航空路監視レーダーの覆域は、氣象条件等最良の条件下で、高度三万二千フィートのボーイング747型機の場合、最大半径何キロメートルか。

三十七 政府はソ連要撃機が大韓機に対し、何時何分何秒頃ミサイルを発射したと認識しているか。

三十八 政府はミサイルが大韓機に何時何分何秒頃、命中したと認識しているか。

三十九 政府は大韓機的主要部分が何時何分何秒頃ミサイルによって破壊されたと認識しているか。

四十 政府が公表している大韓機の撃墜時刻「午前三時三十八分」の意味は、同機が右時刻までボーイング747型機としての基本的な原形を維持していた意味なのか、それとも機体はそれ以前に破壊されているが、右時刻頃、空中分解後の機体部分が最終的に地上又は海上に落下・到達したという意味なのか、政府の右に言うところの「撃墜」の定義を明確にされたい。

四十一 政府は国際的に刊行されている新聞雑誌その他の出版物および独自に収集した情報等に基づいてA3ミサイルの、(1)重量、(2)射程距離、(3)速度、(4)命中時の破壊力について、どのように認識しているか。

四十二 ボーイング747型機の後方八キロメートルの位置から発射され、赤外線追尾により同機のエンジン一基に命中爆発したA3ミサイル

ルが通常の場合、同機を空中分解させるに要する時間は、発射後おおむね十秒以内と理解してよい(但し、ボーイング747型機とミサイルを発射した機の高さ及び速度をともに三万二千フィート、四五〇ノットと仮定する)。

四十三 ソ連政府はICAOに提出した調査報告書において、日本時間九月一日「午前三時二十四分」に、ソ連領の「サハリン西部のブラウダ計画住宅地区上空」で大韓機の「飛行を終了させた」と公表している(ICAO事務局最終報告書付録F文書参照)。右は、政府が公表した撃墜時刻「午前三時三十八分」および撃墜地点「モネロン島付近」と大幅に相違しているが、政府には何か反論の用意があるか。反論があれば、その具体的根拠を明らかにされたい。

四十四 政府は事件当日午前三時二十四分現在の、大韓機的位置(正確な緯度・経度)をどう認識しているか。

四十五 政府は「サハリン西部のブラウダ計画住宅地区」の位置(正確な緯度・経度)をどう認識しているか。

四十六 政府がICAO事務局最終報告書(昭和五十八年十二月十二日開催のICAO理事会に提出)に添付された付録F文書の内容を検討させた軍事技術専門家、航空技術専門家は、右文書に記載されたソ連政府の主張事実に対し、いかなる見解を表明したか。

四十七 政府が昭和五十八年九月の衆参両院における全会一致による真相究明要求決議を受けて以後、今日に至る間、大韓機事件の真相調査活動を委嘱した軍事技術専門家、航空技術専門家は誰々であるか。

四十八 政府は衆参両院における全会一致の決議を受けた後、今日に至る間に、事件の真相究明のための調査活動を目的として、いつ、いくらの予算措置をしたか。また、今日まで調査費用におおむねいくらの予算を執行したか、だいたいの内訳を示されたい。

四十九 政府が公表した事件当日の大韓機(KE007)及びKE015機と東京国際空港通信局(成田)、東京管制部(所沢)との交信記録は、具体的に誰(職・氏名)と誰(職・氏名)との間で交わされた通信であるのか、政府が今日までに認識しているところを明らかにされたい。

なお、防衛省が公表したソ連要撃機の交信傍受録では三時二十六分二十一秒に「目標は撃墜された」とあるのに、運輸省が公表した東京国際空港通信局の交信記録では、三時二十七分二十五秒頃まで「ワン・ツー・ワン・ツー・デルタ」なる通信がなされており、一部に替え玉説まで出されているナゾであるから、疑惑解明のため直接交信を担当した者を明らかにするべきであると考えよう。

五十 政府は大韓機が事件当日午前三時十二分頃、高度三万二千フィートであったものが航空管制当局の許可を求めるとさえず、許可も受けずに、勝手に同十五分に高度二万九千フィートに下降した事実を管制指示違反と認識しているか。

五十一 政府は大韓機が右の下降をした際、同機の乗員が下降の事実気がつかないことがあり得ると認識しているか。

五十二 政府は大韓機が高度を二万九千フィートに下げたあと、同十五分十秒の通信で、同機の高さを「三万三千フィートから三万五千フィートに上昇させたい」旨の管制承認を求めている事実、同「二十分二十秒の通信で「三万三千フィート」を今離脱します」と報告している事実および同「二十三分五秒の通信で「三万五千フィートに達しました」と報告している事実、すべて同機の実際の高度と大幅に差のある、虚偽の通信であったと認識しているか。

五十三 政府は事件当時、大韓機が飛行したサハリン付近の、気象庁公表高層気象データによると、標準気圧に高度計をセッティングしている国際線の旅客機である大韓機の高高度計は、当該地域が

やや弱い高気圧のため、通常、同機の実際の高さより、約二百フィート程度低い高度(例えば、二万九千フィートを飛行時には二万八千八百フィート程度)を示していたものと認識しているか。

五十四 政府はロメオ20のルートの指示高度は、上下の間隔が二千フィートで、かつ「三万一千フィート」の上下は、「三万三千フィート」「二万九千フィート」と奇数高度を指示しているにもかかわらず、大韓機の乗員がもとと管制当局の許可が得られないことを十分知りながら「三万二千フィート」という偶数高度を無断で採用し、かつ二千フィート間隔を無視して、三千フィート幅の下降、上昇を無断でおこなっている等、当時の平穏な気象条件から全く考えられない飛行態様から、大韓機は(少なくとも)自衛隊レーダー・データが公表された午前三時十二分から同二十九分の間は、航空管制当局に対しては意図的に虚偽の報告をしなから、乗員の何らかの目的意思に基づく人為的操縦による操縦によつて、故意に管制指示違反の飛行をしていた事実を明確に認識しているか。

五十五 政府は大韓機が我が国の航空管制当局に対し、故意に虚偽の報告をしつつ、管制指示違反飛行をしていた事実が国際的に明白になった現段階で、大韓機に対し、なんらかの処置をとるべきであると考えようか。

五十六 堀川和洋陸幕調査部調査第二課別室長(当時)は、カムチャッカ半島で領空侵犯機に対しソ連要撃機が緊急発進した旨の、カムチャッカ半島のソ連防空軍とハバロフスクのソ連極東軍管区司令部間の通信傍受情報、事件当日、何時何分に受けたか。

五十七 陸幕長、防衛局長、内閣調査室長らは、ハバロフスクのソ連極東軍管区司令部とカムチャッカ、サハリンのソ連防空軍との間の通信傍受に基づき「何者かがカムチャッカ半島のソ連領空を侵犯した」事実を、それぞれ事件当日

御指摘の事実については承知していない。
二十二について
ソ連機と陸上基地との間の交信について、防衛庁が収集した交信記録には陸上基地からの発信と断定できるものはない。

二十三について

防衛庁は業務の遂行に伴って得られたレーダー記録とソ連機の交信記録を公表したが、その後、ソ連が大韓航空機の撃墜の事実を認めるに至り、政府としては自衛隊の活動が事件の真相究明のために大いに貢献したと考えている。

なお、専守防衛を旨とする我が国の防衛にとって、警戒監視、情報収集等の果たす役割は大きく、引き続き、これに必要な態勢の充実、強化に努めてまいりたい。

二十四について

政府は、昭和五十八年十月に来日したICAO調査団に対し、自衛隊のレーダー記録に基づく大韓航空機の航跡図を提供するとともに高度等についても適宜口頭による補足説明を行った。また、同調査団に対し、運輸省が作成した大韓航空機と東京国際対空通信局との間の交信テープの解析結果を提供した。

二十五及び二十六について

ICAO理事会は、昭和五十九年二月二十九日から同年三月六日までICAO事務局長報告書及び同航空委員会報告書について審議し、大韓航空機の撃墜を非難するとともに、ICAOによる本件調査等に対するソ連の非協力を遺憾とし、全加盟国に対し再発防止への協力を要請することを内容とする決議を採択した。

二十七及び二十八について

我が国は、ICAO事務局長報告書及び同航空委員会報告書のいずれも大韓航空機の航路逸脱原因を断定していないことにかんがみ、ICAO理事会において、今後ともICAOによる真相究明のための努力が継続されるべきである旨繰り返し主張してきている。

二十九について

昭和五十八年九月一日午前三時五十六分ごろ、東京航空交通管制部が自衛隊及び在日米軍に対し、大韓航空〇〇七便について通信搜索の実施を依頼したのは事実である。

三十一、三十二及び六十二について

運輸省から大韓航空機に関する通信搜索の実施の依頼を受けた自衛隊の部隊は、しかるべく関係部隊に照会の上、その時点における同機の所在は把握できない旨運輸省に回答した。

なお、当日の個々の業務を実施した自衛隊員については、それぞれ組織の一員としてその担当する業務を実施したものであり、氏名等を公表することは差し控えたい。また、自衛隊における当日の具体的な部隊運用の状況についても、公表を差し控えたい。

三十三について

大韓航空〇〇七便の飛行計画は、午前一時四分に運輸省から防衛庁に送信がなされた旨の記録があるので、その後速やかに自衛隊のバジ・システムに入力されたと考えられる。

三十四について

航空機の飛行計画等については、政府部内の協力の一環として、運輸省の飛行計画情報処理システム(EDP)から、防衛庁の飛行管理情報処理システム(FADP)に対し、送信がなされている。

三十五及び三十六について

上品山航空路監視レーダー及び横津岳航空路監視レーダーの覆域は、最大約三百七十キロメートルである。

三十七及び三十八について

ソ連機の交信記録には、午前三時二十六分二十秒「発射した。」同三時二十六分二十一秒「目標は撃墜された。」との交信があるが、このような記録に対応する個々の事実については明らかでない。

三十九及び四十について

政府としては、種々の情報を総合した結果として、午前三時三十八分ごろ撃墜されたものと判断しているものである。四十一及び四十二について
政府としては、空対空ミサイルAA-3が本

撃墜事件に関係しているか否かについては、確認していない。

同ミサイルの性能諸元は明らかではないが、「ジェーン兵器年鑑一九八四―八五」においては、射程が十六キロメートル余りといわれている旨の記述がある。

同ミサイルの性能諸元が明らかでないため、御質問の場合における所要時間についても明らかではない。

四十三について

政府が公表した大韓航空機の撃墜時刻及び撃墜地点は、種々の情報を総合的に判断して得られた結果である。ソ連政府がICAOに提出した暫定報告書中の御指摘の部分がいかなる根拠に基づくものであるかについては承知していない。

四十五について

サハリンの南西部海岸沿いに「ブラウダ」という地名(北緯四十六度五十五分、東経百四十二度二分)が存在することは承知しているが、「ブラウダ計画住宅地区」の所在については承知していない。

四十六及び四十七について

政府は、事件の真相究明のための調査・研究を民間の軍事技術専門家、航空技術専門家に委嘱したことはない。

四十八について

御指摘のような経費について積算することは困難である。

四十九について

大韓航空〇〇七便と東京国際対空通信局との間の交信並びに大韓航空〇一五便と東京国際対空通信局及び東京航空交通管制部との間の交信については、いずれも、航空機側の通話者が具体的に誰であったか判別し得ていない。

五十、五十二、五十四及び五十五について

大韓航空機が人為的操作により下降したか否か及び同機が虚偽の報告を行っていたか否かについては、機体が回収されず、また、パイロットが死亡している等のため、断定できない。

一般的に、高度三万二千フィートから二万九千フィートに下降した場合、パイロットが通常の注意力をもつて高度計等を監視していれば、下降に気がつくものと考えられる。

五十三について

事件当時、仮に大韓航空機が標準大気高度計をセットして標準大気より高い気圧帯を飛行していた場合には、機内の高度計は実際の高度より低い数値を示していたと考えられるが、当時の気圧の正確なデータがない等のため、高度計が示した数値を推定することはできない。

五十六から六十までについて
防衛庁の情報業務の具体的な内容については、事柄の性質上公表することは差し控えている。

なお、ソ連機が大韓航空機を撃墜した前後の様子を示す交信記録は、防衛庁が公表したものがすべてである。

六十一について

ソ連機の交信記録中、午前三時三十三分二十六秒「目標はIFFに対し応答しない。」との交信が記録されているが、当該交信で用いられているザブロスという露語はソ連軍の用語としては、敵味方識別装置から発する質問信号をいうものと理解している。

FSX(次期対地支援戦闘機)のいわゆる国産化と日米関係に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年八月七日 参議院會議録(その一) 質問主意書及び答弁書

昭和六十年六月二十四日

参議院議長 木村 陸男殿 秦 豊

FSX(次期対地支援戦闘機)のいわゆる国産化と日米関係に関する質問主意書

FSX(次期対地支援戦闘機)についての防衛庁側の方針は、現在なお白紙、検討中の態度を表面的には明示しているが、国産化の方向が次第に強まっていることは、衆目の見るところである。

六月二十二日、朝日新聞ワシントン発特派員電は、FSXの国産構想に対して米政府内部にいくつかの理由をあげた異論が抬頭していると報道しているが、それらに関連して質問する。

一 FSXについてのいわゆる白紙の状態を、いつまで続ける考えなのか。国産か、外国機導入かの結論は、今後の防衛計画、いつ頃正式に打ち出せば良いのか、問題のタイムリミットについて伺っておきたい。

二 これまでの調査・検討を総合して国産可能と判断できるだけのデータは、既に得ているのか。それとも、なお調査を要する問題点を残しているのか。

三 FSX問題に対する外国機導入の考えは、現状では全く残されていないのか。あるいは、その余地を若干残しているのか。

四 政府は、FSXの国産と外国機導入を二者択一の課題と考えているのか。それとも、一定の比率と運用を考慮するならば、両者を共に選択することもあり得ると考えるか。

五 米国側は、①FSXの国産化は、研究・生産コストが共に高くなり過ぎる、②日本の武器輸出禁止政策を揺るがすことになりかねない、③米空軍戦闘機との間の互換性が損なわれ、作戦遂行上マイナスを生ずる、としているようだが、これらの指摘は、いずれも妥当なものと考ええるか、個別項目ごとにお答えを頂きたい。

六 米国側には、「日本のFSXは一機当たり八

十億円ではなく約百億円に達するだろう」との試算があるというが、これについてはどのような反論があるか。

七 米国側は、FSXは現在のF-1の後継だけでなく、F-15に代わるFXとしての運用も考えていると受けとめているようだが、これに対してはどのような考えか。

八 政府は、FSXについて米国側がどのように要請しようとも、あくまでわが国独自の判断に属する課題として、その主体性を貫く方針なのか。

九 防衛と貿易はそれぞれ別個の領域に属しながら、昨今の米国議会等の傾向には、明らかに両者間のリンクがうかがえる。FSX問題も、その対象から免れることはきわめて困難と思われるが、政府としてはどう考えるのか。右質問する。

昭和六十年七月九日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 陸男殿

参議院議員秦君提出FSX(次期対地支援戦闘機)のいわゆる国産化と日米関係に関する質問に対する答弁書

一から四まで並びに五の②及び③について
(一) 航空自衛隊の現有支援戦闘機F-1の後継機(以下「FSX」という。)については、現在、防衛庁において、外国機に関する性能諸元及び将来の技術的可能性等に関する基礎的データの収集作業が続けるとともに、国内開発の技術的可能性等について検討を行っているが、これは、飽くまで具体的機種選定作業に入る前段階の検討作業である。今後、この成果を得た後、具体的な機種選定作業に入る

ことになるが、現時点においては、国内開発、外国機の導入あるいは現用機の転用といった具体的見通しについて申し述べる段階にない。

なお、具体的機種選定作業に当たっては、米軍との間の互換性を含めた各種の面から幅広く検討したいと考えている。

(二) 今後とも、武器輸出三原則(昭和五十一年二月二十七日の武器輸出に関する政府方針等を含む。)を堅持していく考えに変わりはない。

五の①及び六について
FSXの国内開発の技術的可能性については、経費面も含め、現在、防衛庁技術研究本部が検討を進めているところであり、御質問の事項について具体的に申し述べる段階にない。

七について
現在、防衛庁において検討を行っているFSXは、現有支援戦闘機F-1の後継機として考えているものである。

八及び九について
FSXの機種選定については、専ら我が国防衛上の必要性という観点に立つて、飽くまで我が国の自主的判断に基づき行ふべきものと考えている。

極東での信頼醸成措置をめぐるソ連側の新たな提案に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月二十四日

参議院議長 木村 陸男殿 秦 豊

極東での信頼醸成措置をめぐるソ連側の新たな提案に関する質問主意書
去る六月二十二日付のソ連共産党機関紙プラウダは、日・ソ間の信頼醸成措置の一環として、

シーレーン問題の検討を呼びかけているが、これに関連して質問する。

一 ソ連側は「日本とソ連の二国間の信頼醸成措置として、いま、できることは、シーレーンの安全保障問題の検討だ」と指摘し、太平洋とインド洋海域での軍事行動の制限等の問題を話し合う姿勢を示しているが、これについて、政府は、基本的にどう受けとめるか。

二 今回の見解は、去る五月二十一日のゴルバチョフ提案、すなわち全アジア安全保障会議構想に沿った、一つの具体的な打診ともいえる。

全アジア安全保障会議について、外務省は、いくつかの留保条件を前提としながら、一応検討に値するとの反応を示したが、今回のシーレーン問題についてはどう考えるか。

三 最近のソ連側の対日批判ないし主張は、一貫して「米国は日本のNATO化をねらい、ワシントン・東京・ソウルの三国接近を進めることによつて、最終的には、米・日・加・豪・ASEAN等を包み込んだ太平洋共同体をめざしている」というものであり、きわめてパターン化されているが、政府としては、このようなソ連側の認識や主張に対しては、どのように受けとめているのか。

四 去る六月二十四日、ソ連の国営タス通信は、日米安保改定二十五年に言及して「日米安保は、ますます対ソ同盟化し、それに米・韓関係を加えた新たな三国同盟は、極東の力のバランスに大きな影響を与える」と述べている。この主張も前項と同様の視点に立つものであるが、これについてはどう考えるか。

右質問する。

昭和六十年七月十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 陸男殿

参議院議員案君提出極東での信頼醸成措置をめぐりソ連側の新たな提案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員案君提出極東での信頼醸成措置をめぐりソ連側の新たな提案に関する質問に対する答弁書

一及び二について

ソ連が、御指摘の提案を含め極東における信頼醸成の重要性を説くのであれば、北方領土における軍備増強やアフガニスタンへの軍事介入等、信頼醸成を困難にするようなソ連の行動がまず正されるべきであると考ええる。

三及び四について

ソ連の新聞等において御指摘のような論評のあることは事実であるが、これらは、事実をわい曲した一方的な見方であると考える。

「予算の空白」と参議院の審議権に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月二十四日

田代富士男

参議院議長 木村 睦男殿

「予算の空白」と参議院の審議権に関する質問主意書

昭和五十七年度予算の審議に際して、本院予算委員会における質疑を通じ、また質問主意書（昭和五十七年五月十一日提出、質問第一五五号）で、いわゆる予算の空白について質問した。

しかし、今もつて参議院における予算の審議権の確保について、十分に保障されたとは言いがたく、六十年度予算審議の過程でも本問題が論議され、予算委員長報告にも指摘された通りであり、重ねて質問したい。

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その一)

質問主意書及び答弁書

一 昭和五十七年四月三日の本院予算委員長見解については、当時の鈴木総理は、「私どもは評価をいたしておりますので、十分尊重してまいりたい。」と答弁されているが、その後の経過を見る限り、十分尊重されたとは思えない。

政府は、同見解をどのように受け止めているか、伺いたい。

二 予算の空白について、同日の予算委員会での関連質疑において、主計局長及び法制局長官は、「制度の予想していない状態」「不都合な状態」「決して適切な状態であるというふうには申せません。」「真正面から容認されていることではない。」などと答弁され、従つて同長官は、「非常に遺憾なことである。」とまで断言されている。

非常に遺憾な状態を何時までも続けている裏にあるものは、同関連質疑において指摘した悪慣習に対するなれつこの態度であり、その答弁において、五十八年度以降には改めるべきことを約束しているとはするが、その後検討された具体策は何か、伺いたい。

三 答弁書（内閣参質九六一五号）において、政府は、「国政の円滑な運営に支障を生ずる云々」と答えているが、この場合、政府がいうところの国政とは、行政府にのみ目を奪われてのものではないか。

立法府たる国会の審議もその一環でなければならぬことはいうまでもなく、従つて、政府が国政の円滑な運営というのならば、参議院における審議権の確保に支障となる事態についても十分に配慮し、内閣において暫定予算の提出を果敢に決断、実行すべきではないか。

四 昭和五十八年度、昭和六十年年度について、空白期間がそれぞれ四日間、五日間であつた。

そこで、両年度に關して、先の質問主意書の三、四、五の質問項目と同様、①具体的にどのような不都合を生じ、②予算空白期間において、支出・支払いが生じた科目について政府と

してどう対応し、③どのような事後処理をされたか、答弁を求めたい。

昭和六十年八月七日

内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員田代富士男君提出「予算の空白」と参議院の審議権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田代富士男君提出「予算の空白」と参議院の審議権に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

昭和五十七年四月三日の参議院予算委員長見解については、政府として、これを十分尊重し、いわゆる予算の空白によつて国政の円滑な運営に支障を生ずることのないよう、国会の予算審議を尊重しつつ、適切に配慮するよう最大限の努力を行つてきたところである。

各般の事情から、昭和五十八年度及び昭和六十年年度においては、遺憾ながら予算の空白が生じたところであるが、昭和五十九年度において本予算を審議する国会の状況等を勘案して、暫定予算を作成し、これを、国会に提出したところである。

(四) 被収容者作業賞与金等の立替払の状況

年度	立替払された額(千円)
昭和五十八年度	二、六九七
昭和六十年	一〇、四四六

(2) 供託金利息

供託法に基づき供託金の利息の支払については、予算決算及び会計令により供託金（歳入歳出外現金）の繰替使用で対処した。

(四) 供託金利息の繰替使用の状況

年度	繰替使用した額(千円)	歳出予算で補てん処理した時期
昭和五十八年度	九、三三七	五月十三日から七月二十五日まで
昭和六十年	一一、四九九	五月十七日から七月二十七日まで

郵便貯金の支払利息、簡易生命保険等の還付金等郵便貯金法に基づき支払利息、定額貯金増増金及び簡易生命保険法に基づき還付金等の支払に

ところである。

今後とも、政府としては、昭和六十年四月五日の参議院本会議における予算委員長報告において「予算の空白問題について、従来からの論議や本年度予算の経緯にかんがみ、かかる事態を生ぜしめないよう、政府において暫定予算の提出等国民に迷惑をかけないための諸般の対策に万全を期することを改めて強く要請」された趣旨を尊重し、適切な対応に努めてまいりたい。

四について

昭和五十八年度及び昭和六十年年度のいわゆる予算の空白期間中において支払等を必要とする経費については、それぞれ立替払、支払の延期等によつて対処しているが、科目別の対応措置及び予算成立後の事後処理については、次のとおりである。

(四) 予算成立年月日

昭和五十八年度	四月四日
昭和六十年	四月五日

(1) 被収容者作業賞与金等

監獄法等に基づき支給される被収容者作業賞与金等については、第三者（昭和五十八年度にあつては矯正施設などの職員会、昭和六十年年度にあつては財団法人矯正協会）による立替えで対処した。

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その一) 質問主意書及び答弁書

ついては、予算決算及び会計令による郵政官署における現金の繰替使用で対処した。

(四) 郵便貯金特別会計、簡易生命保険及郵便年金特別会計に係る繰替使用の状況

(イ) 郵便貯金特別会計

繰替使用した額(千円)

歳出予算で補てん処理した時期

昭和五十八年度 一、〇二五、九三八

五月三十一日

昭和五十九年度 一、六二〇、四三三

〃

(ロ) 簡易生命保険及郵便年金特別会計

繰替使用した額(千円)

歳出予算で補てん処理した時期

昭和五十八年度 一八、八六三、九七六

四月三十日

昭和五十九年度 四五、七四九、五三三

〃

(4) 失業給付金等

雇用保険法等に基づき四週間に一回ごと指定された日に支給されることとなっており、前年度歳出予算の残を使用して支払い、予算成立後に年度更正、科目更正を行って対処した。

(イ) 労働保険特別会計雇用勘定における失業給付金の年度別の対応措置状況

年度 空白期間中に支払った額(千円)

年度更正の処理を行った時期

昭和五十八年度 九、一三九、〇七九

四月五日から十五日まで

昭和五十九年度 一七、一一一、二一八

四月六日から十五日まで

(5) 生活保護費

受給者への支払及び支払日の決定は、各都道府県等が行っており、毎月五日が大半を占めているが、その国庫負担分についての第一回目の交付決定は、昭和五十八年度にあつては四月四日に、昭和六十年年度にあつては五月十八日に行つた。

(6) 証人及び参考人等の旅費

刑事訴訟費用等に関する法律等に基づいて出頭する証人等の旅費については、予算成立後精算した。

(7) 国選弁護人報酬

刑事訴訟費用等に関する法律に基づく弁護人に支給する費用は、予算成立後に後払した。

(8) 資金運用部預託金利子

資金運用部資金法に基づく利子の支払については、予算成立後に後払した。

(9) 立法事務費

国会における各会派に対する立法事務費の

厚生年金保険法、国民年金法等に基づき支払われるいわゆる随時払分については、予算の空白期間中に裁定されたものがない。

(五) 司法修習生手当等

司法修習生の給与に関する規則に基づき司法修習生としての修習を終えた際に支給される司法修習生手当等については、昭和六十年年度にあつては、予算成立後に後払した。

なお、恩給等(国会議員互助年金、文官等恩給費、遺族等年金等)については、年金恩給支給規則等により払渡開始日は四月六日となっており、また、地方交付税交付金(四月分の普通交付税)については、地方交付税法の規定により四月中に交付することとなっており、それぞれ予算の空白期間中の支出はなかつた。

「豊田商事問題」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月二十四日

参議院議長 木村 陸男殿

喜屋武眞榮

「豊田商事問題」に関する質問主意書

「豊田商事問題」に関しては、病めるわが国社会の病状の一端を垣間見る思いがする。

そこで、以下質問したい。

一 現在までに判明している被害(契約)件数と金額を都道府県別に示されたい。

二 本件の被害者には、一人暮らしの老人など社会的弱者が多いと思われるが、この点について、その背景や原因等を政府はどのように見ているのか。

三 沖縄県における被害者については、他の都府県と比し、特に異なる状況が見られるのかどうか示されたい。

四 あのような悪徳商法が罷り通つた原因は、何

にあると政府は考えているか。

五 あのような悪徳商法の再発を防止するため、政府はどのような施策を考えているか。

六 本件の被害者に対しては、政府として何か救済策ないしは援助策を考えているか。

七 「豊田商事問題」に対しては、政府として、今後どのように対応していくのか。

昭和六十年七月十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 陸男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出「豊田商事問題」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出「豊田商事問題」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

昭和五十九年四月一日から昭和六十年五月三十一日までの間に国民生活センター並びに都道府県立及び政令指定都市立の消費生活センターに寄せられた豊田商事(鹿島商事を含む)関係の苦情相談について調査したところによると、

苦情相談件数は合計で四千三百五件となっており、このうち契約に基づいて既に支払った金銭の額(以下「既払い金額」という)が苦情相談において判明しているものは三千七十九件で、その金額の合計は百九億四千九百五十三万円となつてゐる。都道府県別の苦情相談件数及び苦情相談において判明している既払い金額は、別表のとおりである。

また、この調査結果によると、苦情相談のうち六十歳以上の高齢者に係るものの件数(二千四百二十二件)が年齢の判明している者に係るものの件数全体(三千九百三十件)の約六割という高い割合を占めているが、これには、高齢化、核家族化の進展等を背景に、特に高齢者が勧誘の対象にされたという事情があるものと考

えられる。
なお、沖縄県立の消費生活センターに寄せられた苦情相談の件数は七十三件となっており、このうち既払い金額が判明しているものは五十六件で、その金額の合計は一億六千三百七十三万円となつてゐる。沖縄県における状況が他の都道府県と比べて特に異なるものであるとは考へていないが、この調査結果からみれば、高齢者に係る苦情相談の件数の割合が全国平均に比べやや高いといえる。
四及び五について
消費者取引形態の多様化及び消費者の資産の増大に伴う有利な資産選択意識の高まりのなかで、消費者のニーズに便乗した巧妙な商法が出現し、消費者に被害をもたらしていると考えらる。
金等の現物まがい取引に対しては、これまでも消費者保護会議の決定に基づき、不法事犯の取締りの強化等各種法令の厳格な運用及び随時迅速な情報提供を行つてきており、関係行政機

関等の消費者相談窓口においても適切な消費者相談に努めてきているところである。
今後とも、関係省庁連携の下、消費者保護の観点から不法事犯の取締りの強化等各種法令の厳格な運用及び迅速な情報提供に努めることとしてゐる。また、特に、本件類似の悪質な商法に対する啓発と併せて、高齢者に重点を置いた啓発活動を積極的に行つてまいれる所存である。
六及び七について
既契約者への対応については、政府としては国家賠償によるべき性格のものとは考へていないが、今後とも生活困窮者に対しては現行制度の下で適切な対応を図るとともに、関係行政機関等の消費者相談窓口を設置した豊田商事関連の百十番等を通じて破産手続における債権保全のための措置の紹介を行うなど、きめの細かい消費者相談を進めていくこととしている。
本件については、事件の解明及び右に述べた事項について、最善の努力を尽くしてまいりたい。

別表

豊田商事（鹿島商事を含む。）関係の苦情相談の状況（昭和五十九年四月一日～昭和六十年五月三十一日）

		苦情相談件数（件）	既払い金額（万円）
北 道	海 道	三、四四	四三、五四七
青 島	森 島	一、三	三、七二九
岩 手	城 島	四、九	五、二七七
宮 城	田 島	三、二	一五、五五五
秋 田	形 島	四、七	一〇、七七七
山 形	島 県	五、四	一四、二二〇
福 島	島 県	四、八	七、九一〇
茨 城	島 県	二、八	二、五一一
栃 木	島 県	七、一	三、五一九
群 馬	島 県	一、三六	四、八〇九
埼 玉	島 県	七、九	八、九〇〇
千 葉	島 県	三、五	一〇、二〇七

小 計	東 京 都	神 奈 川 県	新 潟 県	富 山 県	石 川 県	福 井 県	山 梨 県	長 野 県	岐 阜 県	静 岡 県	愛 知 県	三 重 県	滋 賀 県	京 都 府	大 阪 府	兵 庫 県	奈 良 県	和 歌 山 県	鳥 取 県	島 根 県	岡 山 県	広 島 県	山 口 県	徳 島 県	香 川 県	愛 媛 県	高 知 県	福 岡 県	佐 賀 県	長 崎 県	熊 本 県	大 分 県	宮 崎 県	鹿 児 島 県	沖 縄 県
	三三一	二四六	五九	六八	一一二	五〇	〇	三四	三二	一四三	二二九	三五	二	一五六	一四四	二四九	三五	二九	五	一九	九	九	八	六	五七	一八	二六	〇	三二七	八四	八〇	九八	八四	九六	七三
	一〇一、六七八	四五、三六四	一二、八八九	一八、一八〇	二六、四二五	九、八一四	〇	六、〇八五	九、八三三	三、八二六	五〇、二一〇	七、二七七	五	四二、七三八	三三、一四七	九三、七四六	二〇、五七六	八、〇〇八	一、九二五	二、六〇五	一七、四四九	三八、九〇六	一、二八六	一六、四七四	二、八八七	二	九七、八三三	三三、四四七	二五、二三四	一五、〇一七	二〇、九四六	二四、一二五	一六、三三三		

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その二) 質問主意書及び答弁書

合 計		国民生活センター
		一五五
		六七、〇一八
		四、三〇五
		一、〇九四、九五三

(注) 一 都道府県別の件数は、都道府県立及び政令指定都市立の消費生活センターに昭和五十九年四月一日から昭和六十年五月三十一日までの間に寄せられた苦情相談件数である。
二 既払い金額は、苦情相談において当該金額が判明しているものについて集計したものである。

豊田商事グループによる沖縄県慶良間諸島の開発計画に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和六十年六月二十四日

参議院議長 木村 睦男殿
喜屋武眞榮

豊田商事グループによる沖縄県慶良間諸島の開発計画に関する質問主意書
現在、社会問題化している「豊田商事」の関連企業である「沖縄リゾート開発KK」が、沖縄県慶良間諸島中の渡嘉敷村及び座間味村の両村で、開発計画を進めている問題については、その「黒い資金」の問題や、悪徳商法等との関連で、両村民の間で反対運動が巻き起こり、同計画は一頓挫した格好であるが、予断を許さない。

よつて、以下の質問をする。
一 この開発計画の概要と経緯については、調査を進めたことと思うが、その調査結果を明らかにされたい。
二 同計画に携わった関連企業名及びその資金と人材の面における豊田商事との関係を明らかにされたい。
三 同計画は現在、どのような状況になつているか。
四 国としては、この問題に対して、今後、どの

ように対処するのか。
五 私企業による公共の開発計画については慎重に対処されるよう、何らかのチェック機能が必要ではないのか。
右質問する。

昭和六十年七月十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 睦男殿
参議院議員喜屋武眞榮君提出豊田商事グループによる沖縄県慶良間諸島の開発計画に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出豊田商事グループによる沖縄県慶良間諸島の開発計画に関する質問に対する答弁書
一及び三について
沖縄県が行った調査によれば、渡嘉敷村においては、沖縄リゾート開発株式会社代表取締役と渡嘉敷村長とが、銀河計画株式会社代表取締役を兼任人として、観光開発に係る覚書を昭和六十年四月十六日付けで締結しており、また、座間味村においては、沖縄リゾート開発株式会社の子会社と思われる座間味総合開発株式会社が地権者との間で土地の賃貸借契約を結んでいるが、前記覚書に基づく開発行為はその後行われておらず、また、豊田商事グループの問

題が社会問題となつたこと等を踏まえ、同年六月、渡嘉敷村当局は、沖縄リゾート開発株式会社に對し、開発の中止を申し入れており、また、同月、座間味村当局においても、座間味総合開発株式会社に對し、同社が締結した土地の賃貸借契約の解除を申し入れている。
二について
前記調査によれば、渡嘉敷、座間味両村において開発を行おうとした企業で豊田商事株式会社と関連があると思われるものには、沖縄リゾート開発株式会社、座間味総合開発株式会社等があるが、これらの企業と豊田商事株式会社との関連については、沖縄リゾート開発株式会社の役員の一人在豊田商事株式会社の役員を兼ねているのは、資金の流れを含め不明である。

四について
渡嘉敷、座間味両村当局は、一及び三についてにおいて述べたように開発の中止等を申し入れているところであるが、政府としては、今後問題があれば、県及び村当局が中心となつて適切に対処されることを望んでいる。
五について
開発行為については、土地利用の規制に関する各種の法令に基づき、必要な規制を行つているところである。

わが国の「産官学協同」問題に関する質問主意書
昭和六十年六月二十五日
吉川 春子

参議院議長 木村 睦男殿
わが国の「産官学協同」問題に関する質問主意書

わが国の学術研究の現状は、研究者の数、研究投資の規模については、米ソにつき、世界第三位の地位を誇つている。しかし、その特徴として、自然科学、とりわけ工学分野に偏し、しかも応用研究や開発研究では群を抜いているが、基礎研究が極めて弱いといわれている。

今日、わが国の学術研究の基本的な課題として、その調和のとれた発展及び基礎研究の抜本的強化が関係各方面から指摘されている。

しかるに、政府の施策をみると、大企業の技術研究開発のための補助金は増額につぐ増額で、しかも、文部省が仲介して大企業と国立大学との共同研究を大がかりにすすめている。

一方、国立大学の教育研究予算は、教育、学生単位では臨調答申以来四年間削減、凍結されている。私大助成も大幅に削減されている。科学研究費補助金もこの数年間頭打ちである。

この結果、今や理工系の学部では、大企業との共同研究あるいは受託研究を受け入れ、奨学金に頼らなければ研究活動ができなくなつていくといつても過言ではない。

こうした企業等からの外部資金に依存せざるを得ない研究活動の有様は、一部の教育、研究者のモラルの低下とあいまつて、大学本来の社会的使命に反するいくつかのゆゆしき事態を生み出している。

その第一は、最近の北九州病院グループの国立四大学への現金工作事件、あるいは、昨年の慶応大での委託研究費不正使途事件、東工大での委託研究費の「ヤミ運用」事件など、企業等からの外部資金にかかわる不正事件があつたとせず、これと表裏一体の関係として、資金を提供する特定企業への奉仕、ゆ着が増えていることである。

いうまでもなく、「すべて公務員は全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」(憲法第十五条)、国公立大の関係なく「法律で定める学校の教員は全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない」(教

育基本法第六條)のであつて、特定の企業等とゆる着し、その企業の利益に奉仕することはゆるされぬ。

第二に、企業等(自衛隊、米軍を含む)との共同研究、委託研究などが企業秘密(自衛隊等にあつては軍事機密ないしは国家機密)の關係で、研究成果の発表、公表が押さえられたり、あるいは、研究内容、方法がゆがめられるなど、学問研究の自由、大学の自治が侵されるケースがふえてきてゐることである。

大学は特定企業の技術開発部門でも、奉仕機関でもない。大学は「真理と平和を希求する人間の育成」(教育基本法前文)をめざす教育機関であり、教育研究を通じて社会進歩、国民生活の向上等に貢献するという社会的使命をもつ公的機関である。そのためにこそ、学問の自由、大学の自治が保障される。いかなる場合といえども、企業秘密、国家機密を優先して、この学問研究の自由や大学の自治を否定することは許されない。

第三に、企業資金等への依存は、特定企業と協力關係にある理工系応用部門、教室、教員、研究プロジェクトなどが、他の協力關係のないところと比べて研究費などの面で優位となるだけでなく、学生、院生の就職面においてさえ、特別に有利になるなど、かなりの格差ができるということにつながる。こうしたことは、大学での教育・研究のバランスのある発展の疎外となるばかりか、基礎研究が軽視されることにつながる。また、東京医科歯科大や慶応大の例のように、外部資金を多く集められる教官は、その資金を活用して学部長等の座を得るなど教育研究の場にあつてはならない金権支配、ボス支配が横行する事例もふえてゐる。

これらは、「學術の中心」(学校教育法第五十二条)としての大学の発展を阻害するばかりか個々のまじめな研究者の研究意欲を失わせることにもつながる。

私はこうした問題意識で、以下、質問する。

一 大学予算増額について

大学が外部資金に依存せざるを得なくなつてゐる最大の原因は、国立大の教官当積算校費など基準的経費(教育研究費)、私大助成あるいは科学的研究費補助金の伸びが、この数年間抑制ないし削減されてきたことである。大学がその社会的使命を果たしていくためには、基準的経費や私大助成、科学的研究費補助金を抜本的に増額する必要がある。とりわけ今日、大学での基礎研究の強化が叫ばれ、政府もまたそれを要請してゐるのであるから、かかる方向を指向すべきと思うがどうか。

二 「産学協同」問題について

(一) 文部省は「産学協同推進の立場から、五十八年度から學術國際局に「研究協力室」を設置し、国立大学に対して、「民間等との共同研究の取扱について(58・5・11)」、「受託研究及び民間等との共同研究に係る特許等の実施等について(59・5・8)」、「奨学寄付金等外部資金の受入れについて(59・12・22)」の通知を出してゐる。

これらの措置は、いかに企業等が大学との共同研究に参加しやすいようにするか、外部資金の受入れの手續きをいかに簡素化し利用しやすくするかの立場からの学内規則、体制づくりをすすめるようとするものである。

このため、私が先に指摘した三つの問題点について、防止する手だてがない。それらを防止するには、共同研究等の受入れが一部のものによつて決定され、しかもその実態が限られたものにしかられにされないという点とはなく、全学的視点からチェックできるように關係する部局や教授会の議を経て決定されるとともに、全学的な審査機関によつても審査・検討されるようにすべきと思うがどうか。

(二) 特許権等の実施について五十八年五月十一日の通知では、「共同研究完了の日から五年

を超えない範囲内において優先的に実施させることができる」となつてゐたものを、一年後の五月八日の通知では、「七年」とわざわざ変更してゐる。

この変更した根拠は何か。政府研究機関での共同研究にともなう特許権等の実施が、「五年」であるのになぜ大学のみを「七年」と変更したのか。

(三) 「研究成果の公表」について通知は、共同研究、委託研究いずれの場合でも、「研究成果の公表の時期・方法について必要な場合には、国立学校の長は民間機関等との間で適切に定めるものとする」となつてゐる。

この内容は、特許取得までの間、企業秘密保全の立場から研究成果の公表を差し控えるなど企業への配慮を示したものと文部省は説明してゐるが、もしそうだとすると共同研究の場合、特許取得時までの間はもちろんその後においても企業秘密が優先され、事実上研究成果の公表の規制、研究内容・方法の歪曲につながるはしないか。それを防止する手だてはあるのか。

(四) 奨学寄付金等の外部資金の受け入れについては、その公的性格にかんがみ、できるだけ大学財政に組み込み大学全体の研究費として利用する方向をとるべきであつて、一部の教官教室に直接手渡されたりその使途もそれらの教官にゆだねられるべきではないと思うがどうか。

外部資金が特定の教官、研究室に集中することがないようチェックするとともに出資した企業名、受け入れた教官名、額、外部資金の性格、研究テーマについて、大学公報などで公表すべきではないか。

三 「産学協同」問題について

(一) 文部省通知でいうところの共同研究、委託研究の対象となる「民間等」には防衛庁の諸機関も入るのか。

(二) 防衛庁・防衛大学校・防衛医科大学校と一般大学・大学院との共同研究、委託研究がかなり進んでゐるといわれる。その実態を過去五年間の共同研究等について、大学、学部名、研究テーマ、予算額を明らかにされたい。

(三) 防衛庁の諸機関との共同研究等はどういう手續きでおこなわれてゐるのか。その内容、性格、法的根拠を明らかにされたい。また、それら共同研究等に参加する職員には自衛隊法による自衛官の責務は課せられると思うがどうか。もし一般自衛官とのちがひがあるとしたらそれはなにか。また、そのちがひの法的根拠を示されたい。

(四) 共同研究等の進行とあわせて現職自衛官の一般大学・大学院への入学者数もふえてきてゐるといわれるがその実態を過去五年間、一般大学(研究室)、大学院に在籍してゐる自衛官の人数を大学、大学院、研究室別、国費・私費別に明らかにされたい。

(五) 現職自衛官が国費によつて一般大学・大学院に入学する場合、その自衛官に支給される経費の項目と支給額、その法的根拠を明らかにされたい。さらにそれらの自衛官には、一般の自衛官と同じように自衛隊法という任務、義務が課せられてゐると思うがどうか。ちがひがあるとすれば、その法的根拠を明らかにされたい。

(六) 自衛隊の委託奨学生制度の目的、給費の条件、額、大学別奨学生の人数を大学別に明らかにされたい。

(七) 防衛庁職員(防衛大学校、防衛医科大学校)が国公私立大学の教員・職員として出向してゐる例があるやに聞くが、その過去五年間の大学別人数を明らかにされたい。その場合の手續き、経費はどうなつてゐるのか。またその出向の法的根拠を明らかにされたい。

(八) 防衛庁職員(防衛大学校、防衛医科大学校)が民間や国・自治体の研究機関にも出向して

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その一)

質問主意書及び答弁書

いるものと思われるが、その過去五年間の出向状況(研究機関別人数)を明らかにされた

四 ユネスコ勧告と科学者憲章について

一九七四年第十八回ユネスコ総会は、「科学者の地位にかんする勧告」を採択し、日本政府もその趣旨の実現をはかる責務を担うこととなつた。日本学術会議はこのユネスコ勧告を積極的にうけとめ、一九八〇年第七十九回総会において「科学者憲章について」の声明を採択した。この二つは科学者の権利宣言と倫理綱領といふいわば車の両輪として科学者のよりどころとなつてゐる。

政府としても学術分野の施策のなかで常にこの二つを尊重すべきと思うが、どうか。右質問する。

昭和六十年七月九日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員吉川春子君提出わが国の「産官学協同」問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川春子君提出わが国の「産官学協同」問題に関する質問に対する答弁書

一について
大学等における基礎研究の推進については、現下の極めて厳しい国の財政事情の下で、従来から、国立大学の教官当積算校費等及び私立大学等の経常費補助金、研究装置等施設整備費補助金等の確保に努めるとともに、国立大学の教育研究特別経費及び科学研究費補助金についても増額を図つてきたところであり、今後とも、大学等における基礎研究の推進に努めてまいりたい。

なお、大学が、本来の使命を踏まえつつ、その主体的な判断に基づき適切な形で民間等の資金を受け入れ、共同研究等を行うことは、大学の研究活動自体にも有意義であると考えている。

二について
(一)及び(四) 御指摘の一連の通知は、外部資金を受け入れ、民間等との協力を行うに当たつて、資金の経理を私的に行うことなく、それぞれの通知に係る制度の趣旨に沿つて適正に行うよう指導するとともに、これらの資金による研究の円滑な実施を図るためのものであり、外部資金は、それぞれの制度の趣旨に沿つて適切に運用されるべきものである。

また、その受入れに当たつては、学内の審査組織による審査、教授会等への報告等適切な措置を講ずるようこれらの通知等により各大学等を指導しているところである。

(二) 優先的実施期間を七年以内としたのは、大学等でなされる発明は、基礎的なものが多く、その実用化には相当の期間を要するため、五年では短かすぎる場合があるという観点から配慮したものである。

(三) 大学等における研究は、その成果を公表することを前提に行われるものである。このことを踏まえつつ、特許の出願等の関係から必要な場合に、公表の時期・方法について大学等と民間機関等との間で適切に定めることができることとしたのが通知の趣旨である。

三について

(一) 共同研究の通知における「民間等」は、主として公益法人、企業等民間における研究所等を念頭に置いたものである。

(二)及び(三) 御指摘のような共同研究及び委託研究を行っている例はない。

(四) 職務上、大学又は大学院に通学している自衛官及び個人の意思により、大学の夜間部に通学し、又は通信教育を受講している自衛官の過去五年間の状況は次のとおりである。

区分	年度					
	五五	五六	五七	五八	五九	(単位:人)
国費	大学	五六	五八	四六	三九	三五
	大学院	二五	三四	三八	四一	四二
私費	計	八一	九二	八四	八〇	七七
	大学	三、九八二	三、三二三	二、九四八	二、七〇三	二、六三四

(四) 国費により大学又は大学院に入學する自衛官は、当該大学等において専門的知識・技能を修得し、自衛隊の任務遂行に資するため、職務として学業に専念するものであり、在学中も当該自衛官には、防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)に基づき給与が支給されるほか、その学業に関し出張する場合は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)に基づき旅費が支給される。

なお、大学等に在学中の自衛官であつても、自衛隊法により、自衛官として負うべき服務上の義務等については何ら変わるところはない。

(五) 防衛庁の貸費学生の制度は、大学又は大学院において医学、歯学、理学又は工学を専攻している学生であつて、修学後にその専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者を対象に、選考により学資金を貸与することによつて、人材の確保を図るものであり、その貸与する学資金の月額は三万一千円である。

貸費学生の人数は、昭和六十年六月三十日現在三十六名であるが、大学別人数については、防衛庁の所掌事務の遂行に支障を生ずるおそれがあるので公表は差し控えたい。

(六) 御指摘のような出向の例はない。

所に昭和五十三年十月から昭和五十六年九月まで一名及び昭和五十六年十月から昭和五十八年九月まで一名である。

四について
学術関係の施策においては、従来から、「科学研究者の地位に関する勧告及び科学者憲章について(声明)」の趣旨を尊重しているところである。

文部省による教科書検定に関する質問主意書の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月二十五日

参議院議長 木村 睦男殿 喜屋武眞榮

文部省による教科書検定に関する質問主意書

一 文部省が教科書検定を行う法的根拠は何か。
二 現在行っている教科書検定の目的は何か。
三 現在、教科書検定はどの教育段階のどのような科目について行っているのか、その対象範囲を示されたい。

四 教育において「真理」を追求し、教授することは重要なことであると言えるか、政府の認識を問う。

五 「史実」は「真理」であると言えるか。

六 沖縄戦における「史実」が、昭和六十一年度の小学校社会科教科書に対する文部省検定の過程で削除されたと言う。

(1) それは事実か。

(2) 事実であるとするれば、削除した理由は何か。

(3) 「史実」を削除することは「真理」を教授すべき教育の本質に反するのではないか。

七 文部省は、児童、生徒の発達段階に応じて、「史実」であつても教材として与えるべきものと与えるべきでないものとがあると考へてゐるのか。

八 「史実」ではあつても教材として与えるべきか否かの判断を、画一的に国の一行政官庁が行ふことは、日本国憲法の保障する国民の権利である「学問の自由」や「言論、出版その他一切の表現の自由」を侵害することにはならないのか。

九 それとも、六十一年度小学校社会科教科書検定において、削除の対象となつた旧日本軍の一部が行つたとされる沖縄戦における「住民殺害」は、「史実」ではないと言ふ見解なのか。

右質問する。

昭和六十一年七月九日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出文部省による教科書検定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出文部省による教科書検定に関する質問に対する答弁書

一及び二について

教科書検定は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十一条第一項、第四十条、第五十一条及び第七十六条並びに文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)第五十八条

号及び第六条第一項第二号の規定に基づき、民間で著作編集された図書が教科書として適切か否かを判断するために行われるものである。

三について

教科書検定は、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の各教科につき、教科用図書検定規則(昭和五十二年文部省令第三十二号)第六条第四項の規定に基づき、教科用図書検定申請受理種目(昭和五十二年文部省告示第九十九号)に掲げる種目について行うこととしてゐる。

四から七まで及び九について

教科書検定は、教科書の記述が、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)に定める教育の目的及び方針並びに学校教育法に定めるその学校の目的及び学校教育の目標に一致したもので、学習指導要領にのつたもの、客観的かつ公正なもので、児童生徒の理解力など心身の発達段階に照らして適切な教育的配慮が施されたものとなるようにとの立場から行つてゐるところである。

したがつて、歴史上の事実であつても、教科書に記載されないこともあり得る。

御指摘の検定についても、このような立場から行つたものである。

八について

教科書検定は、学校教育制度の整備の一環として、学校教育法等に基づき、教科書として使用される資格を付与するために行われてゐるものであり、憲法の保障する権利を何ら制約するものではない。

那覇空港の自衛隊との共用をめぐる諸問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年六月二十五日

喜屋武眞榮

参議院議長 木村 睦男殿

那覇空港の自衛隊との共用をめぐる諸問題に関する質問主意書

自衛隊との共用空港である那覇空港の民間空港専用化は沖縄県議会が、今年七回目の意見書を探取したことにも見られるように、沖縄県民、挙げての宿願である。

その理由は、第一に、自衛隊が同空港で度々事故を引き起こしてゐることで明らかになつて、共用は危険極まりないということ。

第二に、沖縄県の産業、経済の振興上、共用はその阻害要因となつてゐること、等による。

ところで、これまでの私の質問主意書に対する答弁書や、国会の衆、参の各委員会等における政府答弁の中で、よく言われることの一つに、「同空港の現在の離着陸回数からして離着陸処理能力に十分に余裕がある」と言うことがある。

本年六月三日の参議院決算委員会においても、山下運輸大臣は、私の質疑に対して「那覇空港の年間離着陸回数は十三万回可能であるが、現状は八万回であるから、キャパシティとしては十分余裕がある」と答弁してゐる。これは、もともと異質のものを同列に論ずる誤りを犯してゐるというべきである。このことを論証する面白い一つの材料がある。

本年六月二十三日付の朝日新聞によると、「六月二十二日にソ連がブラウダの論文で、日本とシーレーンの安全保障問題について話し合う用意があることを明らかにした」と報じ、「ソ連が、このようなことを言い出した背景には、日本のシーレーン防衛構想へのけん制があるのはもちろんだが、同時に極東ソ連海軍のベトナムやインド洋への航路の安全を図る狙いも込められてゐるものと外務省はみてゐる。同じくシーレーンの安全保障といつても、日本は商船、ソ連は軍艦を対象とする

るのでは、『もともと考へ方の基礎が違う』というわけだ」と解説する。

シーレーンの安全保障について商船と軍艦を同列にできないと同様に、那覇空港の安全にとつて、民間機と自衛隊機は同列に論ずべきではない。いみじくも同じ委員会において、私の質疑に対し加藤防衛庁長官は、「防衛庁の航空機の事故というものは常に起こる可能性がある」とことを認めてゐるではないか。最近事故率は、下がつてゐるが、「絶対にゼロ」にはならないのである。その証拠に「初歩的な間違い」によつて事故を起こしてゐるではないか。

よつて、次の質問をしたい。

一 那覇空港が離着陸回数に余裕があることをもつて、民間専用化はできないと言ふ弁明は今後、政府としては言うべきではないと思ふがどうか。

二 現在、全離着陸回数に占める自衛隊機の割合は約三分の一である。この離着陸回数の計算は自衛隊機の場合、二機編隊で発着する時も一回と数えたとされてゐるが、事実か。

三 第一〇一回国会における、私の「那覇空港をはじめとする自衛隊との共用空港に関する質問主意書」に対する答弁書(内閣参質一〇一第三八号)の中で、明らかになつてゐるとおり、全国八つの自衛隊共用空港の中で、例えば、名古屋空港、福岡空港等と比べて、那覇空港における自衛隊機の離着陸回数は二倍以上と圧倒的に多い。それは、いかなる理由に基づくのか。

四 沖縄の復帰後、今日までの間に、八つの自衛隊共用空港の中で、自衛隊機の事故回数が一番多いのが那覇空港であるという事実と間違ひはないか。

五 現在、那覇空港は、自衛隊との共用によつて極めて危険度の高い空港となつてゐると思ふが、政府の認識はどうか。

六 即時には無理としても、中長期的には、那覇空港の民間専用化は検討の対象としてゐるか。

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その二) 質問主意書及び答弁書

右質問する。

昭和六十年七月十九日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣

河本 敏夫

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港の自衛隊との共用をめぐる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港の自衛隊との共用をめぐる諸問題に関する質問に対する答弁書

一について

那覇空港の民間専用化を検討するに当たつては、同空港の離着陸処理能力に余裕があるか否かを勘案すべきものと考ええる。

二について

編隊による離着陸の場合は、原則として離陸一回、着陸一回として離着陸回数を数えている。

三について

運輸大臣が設置又は管理している空港で自衛隊が共用しているもの(以下「自衛隊共用空港」という。)のうち、那覇空港における自衛隊機の離着陸回数が他と比較して多いのは、那覇基地に配備されている自衛隊機数が多い等の理由によるものである。

四について

沖縄の復帰以後昭和六十年六月三十日までの間の那覇空港における自衛隊機の事故件数は四件であり、他の自衛隊共用空港における事故件

数は、いずれも二件以下である。

五について

那覇空港の安全の確保については、万全を期すべく、これまで運輸省及び防衛庁は、所要の調整をしつつ、各般の施策を講じてきたところであり、同空港が自衛隊との共用によつて危険度の高い空港になつてゐるとは考えていない。

六について

現在のところ那覇空港の共用をやめる考えはないが、一般論としては、自衛隊の使用する飛行場と民間の使用する飛行場は分離されていることが望ましいと考えており、その意味で、那覇空港についても、この問題を長期的には検討することはあり得ると考えている。

「シーレーンの安全保障」についてのソ連の対日交渉提案に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月二十五日

黒柳 明

参議院議長 木村 睦男殿

「シーレーンの安全保障」についてのソ連の対日交渉提案に関する質問主意書

ソ連は、二十二日付の共産党機関紙プラウダに掲載されたオプチニコフ政治評論員の論文で、ソ連が日本に対してシーレーン問題一本にしようとして交渉の用意があるとの姿勢を示したが、この問題提起については、今日の日ソ関係についても無視できない重要な問題提起であると思われるの

で、若干の質問をする。

一 ソ連側がシーレーンに照準を合わせて信頼醸成措置を言い出した背景には、加藤防衛庁長官の訪米で日米の軍事協力が一段と進み、日米軍事同盟へ向けて新たな一歩を踏み出したとの認識が、ソ連側にあるのではないかと思われる。政府は、このソ連の提案の背景についてどのような把握をしているか。

二 この提案の中で、「これらの海域での海軍の行動を制限、削減することは、日本の重要な利益に合致する」と述べているが、その真意を政府はどう受けとめているか。

三 「信頼醸成措置」について外務省当局は、その前提として、信頼の基礎づくりが先決であるとの考えがあるようだが、その信頼の基礎づくりは、わが国政府が積極的にすべきであると思う。今後、この提案も含めて対ソ政策について政府は、どう積極的打開策をもっているか伺いたい。

右質問する。

昭和六十年七月十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員黒柳明君提出「シーレーンの安全保障」についてのソ連の対日交渉提案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員黒柳明君提出「シーレーンの安全保障」についてのソ連の対日交渉提案に関する質問に対する答弁書

日ソ間に真の信頼関係を確立するためには、我が国の固有の領土である北方領土を不法占拠し、そこで軍備増強を行つてゐるソ連の行動が是正されることが最も重要であると考ええる。

政府としては、今後とも、ソ連との対話・交流を維持・強化することにより、相互理解を深め、領土問題を始めとする日ソ間の諸懸案の解決に向けて努力する所存である。

なお、御指摘のソ連側提案は、真剣な検討に値するものであるとは考えにくい。

次期支援戦闘機(FSX)国産化構想等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月二十五日

黒柳 明

参議院議長 木村 睦男殿

次期支援戦闘機(FSX)国産化構想等についての質問主意書

FSXについては防衛庁技術研究本部が四月一日、「国産開発可能」との中間報告を提出しているが、先ごろ米国防務当局は「FSXの国産化は、米軍戦闘機との互換性上問題がある」との見解を明らかにしたようである。

この次期支援戦闘機国産化問題は、将来わが国の防衛上重要な問題があるので、若干の質問をする。

一 次期支援戦闘機(FSX)については、「国産化又は外国機導入について」は白紙と理解して

いるが、今後の次期支援戦闘機購入についてのスケジュールを明らかにされたい。

二 次期支援戦闘機購入について米国防務・情報両当局は、「FSX」の国産化は、米軍戦闘機との互換性上問題がある」との見解を明らかにしたようであるが、FSXを国産化した場合に、米側が指摘する互換性の問題については、クリア出来るのかどうか。

三 また、米当局には「国産FSXが百機生産で一機あたり八十億円という見積りは低過ぎる」との指摘があり、米国の試算によると一機あたり百億円はかかることであるが、次期支援戦闘機について防衛庁技術研究本部で「国産可能」との中間報告が出されていることでもあり、この価格問題についての見解を明らかにされたい。

四 米当局は、FSX問題については「あくまで防衛的観点からの提起で、日米の貿易不均衡問題とはからませない」とのことであるが、今年の米対日貿易赤字は史上最高になる勢いであり、このような情勢での米国の指摘は無視できないと思うが、この点はどう考えるか。

昭和六十年七月九日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員黒柳明君提出次期支援戦闘機(FSX)国産化構想等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員黒柳明君提出次期支援戦闘機(FSX)国産化構想等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

航空自衛隊の現有支援戦闘機F-1の後継機(以下「FS-X」という。)については、現在、防衛庁において、機種選定に必要な基礎的データの収集作業等を実施しているところである。今後、この成果を得た後、具体的な機種選定作業に入るようになるが、現時点においては、その具体的な見通しについて申し述べる段階はない。

なお、具体的機種選定作業に当たっては、米軍との間の互換性を含めた各種の面から幅広く検討したいと考えている。

三について

FS-Xの国内開発の技術的可能性については、先般、防衛庁技術研究本部がその検討状況を中間的に取りまとめ航空幕僚監部に回答したところであるが、同本部は、現在、経費面も含め、更に検討を進めているところであり、御質問の事項について具体的に申し述べる段階はない。

四について

FS-Xの機種選定については、専ら我が国防衛上の必要性という観点に立つて、飽くまで我が国の自主的判斷に基づき行うべきものと考

出する。

昭和六十年六月二十五日

小笠原貞子

参議院議長 木村 睦男殿

千歳川放水路問題に関する質問主意書

千歳川放水路計画については、地元関係者や専門家の間からも、多くの反対意見や疑問が出されているにもかかわらず、地元住民の合意も得られていないまま、ルート決定を急ぎ、計画を強行しようとしている。

千歳川放水路計画で、果たして石狩川水系の洪水を防ぐことができるかどうか、国が莫大な補助金を投下して造成してきた農地を破壊するのみならず、ウトナイ湖等への悪影響を含め新たな自然破壊を生ずる危険性など基本的な疑問が残されている。

一九八一年水害の際、日本共産党北海道委員会は石狩川水系治水対策についての抜本的対策をす

一 計画決定について

(1) 計画決定に当たっては、何種類かの対案の中から、その実効性、経済性など比較検討して決定されるべきである。しかし、今回の千歳川放水路計画については、他の対案は示されていない。比較検討された対案があるの

か、あればそれを具体的に示されたい。

(2) 計画が発表された当初、東ルート、中ルート、西ルートの三案が併記して提示された。その後、東ルートが有力として報道されているが、軟弱地盤にかかわる調査やルート決定にかかわる調査など、どのような調査を行い、どのような比較検討が実施されたか、具体的に示されたい。この計画にかかわる国費の委託調査報告書を公表する考えはないか。

二

(1) ウトナイ湖に流入する美々川は、馬追山系からの地下水によつて涵養されている川であり、千歳川放水路は、この水源部分に作られ、その河床は標高マイナスイナメートル近くまで掘り下げられる。このため、地下水は放水路に流出してしまい、美々川の水源は枯渇し、ウトナイ湖及び周辺の湿地にも大きな影響が生じる。地下水低下の範囲と影響はどのように見込まれるか、美々川の流量は三〇五割減すると思われるが、どの位と予測しているのか。また、どんな対策を取るのか。

(2) 千歳川放水路は、標高〇メートル以下に掘削されるため、周辺の浅い地下水は大きな影響を受けるとともに、低地には広く泥炭層が発達しており、不同沈下など生ずる危険性があるが、どのような対策を取るのか。また、地下水低下の影響はどこまで拡がるのか、各ルートごとに示されたい。

(3) 千歳市駒里の丘陵地は低い丘陵地であるが、太平洋側と日本海側の気候を分けている重要な役割を持った丘陵地である。この丘陵に幅三百メートルの放水路を開削すると、丘陵部で

あるため、放水路の法面をとると開口部では五百メートル近い幅にもなる。このため、太平洋側の冷たい霧の流入など農作物に影響を与えることになり、早来町でも同様の問題が生ずるが、霧のひろがる範囲と影響はどうなるのか、またどのような対策をとるのか。

(4) 放水路の河口部では、河床はマインス三メートルまで掘り下げられ、当然に海水が流入することになる。これに対して河口部に堰が設けられることになるが、平常時にはほとんど水が流れないような状況になる。放水路の維持水量はどれだけの水量を予定し、どの河川から取水するのか。

三 建設にともなう諸問題

(1) 千歳市、早来町などの農地造成に当たっては、各種の国庫補助など莫大な公共投資が行われてきたものであるが、これらの造成された農地が放水路で奪われることになり、大変なムダ使いになるが、この計画により失われる耕地面積はどれだけになるのか。

(2) 千歳市根志骨地域の国営土地改良事業計画が立てられているが、放水路計画により放水路分の用地が減少し、国営事業としての基準以下となり、国営事業として実施できなくなるが、どのような対策をとるのか。

(3) 苫小牧東部工業基地内の都市計画道路の場合、道路は未建設であり、放水路ができた後に道路建設が行われる場合には、架橋費は地方自治体が費用負担せざるを得なくなる。この点、地方財政をいじめるしく圧迫するものであるが、国としてどのような対応を考えているのか。

(4) 駒里地域では、丘陵部であり、開口部は幅五百メートル近くにもなり、農地や集落が完全に分断されることになる。この場合、農道など生活用道路の架橋などはどのように行うのか、またその費用負担はどうするのか。

(5) 放水路により農家が農地の一部を奪われることにより、残地だけで農業経営の継続に困難が生ずる危険性がある。どんな対策を考えているのか。

(6) 放水路開削による廃土は、約一億立方メートルと見積られているが、この廃土の処分地、処分方法はどのように考えているのか。

四 放水路計画の効果について

(1) 千歳川放水路計画縦断面図によれば、石狩川の合流点から三十二キロ地点までの右岸および左岸の地盤高は、いずれも計画高水位より低いことが示されている。地盤高が計画高水位より低いため、洪水時には支川河川や内水は千歳川放水路に流入することはできない。千歳川流域の低地帯では、放水路ができて支川や内水は機場排水しなければならぬと思うが、どのような計画になっているか。また、先の縦断面図は現時点でも有効性をもっているのか。

(2) この放水路計画に要する期間は二十年、費用は二千億円とも伝えられているが、現時点ではどう見積もられているか。

(3) 従来、洪水時には石狩川本流から千歳川に逆流していたのに対し、放水路ができると千歳川との合流点に水門が設けられ、千歳川への逆流はなくなる一方、逆流していた分だけ石狩川本流の流量は逆に増加することになる。

る。このため、本流の水害の危険性は増大することになる。この点、千歳川放水路を作っても石狩川本流の対策は別途行わなければならない。

限られた予算内で治水事業が行われる以上、千歳川放水路計画により、石狩川本流の治水事業は縮小せざるを得なくなり、本流の治水対策はそれだけ遅延することになると思われるが、本流の治水事業計画はどのように進められるのか。

昭和六十年七月十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員小笠原貞子君提出千歳川放水路問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小笠原貞子君提出千歳川放水路問題に関する質問に対する答弁書

一 について

(1) 千歳川放水路については、その決定に際し、千歳川の川幅を広げ築堤する方法、石狩川本川の改修等を行いその水位を下げることに伴い千歳川の水位を下げる方法、千歳川自体で水位を下げる方法等について実効性、経済性等を総合的に比較検討し、石狩川水系工事実施基本計画において千歳川放水路を決定したものである。

(2) 千歳川放水路のルートを選定については、現在、洪水処理機能、経済性、地下水等の自然環境及び農業等の地域社会に与える影響等

に関して調査、検討を行っているところであり、その結果を総合的に判断して結論を出すこととしている。

なお、この計画に係る調査報告書については、検討過程の内部資料であり、公表する考えはない。

二 について

(1) 千歳川放水路の建設による地下水への影響、美々川の流量への影響及び必要な対策については、現在、調査、検討中である。

(2) 千歳川放水路の建設による地下水への影響、不同沈下の可能性及び必要な対策については、現在、調査、検討中である。

(3) 千歳川放水路の建設による太平洋側からの霧の流入の有無及び農作物に対する影響については、現在、現地観測等の調査を実施しているところである。

(4) 平常時に千歳川放水路を流下する水量、必要な維持流量及びその確保方策並びに潮止堰の必要性については、現在、調査、検討中である。

三 について

(1) 現在、ルート決定のために現地調査を実施しているところであり、必要となる用地面積については、今後の調査の結果によることとなる。

(2) 千歳市ネシコシ地区における国営総合かんがい排水事業は、地域農業の生産性の向上と経営規模の拡大を目的として、排水施設の整備及び未利用地の農地造成を行おうとするものであり、現在、全体実施設計を行っているところである。

(3) 千歳川放水路の建設及び道路事業の実施に当たっては、実施の時期、方法等について十分調整を図りながら、適正な事業の実施に努めてまいりたい。

(4) 千歳川放水路の建設に伴い必要となる生活用道路の架橋については、地域に係る諸計画と整合を図りつつ、必要な機能を確保するよう、関係地方公共団体等と調整してまいりたい。

千歳川放水路の建設に伴う既存の道路の従前の機能を確保するために必要な橋梁の建設については、原則として、放水路建設に係る事業費から支出を行うこととなる。

(5) 千歳川放水路の建設に必要な農地の取得又は使用に際しては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づき、適正な補償を行うこととしている。

(6) 掘削土の処分地及び処分方法は、現在のところ未定であるが、可能な限り、掘削土の有効利用を図る方針で検討を進めてまいりたい。

四について

(1) 千歳川流域の低地帯での支川及び内水の排除条件は、石狩川との合流点付近に水門を設け、石狩川本川の背水影響を遮断し、千歳川放水路を建設することによつて、千歳川の計画高水位を大幅に低下させるとともに、周辺地盤を超える高い洪水位の継続時間を大幅に短縮させることにより、飛躍的に改善されることとなるものである。

また、御指摘の計画縦断面図は、検討段階の資料である。

(2) 千歳川放水路の建設に要する期間及び費用については、現在、調査中である。

(3) 千歳川流域は、低平地が多く、石狩川の洪水の影響も強く受ける等、洪水被害を受けやすい特徴を有しており、また、流域の開発も進行しつつあることから、抜本的な洪水対策として、千歳川放水路の建設を行うこととしているものであるが、石狩川本川についても流域全体の治水安全度のバランスを図りつつ、継続して必要な対策を講じてまいりたい。

中標津空港におけるYS-11型機事故調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月二十五日

小笠原貞子

参議院議長 木村 陸男殿

中標津空港におけるYS-11型機事故調査に関する質問主意書

中標津空港におけるYS-11型機の墜落事故の原因究明を徹底的にはかり、再発防止の教訓にすることは極めて重要である。そこで、この事故の原因について一層究明する立場から、以下質問する。

一 中標津YS-11型機事故の原因調査に、飛行記録装置(FDR)のデータが使用されているが、事故機に装備されていた型式のFDRの許容誤差はどのように定められているか説明されたい。

また、

本件事故機のFDRの各データの誤差についてどのように推定したのか明らかにされたい。特に、(イ)高度一〇〇〇フィート以下、(ロ)対気速度一〇〇ノット以下、(ハ)機首方位、(ニ)垂直加速度について、各々の誤差の範囲を示されたい。

二 コックピット・ボイス・レコーダー(CVR)に録音されていたエンジンの音について、左周回進入からのゴーアラウンド(着陸復行)の時には、周波数とともに音の強さ(音圧)も増大していた。しかし、墜落直前には「エンジン音の周波数は増大していた」と事故調査委員会の報告書で指摘されているが、音圧は増大していなかった。この原因について一九八五年二月二十二日、航空安全推進連絡会議の公開質問に対する回答で、事故調査委員会的主管調査官は「CVRの自動感度調整装置(ALC)が働いたため」と述べている。しかし、着陸復行の時には、音圧は上昇しているのに、なぜ、墜落直前だけ、「CVRのALCが働いたのか」具体的に説明願いたい。同時に、なぜ、墜落直前だけ音圧が上昇していなかったのか説明されたい。

また、ALCの機能及び特性についても具体的に説明されたい。

三 中標津YS-11型機墜落事故の事故調査報告書の六四頁(ウ)の中で、右プロペラの二番ブレードのピッチ変更機構の破壊過程について(1)二番ブレードが雪に接触した時、ブレードはピッチ上げモーメントを受けた。その結果として以下の破壊が生じた。

(2) アイボルト・スリーブ・スタッドが抜けた。

(3) さらにピッチ角が深くなり、フェザール角を超えた時に、アイボルト・スリーブ・フランジがシリンダー底面に当たつたため、オペレーティング・リンクが引つ張り破断した。

(4) 更に、ブレードにピッチ上げ方向の力が加わつたため、オペレーティング・ピン頭部がハブセンタリーに強く当たり、オペレーティング・ピン取り付けボルト一〇本及びダウエル・ピンが剪断により破断した。と述べている。

しかし、当該ブレードには、ピッチ上げの力が加わつた事を示す傷・変形がなく、むしろ逆にピッチ下げのモーメントが加わつた事を示す変形が見られる。

また、アイボルト・スリーブ・フランジがシリンダー底面に当たるのは、ピッチ角約八・二度であり、オペレーティング・ピンの頭部とハブセンタリーが接触するのは約八・七・四度である。したがって、報告書の破壊過程の(3)と(4)は順序が逆である。この点について検討の上、破壊過程を説明されたい。

四 当該事故調査委員会報告書一〇四頁の写真、二二、二三によれば、右プロペラ二番ブレードの「ブレード・リテイニング・ボルト」の「ロッキング・セグメント」を固定している二本のボルトの間に二カ所の三角形の傷が見られる(光つて見える部分)。これらの傷が生じた原因について、どのように推定したのか明らかにされたい。

五 CVRの周波数分析は、どこで、どのような

型式の機材により行つたのか。また、その費用は誰が負担したのか明らかにされたい。
右質問する。

昭和六十年七月五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員小笠原貞子君提出中標津空港におけるYS-11型機事故調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小笠原貞子君提出中標津空港におけるYS-11型機事故調査に関する質問に対する答弁書

一について

事故機には、米国のサンドストランド・データ・コントロール社製FA-154-II型飛行記録装置(FDR)が装備されており、その許容誤差については、米連邦航空局が制定した技術基準に定められている。また、我が国もこの技術基準によることとなっている。

御質問の許容誤差は、次のとおりである。

- (イ) 高度一〇〇〇フィート以下の場合 プラスマイナス一〇〇フィート
- (ロ) 対気速度一〇〇ノットの場合 プラスマイナス一〇ノット

- (ハ) 機首方位 プラスマイナス二度
- (ニ) 垂直加速度 プラスマイナス〇・二G

事故機のFDRは無傷で回収されたので、専用の較正装置を用いてすべての記録要素についての較正を行い、この較正值によつて記録を読み取り、必要な補正を行つた。

したがつて、これらの記録に許容誤差を考慮する必要はない。なお、較正装置の精度は、(イ)についてはプラスマイナス三フィート、(ロ)についてはプラスマイナス一・五ノット、(ハ)についてはプラスマイナス〇・二度及び(ニ)についてはプラスマイナス〇・〇八Gである。

二について

(一) 墜落直前の事故機は、着陸装置を下げ、かつ、フラップ角を三五度としていたため、着陸復行時の着陸装置を上げ、かつ、フラップ角を一〇度としていた場合に比べ空力騒音が大きい。このため、プロペラ騒音のレベルが変わらなくても、墜落直前は着陸復行時より全体の騒音レベルが大きくなる。この際、自動感度調整装置(ALC)が働き、全騒音の録音レベルがほぼ等しくなるので、墜落直前には録音されたプロペラ騒音のレベルが小さくなる。

したがつて、操縦室用音声記録装置(CVR)に録音されたプロペラ騒音は、着陸復行時においては比較的良く聞こえるが、墜落直前においては聞こえにくくなる。

(二) ALCとは、CVRの録音レベルを適正に保つため、エリア・マイクからの入力音量を自動的に制御する電子回路である。自動利得調整装置(AGC)又は自動音量調整装置(AVC)ともいう。

事故機のALCは、三〇デシベル以上の音量が入力されると最大音量がほぼ三〇デシベルとなるように全体的にレベルを低下させる機能を有している。

三について

(一) 二番ブレードには、ピッチ上げの方向への残留変形が計測されている。また、当該ブレードのアイボルト・スリーブ・スタッド及びオペレイティング・リンクは、引張応力により破壊し、オペレイティング・ピンは高ピッチ側のハブ・センターに強く食い込み、オペレイティング・ピン取付けボルト・O本及びダウエル・ピンは、ブレードが高ピッチになる方向でせん断していた(昭和五十九年十月十八日航空事故調査報告書五十九ページ参照)。

以上から、二番ブレードにピッチ上げの方向にねじる力が加わつたことは明白である。

(二) オペレイティング・ピンがハブ・センターに最初に接触する時のブレードのピッチ角度は八七・五度である。この時のアイボルト・スリーブ・フランジとシリンドラ底面との間隔は〇・九ミリメートルであり、これは、事故機のプロペラを製作した英国のダウティ・ロートル社の資料によれば約〇・九度に相当するので、アイボルト・スリーブ・フランジがシリンドラ底面に底付きする時のブレードのピッチ角度は、約八八・四度と考えられる。

二か所の光つて見える部分については、表面が銅メッキされている部分であり、ロックینگ・セグメントを締めつけたために生じた通常の当たり面と認められる。

五について

CVRの周波数分析の実施場所及び使用機材は、次表のとおりである。なお、周波数分析の実施に当たっては、特段の費用は生じていない。

実施場所	使用機材
航空事故調査委員会	リオンサウンドスペクトログラフSG-07
リオン株式会社及び航空事故調査委員会	リオンサウンドスペクトログラフSG-09(注)
科学技術庁航空宇宙技術研究所	デジタル式スペクトラムアナライザジェンラッドGR2502

(注) リオン株式会社所有機材

スパイクタイヤ粉塵公害対策の促進強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月二十五日

参議院議長 木村 睦男殿

藤原 房雄

スパイクタイヤ粉塵公害対策の促進強化に関する質問主意書

積雪・寒冷地におけるスパイクタイヤの使用による道路の損壊及びそれに伴つて発生する粉塵は、道路周辺の生活環境を悪化させているのみならず、人体に対しても悪影響を及ぼしていることが明らかにしつつあり、深刻な公害問題として認識すべき時期にきている。

水俣病や四日市ぜんそく等のように、悲惨な健康被害が発生して、初めて公害対策が実施されるという誤りを再び起こさないことが、公害行政の原点であることを肝に銘じておかなければならない。

政府はこれまで「スパイクタイヤ問題関係省庁会議」を設置し、対策を進めてきているが、各省庁によるバラバラな対策が行われ、かつ、根本的問題に触れない小手先の対応に終始している。住民の健康を守るため、地方自治体は具体的な対応策に苦悩している現状にある。

今こそ、政府は、スパイクタイヤによる粉塵公害対策を抜本的かつ効果的に確立する必要がある。

以上の立場から、以下、具体的に質問する。

一 政府及び地方自治体等における対応の効果に

ついて

前記の関係省庁会議によつて打ち出された諸施策は、順次進められているとはいへ、その効果については疑わしく、地域住民からは厳しい批判が寄せられている。

(1) 五十八年九月に環境庁大気保全局長より、二十三道府県知事あてに「スパイクタイヤによる粉塵等に係る当面の対策について」の通達を行つたが、この通達を出した以降、スパイクタイヤの使用期間制限等の当面の対策によつて、スパイクタイヤの装着率、使用期間等に効果がみられたのかどうか。みられたとすれば、どのような効果があつたのか示されたい。

(2) 環境庁の、スパイクタイヤによる環境影響に関する実態調査結果では、スパイクタイヤ装着期と非装着期との粉塵濃度及び環境基準との関係性を明らかにされたか。

(3) 五十八年度以降、運輸省で検討している「スパイクタイヤ等対策技術調査」における現在までの検討結果及びそれに基づく構造基準等の策定方針並びにその基本的考え方を示されたい。

(4) タイヤ業界の第一次基準施行による粉塵削減効果の見込みと実績を明らかにするとともに、第二次基準策定の遅れている理由、策定の見通し及びその内容の概略をどのように把握しているのか。

二 人体への影響について

スパイクタイヤ粉塵による人体への影響については、最近かなり解明されてきている。

(1) 東北大学医学部の滝島教授（仙台市健康影

響調査専門委員長）が、肺磁界測定装置を用いて磁性粉塵の体内蓄積について一定の結論を下し、医学者の立場から「長時間吸入すれば、じん肺症、肺がんの発生にもつながる可能性あり」と警告された。このことをどのように受けとめているのか。

(2) 環境庁は、「スパイクタイヤの粉塵の生態影響調査」を実施しているが、より早急に、野犬などのフィールド調査及び住民の疫学調査を実施すべきであると思うがどうか。

三 当面の対策の強化等について

スパイクタイヤの法規制等を実施するにしても、相当の猶予期間と過程を経なければならぬことはいうまでもない。それまでの間、当面の施策を強力に進める必要がある。

(1) 内閣官房長官は、去る三月二十五日の参議院予算委員会において、現在の関係省庁会議による取り組み方の不備を認め、より強力な組織の設置を含む対策の強化を約束しているが、具体的にどのような措置を考えているのか。

(2) 道路の損耗その他の、地方自治体の財政負担をどのように把握しているのか。また、今後必要とされる道路の維持管理対策の強化、道路構造の改造、スパイクタイヤ使用制限の推進、使用自粛期間の拡大及び交通安全対策の推進等に要する予算の確保及び地方自治体の財政負担への配慮等についての方針を明らかにされたい。

(3) 通産省工業技術院は、形状記憶合金による可変式スパイクタイヤの開発を行つていているというが、実用化の可能性はどうか。

一方、一部の自動車メーカーは、電子制御によるスパイクの要らない積雪・凍結路対応技術の開発を進めており、その実用化は極めて有望であると報道されているが、政府はこれを、どう受けとめているか。

一層の技術の開発・利用に、強力なインセンティブを与える施策が必要であると考えられるが、どうか。

四 スパイクタイヤの法的規制について

北海道、東北六県議会議員等が、「新タイヤが実用化されるまでの間、スパイクタイヤの法律による使用規制を講じること」を要請している。このことは、現在の方式である行政指導や条例等による規制には限界があることを物語っている。また、スタッドレスタイヤの開発状況とその安全効果、次第に解明されつつあるスパイクタイヤ粉塵公害の健康への影響及び脱スパイクタイヤの要件としての道路管理の強化並びに道路損壊における損失の拡大などから、スパイクタイヤの法的規制の条件が次第に整いつつあると考えられる。

政府は、スパイクタイヤの法的規制についてどう考えているのか。右質問する。

昭和六十年七月十二日

内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員藤原房雄君提出スパイクタイヤ粉塵公害対策の促進強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その一) 質問主意書及び答弁書

参議院議員藤原房雄君提出スパイクタイヤ粉塵公害対策の促進強化に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 昭和五十八年九月の環境庁大気保全局長通達を受けて、スパイクタイヤの使用自粛に関する要綱が昭和五十九年度末現在、十道県において制定されるなど使用期間制限を中心とする対策が実施されている。

この結果、北海道、宮城県等における主要都市においては、春期におけるスパイクタイヤのはき替えが促進され、その効果として、当該時期における降下ばいじんの量が減少す

る傾向がみられる。

なお、仙台市においては、スパイクタイヤの使用自粛の対策の推進により、冬期においてもスパイクタイヤの装着率及び降下ばいじんの量が大幅に減少した。

(2) 環境庁が昭和五十七年度に札幌市、昭和五十八年度に仙台市において実施した「スパイクタイヤによる粉じん等実態調査」の結果によれば、交通量の多い幹線道路の沿道の測定地点における浮遊粒子状物質の濃度並びに環境基準を超過した時間数及び日数は、それぞれ表一及び表二のとおりである。

表一 装着期及び非装着期の浮遊粒子状物質濃度

		札 幌 市		仙 台 市	
非 装 着 期	調 査 年 月	月 平 均 値 (mg/m^3)	調 査 年 月	月 平 均 値 (mg/m^3)	
	昭和五十七年 十月	〇・〇四八			
装 着 期	昭和五十七年十二月	〇・一八二	昭和五十八年 十月	〇・〇三四	
			昭和五十八年十一月	〇・〇四一	
			昭和五十八年十二月	〇・〇六二	
			昭和五十九年 一月	〇・〇八二	
			昭和五十九年 二月	〇・〇七七	
	昭和五十九年 三月	〇・一二八			

表二 仙台市における浮遊粒子状物質濃度の測定結果の環境基準との関係

調 査 年 月	環境基準を超過した時間数	環境基準を超過した日数
昭和五十八年 十月	一	〇
昭和五十八年 十一月	〇	〇
昭和五十八年 十二月	一八	五

昭和五十九年 一月	四〇	七
昭和五十九年 二月	四五	七
昭和五十九年 三月	一三一	一九

(3) 運輸省において昭和五十八年度から三年計画で実施している「スパイクタイヤ等対策技術調査」の現在までの検討結果は、次のとおりである。

(一) スパイクタイヤのスパイク本数、スパイクのフランジ径等と舗装摩耗量等の定量的な関係を把握した。

(二) スパイクタイヤ及びスパイクレスタイヤについて、圧雪路面上における制動性能、発進加速性能及び坂道発進性能に係る比較試験を行ったところ、制動性能では大きな差が見られる場合があるが、全体的な傾向として両者の差は小さい、との結果が得られた。

また、運輸省においては、引き続き、昭和六十年に凍結実路上における制動性能、坂道発進性能等の調査を行うとともに、スパイクタイヤの有効な評価方法を確立するため、昭和五十九年度から三年計画で「スパイクタイヤの性能等の評価に関する調査」を実施しており、これらの調査結果を踏まえて、スパイクタイヤの構造基準の策定につき検討を進めていくこととしている。

(4) 社団法人日本自動車タイヤ協会がスパイクタイヤの路面損傷に関する実験データに基づき計算したところによれば、スパイクタイヤ第一次基準の施行による粉じん削減効果は、十パーセント強と推定されている。

第二次基準の策定については、社団法人日本自動車タイヤ協会が鋭意検討を行ってきたところであり、路面損傷の程度を現行の第一次基準よりも三十パーセント程度低減させることを内容とする基準を近々策定する予定と承知している。

二について

スパイクタイヤの装着により、多量の粉じんが発生した場合、目、鼻、のど等に刺激症状が認められるという報告がある。

しかしながら、慢性的な影響については、職域におけるじん肺が高濃度かつ長期間の暴露を受けて初めて発症するといわれていることなどから現時点で評価することは困難である。

このため、環境庁では、昭和五十九年度からスパイクタイヤによる粉じんの小動物への長期暴露実験を実施しており、当面その結果を待つこととしている。

三について

(1) 政府としては、関係省庁間における一層の連携を図りつつ、関係地方公共団体、関係業界等とも協力し、スパイクタイヤの改良、スパイクタイヤの使用期間の短縮に効果がある箇所での除融雪の実施、スパイクタイヤの使用期間の制限等の対策を総合的に推進することとしている。

(2) 道路の損耗等は各種の要因により生じてお

り、スパイクタイヤのみに起因する道路の損耗等による地方公共団体の財政負担を把握することは困難であるが、今後とも関係省庁において、その把握に努めることとしている。

また、現行のスパイクタイヤ対策に要する予算については、今後ともその確保に努めるとともに、地方公共団体の負担の問題については、今後講じられるスパイクタイヤ対策に伴う地方公共団体の負担の実態を見ながら検討してまいりたい。

(3) 本研究は、研究開始後一年余しかたつておらず、実用化の可能性について明確にできる状態には至っていない。

また、一部の企業において、電子制御技術の活用により、積雪・凍結路面走行時等における制動性能等を高める技術の開発等が行われているところであるが、現時点では当該技術のみでスパイクタイヤに代替し得るものではないと承知している。政府としては、引き続き各企業における技術開発動向を注視してまいりたい。

四について

スパイクタイヤの法的規制については、スパイクタイヤが冬期道路交通の安全の確保に果たしている役割を踏まえつつ、道路の除融雪の困難性、タイヤの改善状況、住民のコンセンサス等について十分配慮する必要がある、現在、これらの問題を含めて慎重に検討中である。

審査報告書

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その一)

び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

地方行政委員長 金丸 三郎

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本法律案については、第百一回国会開会中において趣旨説明を聴取した。

また、同開会後においては、資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

集団代表訴訟に関する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

法務委員長 大川 清幸

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本法律案は、第百一回国会開会中において趣旨説明を聴取し、閉会後においては、資料の収集等を行ったが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

法務委員長 大川 清幸

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本法律案は、第百一回国会開会中において趣旨説明を聴取し、閉会後においては、資料の収集等を行ったが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

法務委員長 大川 清幸

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本法律案は、第百一回国会開会中において趣旨説明を聴取し、閉会後においては、資料の収集等を行ったが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

文教委員長 真鍋 賢二

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本法律案については、第百一回国会において、趣旨説明を聴取し、同開会中において、資料の収集等を行ったが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

文教委員長 真鍋 賢二

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本法律案については、第百一回国会において、趣旨説明を聴取し、同開会中において、資料の収集等を行ったが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

公衆浴場法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

社会労働委員長 遠藤 政夫

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本法律案については、第百一回国会において趣

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その二) 審査報告書(継続案件)

旨説明の聴取、資料の収集等を行つたが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

社会労働委員長 遠藤 政夫
参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本法律案については、第百一回国会において趣旨説明の聴取、資料の収集等を行つたが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

船員法の一部を改正する法律案(継続案件)
右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

運輸委員長 矢原 秀男
参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本法律案については、第百一回国会において、趣旨説明の聴取、資料の収集等を行つたが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、資料の収集等にとどまり、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

日本電信電話株式会社法案(第百一回国会閣法第七二号)(継続案件)
電気通信事業法案(第百一回国会閣法第七三号)(継続案件)

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会閣法第八〇号)(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

通信委員長 松前 達郎
参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

各法律案については、第百一回国会開会中において、政府から趣旨説明を、畑衆議院議員から衆議院における修正部分の説明を聴取した後、関係当局に対する質疑、公聴会の開会、参考人の意見聴取等を行つた。

次いで閉会中においては、札幌市、福岡市及び大阪市においていわゆる地方公聴会を開催したほか、資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかった。

至らなかった。

審査報告書

都市緑化促進法案(継続案件)
右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

建設委員長 本岡 昭次
参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本法律案については、第百一回国会開会中において趣旨説明を聴取した。
また、同閉会後においては、資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書(継続案件)
昭和五十七年度国有財産増減及び現在額総計算書(継続案件)

昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

決算委員長 佐藤 三吾
参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中及び同国会閉会中において、表記の件に関し、政府当局及び参考人の出席を求め、全般的な質疑を行つた後、厚生省、環境庁、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、農林水産省、農林漁業金融公庫、建設省、国土庁、北海道開発庁、住宅金融公庫、北海道東北開発公庫、郵政省、日本電信電話公社、運輸省及び日本国有鉄道の決算について審査を行つたほか、委員派遣を行い、また鋭意資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

海洋開発基本法案(第百一回国会参第七号)(継続案件)

海洋開発委員会設置法案(第百一回国会参第八号)(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

科学技術特別委員長 高木健太郎
参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

両法律案については、第百一回国会開会中において趣旨説明を聴取し、閉会後においては、資料の収集等を行つたが、審査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

内閣委員長 大島 友治

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中、総理府関係の施策、行政管理庁の業務運営の基本方針について中西総理府総務長官、後藤田行政管理庁長官からそれぞれ所信を聴取するとともに、今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案について藤波内閣官房長官、昭和五十九年度内閣、総理府関係予算について中西総理府総務長官、昭和五十九年度皇室費について政府委員からそれぞれ説明を聴取し、また、公務員制度の見直し、臨調答申と政府の行政改革実施状況、公務員等の災害補償のあり方等の問題について後藤田行政管理庁長官、栗原防衛庁長官、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行うほか、国立公文書館及び皇居の視察を行った。

閉会後は、一般職の職員の給与についての報告及びその改定についての勧告について内海人事院総裁から説明を聴取した後、藤波内閣官房長官、後藤田総務庁長官、内閣法制局、人事院、総務庁、大蔵省及び労働省当局に対し質疑を行い、また、国家公務員の給与改定及び臨時教育審議会のあり方等の問題について藤波内閣官房長官、後藤田総務庁長官、松永文部大臣、内閣官房、人事院

及び総務庁当局に対し質疑を行うとともに、資料の収集等に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国の防衛に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

内閣委員長 大島 友治

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中、防衛庁の基本方針について栗原防衛庁長官から所信を、昭和五十九年度防衛庁関係予算について政府委員から説明をそれぞれ聴取したほか、「五九中業」案策定作業、日米首脳会談の内容、リムパック84(環太平洋合同演習)、ロング前太平洋軍司令官の証言と三海峡防衛、防衛費のGNP一〇％枠、次期防空ミサイル、米軍艦載機の夜間着陸訓練基地の選定、米韓合同軍事演習「チーム・スピリット84」等の諸問題について栗原防衛庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行うとともに硫黄島航空基地分遣隊の視察を行った。

閉会後は、有事法制の研究について加藤防衛庁長官から報告を聴取したほか、公務員給与改定と防衛費のGNP一〇％枠、相模総合補給廠への米軍装備搬入、日米間のインテロオペラビリティ(相互運用性)の内容、米海軍演習「フリーテック84」と日米共同対潜特別演習等の諸問題について

て藤波内閣官房長官、加藤防衛庁長官、防衛庁、防衛施設庁、外務省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

また、防衛庁中央指揮所の視察を行うほか、資料の収集等に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

地方行政委員長 金丸 三郎

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、地方行政の改革に関する調査の一環として、第百一回国会開会中及び同国会閉会後において、左記事項に関し、田川國務大臣及び関係政府当局から説明を聴取し、質疑を行うとともに、風俗営業等に関する制度及び運用について調査検討を行う風俗営業等に関する小委員会を設置し、同国会閉会後、関係政府当局から説明を聴取し質疑を行った。

また、同国会開会中、三重、和歌山、熊本、福岡の各県に、閉会後に青森、岩手の各県に委員派遣を行う等の調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかつた。

なお、風俗営業の規制等の改善対策確立に関する決議を行った。

記

一、地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件

一、昭和五十九年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件

一、昭和五十九年度の地方財政計画に関する件

一、警察行政に関する件

一、昭和六十年年度予算の概算要求における国庫補助金削減問題等に関する件

一、自由民主党本部放火事件等に関する件

一、グニコ・森永事件に関する件

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

法務委員長 大川 清幸

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中において、法務行政の基本方針について住法務大臣から所信を聴き質疑を行った。また、再審無罪事件、ロッキード裁判、難民の認定とその対策及び議員定数の不均衡に対する違憲判決等の諸問題について、住法務大臣、政府委員及び最高裁判所長官代理人に対し質疑を行った。

同国会閉会後においては、福岡県、佐賀県及び長崎県に委員を派遣して、司法行政及び法務行政に関する管内概況並びに裁判所及び法務省関係の

庁舎施設及び宿舍の管轄状況等の調査を行うとともに、引き続き関係資料の収集、検討等を行つたが、その対象が広範多岐にわたるため、本件調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国際情勢等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

外務委員長 平井 卓志

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中、イラン・イラクに対する武器輸出規制に関する問題、日ソ間の信頼醸成措置に関する問題、ASEAN拡大外相会議に関する問題、ASEAN諸国に対する教育援助に関する問題、日米安保条約の事前協議と随時協議に関する問題、ロンドン・サミットに関する問題、全斗煥韓国大統領の訪日に関する問題、米国艦船の核搭載トマホーク配備に関する問題、外国人登録における指紋捺捺に関する問題、カンボジア問題、軍縮と平和に関する問題、北朝鮮との関係打開に関する問題、ジュネーブ四条約の追加議定書に関する問題、外交特権に関する問題、海外在留邦人の保護に関する問題、中東問題、朝鮮問題、日ソ関係に関する問題、韓国米の輸入に関する問題等について、安倍外務大臣の見解をたすとともに、政府委員、法務省、警察庁、防衛庁、外務省及び食糧庁当局に対し質疑を行う等の調査を行った。

次いで、閉会後においては、北方領土問題、日ソ漁業暫定協定の実施状況等に関する実情調査のため、北海道へ委員派遣を行うとともに、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

大蔵委員長 藤井 裕久

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中、財政及び金融等の基本施策に関して大蔵大臣より所信を聴取するとともに、内外経済の動向と今後の見通し、特例公債依存財政脱却に向けての財政改革の進め方、国債費増嵩が財政機能に与える影響、財政投融资のあり方、金融自由化への対応策、民間活力導入のための具体的施策と投資減税の必要性、五十九年度税制改正の概要、日米円・ドル委員会での討議内容と円国際化の方策、対米貿易黒字の累積傾向と我が国の対処策等の諸問題について、大蔵大臣、関係当局及び参考人に対し、質疑を行い、沖縄県への委員派遣による実情調査並びに証券取引及び専売事業に関する実情視察を行ったほか、各種調査資料の収集に努めた。

次いで、閉会後、租税及び金融等に関する諸問題について、大蔵大臣、関係当局及び参考人に対し質疑を行うとともに、中国・四国地方及び九州

地方への委員派遣による実情調査を行ったほか、資料の収集検討に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

文教委員長 真鍋 賢二

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中において、教育、文化及び学術に関する調査に関し、文部大臣の所信表明、臨時教育審議会の設置、公立文教施設の整備、学級編制基準及び教職員定数の改善、教員の資質向上策、校内暴力・青少年非行対策、業者テストをめぐる教員人事、都立向丘高校定時制の教員研修の在り方、新構想の高校の設置形態、高等教育の整備、国立大学における機器購入をめぐる不祥事、九州産業大学・国士館大学等の私学の運営、第二国立劇場の設計競技の在り方等の諸問題について、文部省等関係当局に対して質疑を行うとともに、特に大学入試制度の改善に関する件及び我が国における留学生受入れの在り方に関する件について参考人から意見を聴き、質疑を行った。

なお、岡山県及び徳島県・香川県に委員派遣を行うとともに、国立歴史民俗博物館、放送大学学園及び放送教育開発センターの視察を行った。

また、同開会中においては、引き続き資料の収

集等を行うとともに、実地調査のため、北海道及び兵庫県に委員派遣を行った。

しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

社会保障制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

社会労働委員長 遠藤 政夫

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中において次の事項について調査を行い、また同国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査事項

- 一、厚生行政の基本施策に関する件
- 一、昭和五十九年度厚生省関係予算に関する件
- 一、食品添加物(アスパルテーム)に関する件
- 一、高齢者の特定疾患治療事業適用に関する件
- 一、死の判定基準(脳死)に関する件
- 一、労災患者の健康保険適用に関する件
- 一、私立学校教職員(学校法人三室学園)の社会保険適用に関する件
- 一、船員保険法失業部門の運営に関する件
- 一、飲料水に関する件
- 一、乾電池回収に関する件

一、人工妊娠中絶剤の承認、管理、取扱い等に関する件

一、精神病院における医師等の不足、措置入院等に関する件

一、大阪府医師会の一斉休診問題に関する件

一、交通事故の場合の健康保険と自動車損害賠償責任保険との適用の調整に関する件

一、差額ベッドに関する件

一、高齢化社会の進展に伴う老人問題等に関する件

一、がん対策に関する件

一、厚生省関係の昭和六十年年度予算に関する件

一、国立病院、国立療養所の役割に関する件

一、対がん十カ年総合戦略に関する件

一、覚せい剤事犯とその取締り対策に関する件

なお、開会中、障害者、老人、児童等の福祉に関する実情を調査するため、静岡県に委員を派遣するとともに、精神障害者に対するリハビリテーションの実態を調査するため、都内視察を行った。

また、閉会後においても、地域の保健・医療の実情を調査するため、鳥取県及び島根県に委員を派遣した。

また、閉会後においても、地域の保健・医療の実情を調査するため、鳥取県及び島根県に委員を派遣した。

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

社会労働委員長 遠藤 政夫

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中において次の事項について調査を行い、また同国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査事項

一、労働行政の基本施策に関する件

一、昭和五十九年度労働関係予算に関する件

なお、開会中、身体障害者に対する職業訓練の実態を調査するため、都内視察を行うとともに、閉会後においても、雇用・失業情勢の実情を調査するため、鳥取県及び島根県に委員を派遣した。

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

農林水産委員長 北 修二

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中においては、昭和五十九年度の農林水産行政の基本施策に関する件について農林水産大臣から所信を聴いたほか、畜産物等の価格安定等に関する件、日米農産物交渉等に関する件、米問題等に関する件、昭和五十九年度産生米価等に関する件等について政府に対し質疑を行った。なお、畜産物価格等に関する決議、蚕糸業の振興に関する決議及び米の安全性と需給安定に関する決議をそれぞれ行った。

同閉会後は、当面の農林水産行政に関する件について政府に対し質疑を行った。

また、北海道及び秋田・青森両県にそれぞれ委員を派遣し、農林水産業の実情調査を行うとともに、当面の農林水産行政に関し、資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

商工委員長 降矢 敬義

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中、通商産業行政の基本施策、経済計画等の基本施策、三井石炭鉱業株式会社三池鉱業所有明鉱の災害、石油の国家備蓄、核燃料再処理問題、電源立地対策、貿易収支の黒字問題、プラント輸出振興、景気対策、中小企業対策、基礎素材産業の活性化対策、テクノポリス計画の推進、植物特許、絹織物の流通問題、使用済み乾電池の処理対策等の問題について政府関係者に質疑を行うとともに、三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱における災害の実情調査のため委員を派遣した。

閉会後は、産業活動及びエネルギー関連技術開発に関する実情調査のため、四国地方に委員を派遣したほか、資料を収集整備する等鋭意調査を進

めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

運輸委員長 矢原 秀男

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中において、運輸行政の基本施策に関して運輸大臣から所信を、昭和五十九年度運輸省及び日本国有鉄道の予算に関して政府委員から説明をそれぞれ聴取した後、国鉄経営再建問題、青函トンネル利用問題、特定地方交通線対策、自動車貨物輸送問題、東海道新幹線雪害対策問題、国鉄運賃改定問題、国際技術協力問題、港湾再開発問題、国鉄の新通信網参入問題、民間航空路の安全確保問題、航空運賃問題、内航海運の不況対策、沖合の人工島問題、ペルシャ湾における船舶の安全通航問題、石油タンカー備蓄問題、帰省航空便問題、国鉄足尾線問題、大韓航空機墜落事件、小型航空機の安全運行問題、函館ドックの経営問題、船員問題等について質疑を行った。

なお、関西国際空港の建設等に関する実情調査のため、大阪府及び兵庫県に委員派遣を行い、また、国鉄足尾線の視察を行った。

閉会後においては、地下鉄敷設に伴うバス業者の救済問題、国鉄バスの民営化問題、日本高速

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その一) 調査報告書(継続事件)

三〇

フェリー問題、三陸鉄道問題、国鉄再建監理委員会の提言、国鉄の余剰人員問題、東北・上越新幹線の上野乗入れ問題、国鉄運賃改定問題、国鉄所有地の売却問題、函館ドックの経営問題、国鉄職員のスツ問題、自賠責保険の保険料引上げ問題、余剰船員対策、ILO条約の批准問題、船舶の違法建造問題、新東京国際空港の国内線利用問題、国鉄山陽本線の脱線事故等について質疑を行ったほか、運輸事情等に関する実情調査のため、宮城県及び岩手県に委員派遣を行う等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

見舞葉書の発行、郵貯資金の自主運用等の諸問題につき、関係当局および参考人に対し質疑を行った。また、同国会閉会後においては、北海道および九州・近畿地方に委員派遣を行つて所管業務に関する実情を調査するとともに、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

また、同国会閉会後においては、北海道および九州・近畿地方に委員派遣を行つて所管業務に関する実情を調査するとともに、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

また、同国会閉会中においても、建設事業並びに建設諸計画に関する実情調査のため、兵庫、徳島、香川、岡山の各県に委員派遣を行つたほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、本調査を終了するに至らなかった。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

建設委員長 本岡 昭次

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

通信委員長 松前 達郎

通信委員長 松前 達郎

経過の概要

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中において、放送衛星の故障原因とその対策、テレトピア構想の内容、INS形成の見通し、有事法制研究の現状、ニューメディア時代に即応した行政機構の整備、郵便輸送システム改革と労働条件、景品付き暑中

本委員会は、第百一回国会開会中、建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策について、水野建設大臣、稲村国土庁長官兼北海道開発庁長官からそれぞれ所信を聴くとともに、道路財源問題に関する件、信濃川河川敷に関する件、下水道管理業務の民間委託に関する件、関西国際空港建設に伴う周辺整備に関する件、建設事業における国際協力に関する件、水資源白書に関する件

及び地価動向に関する件等について、建設大臣、国土庁長官、政府当局及び参考人に対し質疑を行つたほか、建設事業並びに建設諸計画に関する実情調査のため、大阪府及び奈良県に委員派遣を行った。

また、同国会閉会中においても、建設事業並びに建設諸計画に関する実情調査のため、兵庫、徳島、香川、岡山の各県に委員派遣を行つたほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、本調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

予算委員長 長田 裕二

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中及び閉会後において、財政、金融、経済動向に関する資料の収集に努めた。

また閉会後は、予算の執行状況に関する実情調査のため、徳島県、香川県及び岡山県に委員を派遣して鋭意調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

調査報告書

国民生活・経済に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

国民生活・経済に関する調査特別委員長 対馬 孝且

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中及び同国会開会中、表記の件に関し、昭和五十六年度決算及び昭和五十七年度決算の審査と並行し、鋭意資料の収集あるいは委員派遣を行う等、調査を進めてきたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国民生活・経済に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

国民生活・経済に関する調査特別委員長 対馬 孝且

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中、技術革新に

本委員会は、第百一回国会開会中、技術革新に

伴う産業・雇用構造等について検討するため技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員会を、高齢化社会について検討するため高齢化社会検討小委員会を、生活条件整備について検討するため生活条件整備検討小委員会を、それぞれ設置し、本委員会及び各小委員会において、委員派遣(愛知県、兵庫県、岡山県、大分県及び熊本県)、参考人からの意見聴取、政府からの説明聴取並びに現地視察等を行った。これらについては本年八月一日、調査報告書(中間報告)を議長に提出し、八月八日、議院の会議において委員長が報告を行った。

右のほか、同国会閉会後、委員派遣(北海道)を行うとともに、開会中及び閉会後において資料の収集を行う等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

昭和五十九年十一月三十日

調査報告書
外交・総合安全保障に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。
外交・総合安全保障に関する調査特別委員長 植木 光教
参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本調査特別委員会は、第百一回国会において、外交・総合安全保障に関する実情調査のため、鹿児島県及び沖縄県へ委員派遣を行った。次いで、外交・総合安全保障に関する件、平和の確保に関する件、国際協力に関する件、資源・エネルギー、

食料問題に関する件について参考人から意見を聴くとともに、政府委員及び外務省当局から説明を聴き、安倍外務大臣、栗原防衛庁長官、山村農林水産大臣、小此木通商産業大臣並びに政府委員及び外務省、通商産業省、資源エネルギー庁、農林水産省、警察庁各当局に対し質疑を行った後、委員会における主要論議について委員長が報告し、これに対して委員が意見を開陳した。これらについては、本年八月七日調査報告書(中間報告)を提出し、同月八日議院の会議において中間報告を行った。

右のほか、開会中及び閉会後において、資料の収集に努めたが、本調査は総合的かつ長期的にこれを行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書
科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

科学技術特別委員長 高木健太郎
参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中、科学技術振興のための基本施策について科学技術庁長官から所信を聴取するとともに、科学技術の研究開発における評価制度の確立、科学技術会議の機能強化、原子力船「むつ」の存廃、関根浜新港の建設、核燃料サイクル基地の立地計画、原子力発電の経

済性、東北電力(株)巻原子力発電所の未買収地取得に関する特別立法の動き、日中原子力協定の見通し、宇宙開発政策大綱の改訂、米国からの通信衛星の購入、国際科学技術博覧会の準備状況等の諸問題について科学技術庁長官及び関係政府当局に対し質疑を行った。なお、バイオテクノロジーに関する諸問題について参考人から意見を聴取した。

また、放送衛星打上げ及び種子島宇宙センターの実情調査のため委員派遣を行った。
閉会後は、科学技術振興対策樹立に関する調査のため、福岡県及び宮崎県に委員派遣を行ったほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書
公害及び環境保全対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

環境特別委員長 粕谷 照美
参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中及び閉会後、公害及び環境保全対策樹立に関し、地下水汚染実態調査と追跡状況、農薬と土壌汚染問題、使用済乾電池の回収・処理、琵琶湖総合開発と環境保全対策、一般廃棄物埋立跡地の管理状況、公害健康被害補償法の運用、逗子池子弾薬庫跡地利用と自

然保護、いわゆるアセス法案の取扱いに関する問題、関西新空港建設の環境への影響、ワシントン条約の目的・内容と我が国の対応及び北海道千歳川放水路計画等の諸問題について政府に対し質疑を行った。

また、同国会閉会後委員派遣(長野県)を行ったほか、資料の収集等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書
災害対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

災害対策特別委員長 安永 英雄
参議院議長 木村 睦男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中、災害対策の基本施策に関する件、昭和五十九年度防災関係予算に関する件、昭和五十九年豪雪に関する件及び桜島火山周辺地域における降灰対策等に関する件について、国土庁長官及び関係政府当局から説明を聴取し質疑を行うとともに、激甚災害指定基準見直しに関する件、東海地方の地震対策に関する件、気象業務の充実に関する件、地震対策の臨時法の延長に関する件及び五木村土石流被害に関する件等について国土庁長官及び関係政府当局に対し質疑を行った。
また、桜島周辺地域における降灰対策等に関する実情調査のため鹿児島県に委員派遣を行った。

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その一) 調査報告書(継続事件) 第百一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

同閉会後においては、昭和五十九年長野県西部地震による被害の実情調査のため長野県に委員派遣を行うとともに、同件について、関係政府当局から説明を聴取し、建設大臣、国土庁長官及び関係政府当局に対し質疑を行った。

以上のほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

選挙制度に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

選挙制度に関する特別委員長 林 道

参議院議長 木村 陸男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中、第三十七回衆議院議員総選挙の執行状況等に関する件について、田川国務大臣及び政府委員から報告を聴くとともに、公職選挙法改正等の調査のため公職選挙法改正等調査小委員会を設置した。

また、同国会閉会後においては、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 堀江 正夫

参議院議長 木村 陸男殿

経過の概要

本特別委員会は、第百一回国会開会中、昭和五十九年度沖縄及び北方問題に関する施策について安倍外務大臣及び中西国務大臣から所信を聴取したほか、株式会社琉球セメントに関する件、廃油ポールによる海洋汚染問題に関する件、基地周辺における民家の防音施設に関する件、パイナップルの輸入枠拡大に関する件、那覇空港の自衛隊機炎上事故に関する件、沖縄の葉たばこ耕作に関する件、沖縄の米軍海兵隊と自衛隊との共同訓練に関する件、沖縄の名護市内におけるダンプ被弾事故に関する件、北方領土返還に関する日ソの人的交流措置に関する件、日ソ事務レベル協議に関する件、北方領土返還促進に関する件、日ソさけ・ます漁業交渉の問題に関する件、北方領土への墓参に関する件、北方領土の隣接地域に対する振興基金造成に関する件等について中西国務大臣、安倍外務大臣及び関係政府当局に対し質疑を行った。

次いで、閉会後においては、北方領土周辺地域の実情調査のため、北海道へ委員派遣を行った後、北方領土返還促進に関する件、ソ連外相訪日要請に関する件、北方領土隣接地域振興基金造成

に関する件、旧漁業者の補償に関する件、日ソ漁業交渉問題に関する件、北方領土への墓参に関する件、北方領土副読本に関する件、北方領土俯瞰施設早期造成に関する件、沖縄所在の四ダムへの返還に関する件等について河本北海道開発庁長官、後藤田総務庁長官及び関係政府当局に対し質疑を行った。

以上のほか、資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

エネルギー対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十九年十一月三十日

エネルギー対策特別委員長 田代由紀男

参議院議長 木村 陸男殿

経過の概要

本委員会は、第百一回国会開会中、エネルギー対策の基本施策について通商産業大臣及び科学技術庁長官から所信を、昭和五十九年度エネルギー対策関係予算について関係政府当局から説明を、三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱の災害について関係政府当局から報告をそれぞれ聴取するとともに、長期エネルギー需給見通し、石油安定供給対策、石炭対策、LNGの利用促進、新エネルギーの技術開発、代替ガソリン課税問題及び原子力発電の安全性並びに放射性廃棄物の処理等の問題について通商産業大臣、科学技術庁長官、関係政府当局及び参考人に対し質疑を行った。

また、三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱の災害問題をはじめエネルギーに関する諸問題の実情調査のため、福岡県・鹿児島県及び静岡県・愛知県の両地方に対し委員派遣を行った。

閉会後は、エネルギーに関する諸問題の実情調査のため、福岡県・富山県及び宮城県・岩手県・青森県の両地方に対し委員派遣を行ったほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

昭和五十九年十二月十四日

内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 木村 陸男殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第百一回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第百一回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の關係省に送付し、關係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

記

内閣受理件数 処理案決定件数
第百一回国会 七四五件 七四五件

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 電話 東京 三三 四二六六

定価 一〇円

官報

号外

昭和六十年八月七日

○第百二回 参議院會議録追録(その二)

件名	主所管省	請願に対する処理要領
戦後強制抑留者の補償実現に関する請願(第七四五号)	内閣官房	一から四までについて ソ連強制抑留者については、抑留に起因して死亡した者の遺族及び抑留に起因して障害を受けた者に対して、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法により種々の給付を行うなどできる限りの措置を講じてきたところである。 先の大戦に関しては、戦中及びそれに引き続く戦後において、すべての国民が、多かれ少なかれ、何らかの犠牲を余儀なくされたところであり、政府としては、昭和四十二年の「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」の制定をもつて、あらゆる戦後処理措置は終了したものと考えてきたところであるが、強制抑留者問題を含めて、戦後処理問題に関しては、民間の有識者による公正な検討の場として戦後処理問題懇談会を開催し、どのように考えるべきかについて御検討いただいているところである。 五について ソ連抑留中死亡者の遺骨返還と墓参地域の拡大については、従来より種々の機会をとらえ、外交ルートを通じ、ソ連政府に申し入れてきたところであるが、今後ともソ連政府に対し、粘り強く実現方申し入れをしてまいりたい。 一 旧陸海軍従軍看護婦に対して、昭和五十六年度から日本赤十字社が慰勞給付金を支給することとしたのは、旧陸海軍従軍看護婦が、戦地等で長期間にわたり、旧陸海軍の戦時衛

四五・四九六・五〇〇・五一
〇・五二一・五二八・五七四・六
一八・六二四・六三三・六三四・六
六九・七五一・九一九・二一九
二・二二〇・九・三三二・三三二・四
四・三二五・三二五・三二五・三二五
七・三三三・三三三・三三三・三三三
九・三三六・三三六・三三六・三三六
二・三三九・三三九・三三九・三三九
一・三三九・三三九・三三九・三三九
四・三三九・三三九・三三九・三三九
五・三三九・三三九・三三九・三三九
八・三三九・三三九・三三九・三三九
一・三三九・三三九・三三九・三三九
八・三三九・三三九・三三九・三三九
一・三三九・三三九・三三九・三三九
一・三三九・三三九・三三九・三三九
三・四〇三・四〇三・四〇三・四〇三
五・四一四・四一四・四一四・四一四
八・四二五・四二五・四二五・四二五
二・五四七・五四七・五四七・五四七
一・五四七・五四七・五四七・五四七
(一)

引揚者在外財産の補償に関する請願(第一八八号)

同

生勤務に服したという特殊事情を考慮した特例の措置である。

したがって、この慰勞給付金支給の趣旨及び性格から、勤務期間(加算年を含む)が十二年に満たない者について処遇措置を講ずることは極めて困難である。

二 厚生年金、国民年金等の各制度は、相互連帯の精神に基づき、すべての加入者が保険料を納付することを前提に組み立てられている制度であり、旧陸海軍従軍看護婦の外地在職期間を特例的に取り扱うことはできない。また、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金等の各制度においては、制度の施行前における公務員又は公社職員としての在職期間で、恩給制度等の適用を受けなかつたものについては、それぞれの制度の施行日に引き続く期間に限り通算することとしているので、このような要件に該当しない旧陸海軍従軍看護婦の在職期間を通算することは困難である。

三 旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金の額については、慰勞給付金の性格を考慮しつつ、日本赤十字社と十分協議の上、慎重に検討してまいりたい。

在外財産問題については、第三次在外財産問題審議会の「在外財産の喪失について国に法律上の補償義務はないが、政策的な配慮に基づく特別措置として引揚者に特別交付金を支給することによつて、在外財産問題に終止符を打つことが適切である。」との答申(昭和四十一年)の趣旨にのっとり、昭和四十二年にこの問題の最終的な解決を図る旨を閣議決定し、引揚者等に対する特別交付金の支給措置を講じた。これにより、在外財産問題は最終的に処理されたものとして考えてきたところであるが、在外財産問題を含めて戦後処理問題に関しては、民間の有識者による戦後処理問題懇談会を開催し、どのように考えるべきかについて御検討いただいているところである。

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その二) 第百一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第四五七号)

同

一 旧日赤救護看護婦に対して、昭和五十四年度から日本赤十字社が慰勞給付金を支給することとしたのは、旧日赤救護看護婦が、戦地等で長期間にわたり、旧陸海軍の戦時衛生勤務に服したという特殊事情を考慮した特例の措置である。

したがって、旧日赤救護看護婦に対する慰勞給付金の額については、慰勞給付金支給の趣旨及び性格を考慮しつつ、日本赤十字社と十分協議の上、慎重に検討してまいりたい。

二 旧日赤救護看護婦に対する慰勞給付金は、その特殊事情と長期間にわたる労苦に報いるため、戦地・事変地における実勤務年数に加算年を加えた年数が十二年以上である者に対して支給することとしたものである。

このような慰勞給付金の性格から、十二年未満の者に対して処遇措置を講ずることは、極めて困難である。

三 旧日赤救護看護婦に対する慰勞給付金は、戦地・事変地において旧陸海軍の戦時衛生勤務に服したという特殊事情を考慮した特例の措置であり、恩給法等においても戦地・事変地として扱われたことのない台湾・朝鮮を戦地・事変地と同様の扱いとすることは、極めて困難である。

総理府
(総務庁)

旧満洲棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願(十一件)(第三〇八・三一四・一五四五・一六七六・一九四七・二二一〇・二二一一・二二一二・二二一三・二二二四・二二七三号)

同

旧軍人軍属恩給資格者の救済に関する請願(第一八一九号)

一 恩給法による年金受給資格に該当しないいわゆる恩給資格者に対し、国の補償として

傷病恩給等の改善に関する請願(二十八件)(第二七九・二九六・二九六九・三一一・三一一二・三一一三・三一一四・三三三・三三三九・三三六九・三三六九・三七九三・三七九四・三七九四・四〇三〇・四一四五・四一四五・四三三六・四五四五・四五五四・四七五四・四七五五・五〇五〇・五一九六・五三七七・五九四四・七二二三・一〇六四七号)

同

「特別恩給法(仮称)」を制定することについては、恩給制度は、旧軍人、官吏等一定の身分を有する公務員が相当年限忠実に勤務して退職した場合等において、使用者たる国が公務員との特殊な関係に基づき公務員の退職又は死亡後における適当な生活の支えとして年金給付を行うものであるから、年金受給資格に該当しない者に対し、お示しのような措置を講ずることはできないと考えているが、いわゆる恩給資格者問題については、現在、民間の有識者による戦後処理問題懇談会を開催し、どのように考えるべきかを御検討いただいているところである。

二 戦務加算を一月につき、更に一月の追加加算をすることについては、加算制度の基本的な在り方を変更することとなり、また、制度内部の均衡という点からみても適当でない。

三 抑留加算を一月につき、更に二月の追加加算をすることについては、抑留加算は恩給制度上の特例的な措置として、辺陲地・不健康地加算等との均衡を考慮して抑留期間の一月につき一律に一月の割増措置を講ずることとしているものであるが、御趣旨のような措置を講ずることは他の加算年との均衡等からみて適当でない。

一 重度戦傷病者に支給する傷病恩給の年額の増額については、重症者優遇の趣旨から特別加給を設ける等従来からその処遇の充実に配慮しているところであるが、今後とも適切に対処してまいりたい。

二 扶助料の年額は、公務員が生前受けていた恩給の種類、その死亡原因等に応じて定められているものであり、重度戦傷病者の遺族であるという点だけで、その扶助料の年額に特別の措置を講ずることは適当でない。

なお、増加恩給受給者の遺族に支給する扶

第四次全国総合開発計画策定における豪雪地帯振興対策確立に関する請願(第一九〇三号)	
重度重複戦傷病者に対する恩給法の不均衡是正に関する請願(十件) (第五三三三・五二六五・五三七九・五五〇六・五六六六・五六八九・五七五五・五七五六・五八五二・九四三〇号)	同
助料については、その遺族の置かれている特殊事情を考慮して従来からその改善に努めているところであるが、今後とも適切に対処してまいりたい。	同
三 特別加給は、重症者優遇の趣旨から昭和三十三年の法改正により設けられ、その後、他の恩給との均衡を考慮しつつ、その増額を行つてきており、昭和五十六年の法改正においては、重症者優遇の趣旨を更に徹底させるため、第一項症及び第二項症に係るものにあつては二十一万円、特別項症に係るものにあつては二十七万円に増額したところであり、これを更に増額することについては、今後とも慎重に検討してまいりたい。	同
四 重度重複戦傷病者について、特別項症の割増率最高七割増という制限を撤廃し、各症状等差の金額を合算したものを支給することについては、傷病恩給全体の体系を崩すこととなり、困難である。	同
五 特別傷病恩給の年額の改善については、公務傷病恩給と同様従来からその改善に努めているところであるが、今後とも適切に対処してまいりたい。	同
重複して重度障害を有する者に給する特別項症の増加恩給の年額を両眼失明者(第一項症の三割増)を基準としてその十割増以内の額とすることは、傷病恩給全体の体系を崩すこととなり、困難である。	同
一 豪雪地帯において、雪害の防除などの施策を講じ、産業の振興と住民生活の向上を図ることは国土政策の重要な課題である。	同
二 第四次全国総合開発計画の策定に当たつても、豪雪地帯における雪害の克服と地域振興のための施策について十分検討を進めてまいりたい。	同
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長等に関する請願(第一〇三四五号)	同
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(八件)(第一〇〇八・一〇二八・一二三三・一四四二・二〇二三・二〇五六・七一四六・七一四七号)	法務省
北朝鮮帰還の日本人妻の安否調査及び里帰りに関する請願(第八七一三号)	外務省
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長及び地震対策緊急整備事業の追加については、地震防災対策強化地域における地震防災対策の進捗状況等を勘案しつつ、検討してまいりたい。	法務省
法務局、更生保護官署及び地方入国管理官署については、従来から事務及び定員配置の合理化を図るとともに、一方において増員等の措置を講じてきたところであるが、今後とも法務行政に対する国民の負託にこたえるべく、国家財政及び定員事情の許す範囲内で適正な措置を講ずるよう努力してまいりたい。	法務省
一 政府は、この問題は、人道的観点から取り組むべきものととらえ、北朝鮮との間に国交がないことからとりうる手段には限界があるが、昭和五十年頃から、日本赤十字社を通じて安否調査を依頼する等種々の努力をしてきたところである。	外務省
二 この結果、昭和五十七年十月一日に初めて北朝鮮側より日本赤十字社を通じて特に家族から安否調査の要望の強かつた九名の日本人妻について安否が判明した旨連絡を受けた。また、昭和五十九年七月二十四日も北朝鮮側より日本赤十字社を通じて、日本人妻からその家族にあてた手紙十二通が伝達されたとともに、別途五名の日本人妻の安否についても連絡を受けている。北朝鮮側よりの連絡によれば、今後とも日本赤十字社を通じてこの種の安否調査には通信連絡を容易にする等によりできる限り協力することである。	外務省
三 政府としては、この結果を踏まえ、今後とも安否調査につき家族の方々からの要望があれば、日本赤十字社を通じて北朝鮮側に取り次ぐこととし、日本人妻の安否が判明し、家族と日本人妻の通信が確保された段階で更に	外務省

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その二) 第百一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

同

しかしながら、政府としては、本件実現のため今後とも粘り強く、ソ連側に働きかけていく考えであり、また、もしソ連側がサハリン在朝鮮人の出国を認めるならば、政府としては、人道的見地から入国面における便宜供与等側面的にできるだけのことを行いたいと考えている。

北方領土問題は、一九七三年十月に行われた田中・ブレジネフ会談において、平和条約の締結により解決されるべき戦後の未解決の問題に含まれることが両国最高首脳により確認されて

同

政府としては、今後とも種々の對話を通じ、ソ連側に対し北方領土に関する我が国の立場を明確に貫き、粘り強く折衝を行つていく所存である。

北方領土問題は、一九七三年十月に行われた田中・ブレジネフ会談において、平和条約の締結により解決されるべき戦後の未解決の問題に含まれることが両国最高首脳により確認されているにもかかわらず、その後ソ連側は領土問題は「解決済み」あるいは「存在せず」とのかたくな姿勢を維持している。

政府としては、あらゆる機会をとらえてソ連側に対し北方領土における軍事施設の速やかな撤去を強く求めるとともに、日ソ間に眞の友好善隣関係を確立するためには、北方領土問題の解決が不可欠である旨伝え、粘り強く対ソ折衝を続けてきている。

九〇・四三九一・四三九二・四三
九三・四三九四・四三九五・四三
九六・四三九七・四三九八・四三
九九・四四〇〇・四四〇一・四四
〇二・四四〇三・四四〇四・四四
〇五・四四〇六・四四〇七・四四
〇八・四四〇九・四四一〇・四四
一一・四四一二・四四一三・四四
一四・四四一五・四四一六・四四
一七・四四一八・四四一九・四四
二〇・四四二一・四四二二・四四
二三・四四二四・四四二五・四四
二六・四四二七・四四二八・四四
二九・四四三〇・四四三一・四四
三二・四四三三・四四三四・四四
三五・四四三六・四四三七・四四
三八・四四三九・四四四〇・四四
四一・四四四二・四四四三・四四
四四・四四四五・四四四六・四四
四七・四四四八・四四四九・四四
五〇・四四五一・四四五二・四四
五三・四四五四・四四五五・四四
五六・四四五七・四四五八・四四
五九・四四六〇・四四六一・四四
六二・四四六三・四四六四・四四
六五・四四六六・四四六七・四四
六八・四四六九・四四七〇・四四
七一・四四七二・四四七三(号)

障害児教育センターの設置に関す
る請願(第二三三号)

私学助成の大幅増額に関する請願
(二十七件)(第一六〇・一六一・
一九五・一九七・二一一・二二一

文部省

同

昭和五十九年においても、三月のモスクワに
おける事務レベル協議、又最近では九月二十五
日ニューヨークにおいて行われた日ソ外相会談
等、あらゆる機会をとらえ、かかる我が国基本
的立場を明確に主張した。
政府としては、今後とも種々の対話を通じ、
ソ連側に対し北方領土に関する我が国の立場を
明確に貫き、粘り強く折衝を行っていく所存で
ある。

各都道府県における特殊教育に係る研究、研
修等の中心機関である特殊教育センターにつ
いては、その設置の促進を図るため、昭和四十
七年度から建築費の一部を国庫補助している
ところである。

私立学校に対する経常費助成については、私
立学校が我が国の学校教育において果たしてい
る役割の重要性にかんがみ私立学校振興助成法

四・二四〇・二六一・二七一・二
八一・二九七・三二五・三八七・
四三一・六二一・六三五・六九
二・七〇八・七五二・九一五・九
七九・一〇四五・一二〇四・一二
三七・一二七〇・一三一一・一三
三七(号)

教育条件の整備等に関する請願
(三件)(第二〇九・三三〇・三八
〇号)

同

の趣旨に沿って充実に努めてきたところである
が、昭和五十九年度においては、極めて厳しい
国の財政事情、臨時行政調査会の答申の趣旨等
を総合的に勘案し、私立大学等経常費補助金に
ついては二千四百三十八億五千万円を、私立高
等学校等経常費助成費補助金については七百十
六億円をそれぞれ計上しているところである。
また、私立大学等における教育研究の充実と
質的向上を図るため、研究装置等の整備に要す
る経費の補助を四十億円計上するなど教育研究
の後退を招くことのないよう配慮するとともに
に、過疎県の私立高等学校に対する特別補助等
についても、単価の増額等所要の措置を講じて
いるところである。なお、過疎県の私立高等学
校に対する特別補助の昭和六十一年度以降の取
扱いについては、今後の十五歳人口の動態等諸
般の状況を踏まえ慎重に対処したいと考えてい
る。

さらに、私立学校の施設・設備の整備に要す
る資金については、日本私学振興財団において
長期低利の貸付けを行っているところであり、
昭和五十九年度においては貸付計画額八百五億
円を計上している。

また、奨学金制度の拡充に関しては、昭和五
十九年度において、無利子貸与制度の整備や財
投資金の導入による長期低利の有利子貸与制度
の創設など育英奨学制度の抜本的な改善を行っ
たところであるが、今後の拡充については、高
等教育等の普及状況や学生生活費の上昇等を考
慮しつつ慎重に対処してまいりたい。

一 義務教育諸学校の教科用図書は無償給与制
度については昭和五十九年度予算において継
続実施している。

二 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員
定数については、昭和五十五年度から四十人
学級の実現を含む第五次教職員定数等改善十
二年計画を発足させたところである。この改

善計画については、「行革関連特別法」の趣旨も踏まえて財政事情等諸般の事情を考慮しつつ、実施してまいりたい。

三 教材費については、昭和五十九年度予算において、義務教育費国庫負担金として百二十八億九千万円を計上している。

四 公立高等学校新増設に対する国庫補助については、昭和五十九年度予算で、地方公共団体の計画に見合う二百二十二億四千五百万円を計上したほか、昭和五十九年度地方債計画においてそのための起債を千二百二十億円計上している。

私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って充実に努めてきたところであるが、昭和五十九年度における私立高等学校等経常費助成費補助金については、極めて厳しい国の財政事情、第二次臨時行政調査会の答申の趣旨等を総合的に勘案して、七百十六億円を計上している。

五 公立小中学校施設に対する国庫補助については、昭和五十九年度予算で、市町村の整備計画に見合う二千三百五十六億円を計上し、小中学校設備に対する国庫補助については、昭和五十九年度予算で、理科教育等設備整備等として十二億円を計上している。また、過大規模校分離のための用地取得費補助については、昭和五十九年度予算において、現行の児童生徒急増市町村小中学校用地取得費補助制度を拡充し、一定の要件の下で、補助を行うこととしている。

六 保育所運営費については、従来からその改善に努めているところである。今後とも、実情を勘案しつつ、必要な改善を図ってまいりたい。

七 大阪国際空港においては、各種航空保安施設の整備を行うとともに、事業者に対し、安全運航の指導に努めてきたところである。また、学校等の公共施設に対する防音工事

私立の学費値上げを抑え、父母負担の軽減等に関する請願(二件)
(第四五四・四五五号)

同

については、昭和四十二年九月七日に同空港を「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に規定する特定飛行場に指定して以来精力的に進めてきたところである。

政府としては、今後とも、これらの施策を通じ、安全性の向上及び航空機騒音対策に、一層努力していく所存である。

私立学校に対する経常費助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性にかんがみ私立学校振興助成法の趣旨に沿って充実に努めてきたところであるが、昭和五十九年度においては、極めて厳しい国の財政事情、臨時行政調査会の答申の趣旨等を総合的に勘案し、私立大学等経常費補助金については二千四百三十八億五千万円を、私立高等学校等経常費助成費補助金については七百十六億円をそれぞれ計上しているところである。

また、私立大学等における教育研究の充実と質的向上を図るため、研究装置等の整備に要する経費の補助を四十億円計上するなど教育研究の後退を招くことのないよう配慮するとともに、過疎県の私立高等学校に対する特別補助等についても、単価の増額等所要の措置を講じているところである。なお、過疎県の私立高等学校に対する特別補助の昭和六十一年度以降の取扱については、今後の十五歳人口の動態等諸般の状況を踏まえ慎重に対処したいと考えている。

さらに、私立学校の施設・設備の整備に要する資金については、日本私学振興財団において長期低利の貸付けを行っているところであり、昭和五十九年度においては貸付計画額八百五億円を計上している。

また、奨学金制度の拡充に関しては、昭和五十九年度において、無利子貸与制度の整備や財投資金の導入による長期低利の有利子貸与制度

大幅私学助成に関する請願(七件)
(第五九〇二・七二七・七七六
八・七九四一・七九四二・八一八
九・一〇二八二号)

同

の創設など育英奨学制度の抜本的な改善を行つたところであるが、今後の拡充については、高等教育等の普及状況や学生生活費の上昇等を考慮しつつ慎重に対処してまいりたい。

私立学校に対する経常費助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性にかんがみ私立学校振興助成法の趣旨に沿つて充実に努めてきたところであるが、昭和五十九年度においては、極めて厳しい国の財政事情、臨時行政調査会の答申の趣旨等を総合的に勘案し、私立大学等経常費補助金については二千四百三十八億五千万円を、私立高等学校等経常費助成費補助金については七百十六億円をそれぞれ計上しているところである。

また、私立大学等における教育研究の充実と質的向上を図るため、研究装置等の整備に要する経費の補助を四十億円計上するなど教育研究の後退を招くことのないよう配慮するとともに、過疎県の私立高等学校に対する特別補助等についても、単価の増額等所要の措置を講じているところである。なお、過疎県の私立高等学校に対する特別補助の昭和六十一年度以降の取扱については、今後の十五歳人口の動態等諸般の状況を踏まえ慎重に対処したいと考えている。

さらに、私立学校の施設・設備の整備に要する資金については、日本私学振興財団において長期低利の貸付けを行つており、昭和五十九年度においては貸付計画額八百五億円を計上している。

また、奨学金制度の拡充に関しては、昭和五十九年度において、無利子貸与制度の整備や財投資金の導入による長期低利の有利子貸与制度の創設など育英奨学制度の抜本的な改善を行つたところであるが、今後の拡充については、高等教育等の普及状況や学生生活費の上昇等を考慮しつつ慎重に対処してまいりたい。

大幅な私学の助成に関する請願
(二件(第七一五七・七六七二号)) 同

私立学校に対する経常費助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性にかんがみ私立学校振興助成法の趣旨に沿つて充実に努めてきたところであるが、昭和五十九年度においては、極めて厳しい国の財政事情、臨時行政調査会の答申の趣旨等を総合的に勘案し、私立大学等経常費補助金については二千四百三十八億五千万円を、私立高等学校等経常費助成費補助金については七百十六億円をそれぞれ計上しているところである。

また、私立大学等における教育研究の充実と質的向上を図るため、研究装置等の整備に要する経費の補助を四十億円計上するなど教育研究の後退を招くことのないよう配慮するとともに、過疎県の私立高等学校に対する特別補助等についても、単価の増額等所要の措置を講じているところである。なお、過疎県の私立高等学校に対する特別補助の昭和六十一年度以降の取扱については、今後の十五歳人口の動態等諸般の状況を踏まえ慎重に対処したいと考えている。

さらに、私立学校の施設・設備の整備に要する資金については、日本私学振興財団において長期低利の貸付けを行つており、昭和五十九年度においては貸付計画額八百五億円を計上している。

また、奨学金制度の拡充に関しては、昭和五十九年度において、無利子貸与制度の整備や財投資金の導入による長期低利の有利子貸与制度の創設など育英奨学制度の抜本的な改善を行つたところであるが、今後の拡充については、高等教育等の普及状況や学生生活費の上昇等を考慮しつつ慎重に対処してまいりたい。

一 てんかんその他の疾病により六月以上の医療又は生活規制を必要とする児童生徒については養護学校において、六月未満の医療又は生活規制を必要とする児童生徒については

てんかんに悩む児童・生徒の教育
充実に関する請願(二件)(第八九
九二・九二二四号)

同

小・中学校の特殊学級又は通常の学級において教育を行っているところである。

二 病弱児を教育する養護学校の大半は、医療機関に併設又は隣接して設けられており、いずれの養護学校においても医療機関との密接な連携を図りつつ教育を行っているところである。

また、短期入院を必要とする児童生徒等比較的軽度の障害を有する児童生徒については、小・中学校の特殊学級又は通常の学級において児童生徒の実態に即した適切な指導を行うこととしているところである。

三 てんかんの児童生徒等、心身に何らかの障害を有する児童生徒については、学校や教員において、個々の児童生徒の心身の障害の種類及び程度を的確に把握し、その障害の実態に即して、安全面などに十分配慮した上で、体育の授業や課外活動に適切に参加させるよう指導しているところである。

四 学校における健康診断においては、てんかんなど特別の検査を必要とする疾病については、健康診断の対象とするのは困難であるが、学校教育を円滑に実施する観点から、学校においては、てんかんも含め児童生徒等の疾病状況について十分把握し、適切に対応するよう指導しているところである。

また、てんかんを含む児童生徒等の種々の疾病について、財団法人日本学校保健会に対し具体的な指導方法等について調査研究を委嘱し、その成果を都道府県教育委員会に配布し、その普及を図っているところである。

五 医療又は生活規制の期間の長期にわたらない障害の程度の軽い児童生徒については、小・中学校の特殊学級又は通常の学級において障害の状態等に配慮し、留意して指導を行うこととしているところである。

六 教員等の養成・研修については、大学の教員養成課程及び現職教職員に対する各種の研

私学の学費値上げを抑え、父母負担軽減等に関する請願(第九四二二号) 同

私学助成の充実に関する請願(第九五九一号) 同

修事業を通じて行っているところであり、その際、てんかんを含む疾病や障害を有する児童生徒に対する理解や指導が充実されるよう努めてまいりたい。

私立学校に対する経常費助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性にかんがみ私立学校振興助成法の趣旨に沿って充実に努めてきたところであるが、昭和五十九年度においては、極めて厳しい国の財政事情、臨時行政調査会の答申の趣旨等を総合的に勘案し、私立大学等経常費補助金については二千四百三十八億五千万円を、私立高等学校等経常費助成費補助金については七百十六億円をそれぞれ計上しているところである。

また、私立大学等における教育研究の充実と質的向上を図るため、研究装置等の整備に要する経費の補助を四十億円計上するなど教育研究の後退を招くことのないよう配慮するとともに、過疎県の私立高等学校に対する特別補助等についても、単価の増額等所要の措置を講じているところである。なお、過疎県の私立高等学校に対する特別補助の昭和六十一年度以降の取扱については、今後の十五歳人口の動態等諸般の状況を踏まえ慎重に対処したいと考えている。

さらに、私立学校の施設・設備の整備に要する資金については、日本私学振興財団において長期低利の貸付けを行っているところであり、昭和五十九年度においては貸付計画額八百五億円を計上している。

私立学校に対する経常費助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性にかんがみ私立学校振興助成法の趣旨に沿って充実に努めてきたところであるが、昭和五十九年度予算においては、極めて厳しい国の財政事情、臨時行政調査会の答申の趣

保育所制度の充実に關する請願
(二十五件) (第七・一〇・二一・
二九・三〇・三六・三七・四〇・
四一・四四・四六・四八・四九・
六一・七一・九一・一二七・一五
二・一五三・一五四・一七六・二
五〇・二九四・一一三五・三二六
〇号)

厚生省

旨等を総合的に勘案し、私立大学等経常費補助金については二千四百三十八億五千万円を、私立高等学校等経常費助成費補助金については七百十六億円をそれぞれ計上しているところである。

一 保育所措置費については、従来からその改善に努めているところであるが、昭和五十九年度においても業務省力化等勤務条件改善費の増額等を図つたほか、児童の一般生活費の増額を行う等所要の措置を講じたところである。

二(一) 乳児については、基本的には、育児休業(職)制度等家庭において保育し得るような条件の整備に努める必要があると考えている。やむを得ず乳児を保育所において保育する場合については、乳児保育特別対策の充実に努めてきているところである。

(二) 障害児の保育対策については、障害児四人に保育一人の配置を内容とする障害児保育事業の助成対象児童の拡大に努めてきており、昭和五十九年度においても、その拡充を図つていくところである。

(三) 延長保育・夜間保育については、昭和五十六年度以来毎年その拡充に努めてきているが、今後とも実施拡大に努めてまいりたい。

三 保育所の保育の配置基準については、専門家の意見を参考にしつつその改善に努めてきているところである。特に、乳児保育については、零歳児三人につき保育一人の配置が行えるような乳児保育特別対策を実施しているところである。

四 保育所は、本来入所している児童の保育に当たることを目的として設置されているものであるが、入所児童の保育に支障のない範囲において、広く地域の児童福祉のために活用されることは望ましいと考えている。

民間保育事業の振興に關する請願
(二十二件) (第三一・四二・四三・
四五・五〇・八二・一〇五・一三
五・一五一・一七四・一七五・一
八五・二五一・二七二・二八六・
一九八九・二二七四・二八〇・一
三二六・一・三三六二・五六七六
号)

同

このため、昭和五十九年度から保育所における乳幼児健全育成相談事業に対する国庫補助を行つていくところである。

五 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がその全額を負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。

このため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行つていくところである。今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

一 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がその全額を負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。このため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行つていくところである。今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

二 現在、保育所の保育単価の定員区分については、主として保育一人当たりの受持児童数が四歳以上児の場合三十人であることを勘案して、三十人刻みとしているところである。この保育単価については、定員規模別に分けられているほか、国家公務員の調整手当の支給地域に準じた四種の地域別、所長の設置・未設置別、児童の年齢別等ときめ細かく積算される方式が採られており、市町村の事

務量等からみても現行の定員区分を改め、十人刻みの保育単価とすることは困難である。

三 民間保育所に事務職員を配置することについては、保育所の規模による事務量を勘案し、昭和五十三年度から予算措置を行つてきたところであり、現在、六十一人規模以上の施設について配置できるところとしている。

四 乳児については、基本的には、育児休業(職)制度等家庭において保育し得るような条件の整備に努める必要があると考えている。やむを得ず乳児を保育所において保育する場合については、乳児保育特別対策の充実に努めてきているところである。

五 業務省力化等勤務条件改善費については、四十四時間勤務体制の実質的確立のため、昭和五十六年度から計画的に改善してきているところであり、昭和五十九年度においてもその改善を図つたところである。

六 保育所の定員規模等については、地域における要保育児童数の動向等を勘案して所要の見直しを進めてまいりたい。

また、多様化する保育需要への対応を図るため、乳児保育、障害児保育、延長保育等を進めているところである。

なお、保育に欠ける児童を保育所入所措置の対象とする現行の基準を変更する考えはない。

同

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(三十四件)(第五一・五五・五七・六二・六三・六四・六五・六六・六九・七〇・七二・七三・七七・八三・八五・九二・九八・一〇二・一〇六・一一六・一二八・一三〇・一三四・一七七・二四五・二七三・四五六・五一四・五三一・五七九・二八〇・二・四五・五一・五〇五四・五〇五五号)

一 腎不全対策については、従来から、診療、臨床研究及び研修の各機能を有する難病基幹施設等の整備の一環として、特定の国立病院及び国立療養所の施設整備を図つてきたところである。なお、腎移植に関しては、国立佐倉病院を中核的施設(腎移植センター)として整備するとともに、各地方ブロックに地方腎移植センターの整備を推進しているところである。

二 人工腎臓については、民間施設が中心とな

つてその整備を進めてきているところであり、今後も民間施設が中心的な役割を果たすものと考えているが、人工腎臓が十分に整備されていない地域については、昭和五十九年度から公的医療機関を中心に人工腎臓の整備を図ることとしている。

三 腎提供者の登録の促進については、政府において、社団法人腎臓移植普及会を通じ、また政府広報などによりその普及啓発に努めているところであり、今後も、あらゆる機会を通じて普及啓発に努めてまいりたい。

登録実施地域については、逐次拡大されてきているところであるが、今後とも腎バンクの設置等を進めてまいりたい。

また、従来から、国立佐倉病院を全国の腎移植に関する中核的施設(腎移植センター)として整備するとともに、各地方ブロックに地方腎移植センターの整備を推進しているところであり、昭和五十八年三月からは腎移植センターと各地方腎移植センターとをコンピュータによるオンラインで結ぶ「腎移植情報システム」の運営を行つているところである。

四 身体障害者手帳の交付の対象となる慢性腎炎患者等に対しては、更生医療として透析治療の給付、身体障害者更生施設における施設福祉サービス、家庭奉仕員の派遣等のほか、障害年金の支給等各種の施策を講じているところである。

また、昭和五十九年十月から実施された健康保険法等の改正に伴う高額療養費制度の改善措置において、人工腎臓を実施している慢性腎不全患者について自己負担限度額を月一万円に軽減することにより、特別の配慮をしたところである。

五 腎機能障害者については、公共職業安定所において、その障害の特性に配慮したきめ細かな職業指導・職業紹介を実施し、その就職

保育内容の向上と施設運営の改善
に関する請願(十九件)(第八〇・
八七・二一〇・四七五・四七六・
四七七・四七八・四七九・四八
〇・四八一・四八二・四八三・四
八四・四八五・四八六・四八七・
四八八・一七七五・五〇六六号)

同

の促進に努めているところである。

さらに、身体障害者雇用促進法の対象とな
る腎機能障害者については、身体障害者雇用
率制度及び身体障害者雇用納付金制度の運
用、各種援護措置の積極的活用等により、そ
の雇用の促進と安定に努めているところであ
る。今後とも、さらにこれらの施策の充実に
努めてまいりたい。

一 保育に欠ける児童を保育所の入所措置の対
象とする現行の基準を変更する考えはない。

また、保育所の措置費は、施設の定員規
模、地域、児童の年齢等により異なるため、
これらの諸経費を措置児童一人当たりで換算
し、現員に応じて支弁することとしており、
これを改めて定員定額制にすることは考えて
いない。

二 児童福祉法は、保育所において児童の保育
に要する経費は児童の扶養義務者がその全額
を負担することを原則とし、扶養義務者にそ
の能力がなく負担が困難と認められる場合に
は、その一部又は全部を国及び地方公共団体
が負担することとしている。このため、生活
保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはそ
の徴収を行わず、それ以上の所得階層に対し
ては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、
毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用
徴収を行っているところである。今後とも適
正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

三 乳児については、基本的には、育児休業
(職)制度等家庭において保育し得るような条
件の整備に努める必要があると考えている。
やむを得ず乳児を保育所において保育する場
合については、乳児保育特別対策の充実に努
めてきているところである。

四 保育所の保育時間については、一日八時間
を原則としているが、保護者の労働時間その
他家庭の状況等に応じた保育時間を確保する

ため、保母の時差出勤等ができるよう最低基
準で定める保母定数のほかに保母の加配の措
置を講じているところである。

なお、都市及びその周辺であつて延長保育
を要する児童の多い地域については昭和五十
六年度から延長保育特別対策を実施している
ところである。

また、延長保育に伴う徴収金の撤廃につい
ては、考えていない。

五 保育所における職員の労働条件の改善につ
いては、従来から保母定数の改定、年休代替
要員費の充実を図るなど鋭意努力しているこ
ろであり、昭和五十九年度においても、業
務省力化等勤務条件改善費の拡充により、職
員の勤務時間の一層の短縮を図るなど所要の
改善措置を講じたところである。

また、保育所等社会福祉施設については、
従来から労働基準法の遵守、職業性疾病の予
防等を図るため、監督指導を重点的に行つて
いるところである。

保育所に勤務している保母等の腰痛その他
の疾病については、当該疾病が業務に起因し
て生じたものと認められれば、労働者災害補
償保険法に基づく保険給付を行つてるところ
である。

なお、保育所職員の給与については、国家
公務員の給与体系に準拠して算定しており、
特に、保母については特殊業務手当給与特別
改善費の支給の措置を講じているところであ
る。

六 保育所入所児童に係る処遇のための経費に
ついては、物価上昇等に応じて毎年その改善
を図っているが、昭和五十九年度においても
一般生活費、児童用採暖費につき所要の改善
措置を講じたところである。今後ともその適
正な内容の確保に努めてまいりたい。

七 無(未)認可保育所については、必要があれ
ば、認可保育所として整備を推進することが

四四

同

身体障害者の障害程度等級については、身体障害者福祉法施行規則別表第五号の等級表に基づき取り扱われているところであるが、昭和五十九年十月から異なる等級について二以上の重

国立腎センタ―設立に関する請願

脊髄障害等については、従来から神経疾患研究委託費により研究を行つているところであり、昭和五十九年度においては、「発生異常に基づく脊髄機能障害の予防と治療に関する研究」の中で、先天性の発生異常を中心に研究に取り組んでいるところである。

腎炎・ネフローゼ等の腎疾患については、昭

食品の安全確保に関する請願（第
二二七六号）

ベーチエツト病調査研究班の存続等に関する請願(五件)(第四四七四・四四七五・四四七六・四四七七・八五八三号)

四

また、腎不全対策については、従来から、診療、臨床研究及び研修の各機能を有する難病基幹施設等の整備の一環として、特定の国立病院及び国立療養所の施設の整備を図ってきたところである。

なお、国立佐倉病院を全国の腎移植に関する中核的施設（腎移植センター）として整備するとともに、各地方ブロックに地方腎移植センターの整備を推進しているところであり、また、昭和五十八年三月からは腎移植センターと各地方腎移植センターとをコンピュータによるオンラインで結ぶ「腎移植情報システム」の運営を行っているところである。

食品の安全性の確保については、従来から食品等の規格基準の設定、食品関係営業施設の監視、輸入食品等の検査等の措置を講じているところであり、今後とも監視体制の強化等食品の安全性を確保するため、各種施策の充実に努めてまいりたい。

一 ベーチュット病については、昭和四十七年度から特定疾患調査研究事業の対象として研究班を組織する等により、原因の究明及び治療方法の確立に鋭意努めているところであるが、昭和六十年以降の研究班の編成については、専門家の意見を踏まえて対処してまいりたい。

また、厳しい財政事情の折ではあるが、研究推進のための予算の確保に努めているところである。

二 現在、国立病院において、三千三百床の難病病床を整備しており、そのうちベーチェツ

る讀願(二十八件)(第四五四八
四五四九、四七六三、四七六四、
四七六五、四九七一、四九七二、
四九七三、四九七四、五〇六三、
五〇六四、五〇六五、五〇六七、
五〇六九、五一三四、五三八三、
七四三七、七九九五、八〇七五、
一〇一六九、一〇一七〇、一〇二
四四、一〇三〇九、一〇三三六、
一〇三三七、一〇五一六、一〇五
一七、一〇五七九号)

保育料の大幅引下げ等に関する請願（二十三件）（第六〇七二・六一七八・七四三八・七七三五・九六六五・九六六六・九七二七・九八三一・一〇〇九一・一〇〇九二・

同

二 ベーチェット病を始めとする難病に関する対策としては、調査研究の推進、医療費負担の軽減及び医療機関の整備を三つの柱として総合的な施策を推進しているところであり、今後ともこれらの施策を含めて、既存の諸制度の充実を図ることにより、福祉の増進に努めてまいりたい。

障害者のための作業施設については、従来から、働く障害者の健康と安全、職員の労働条件、施設運営の安定性等の面から一定の構造、設備、専門職員の配置等が必要であるとの考えに立つて精神薄弱者福祉法及び身体障害者福祉法に基づき定員二十人以上の通所授産施設を制度化し、整備費、運営費(措置費)の助成を行つてゐるところであり、認可基準に合致しない小規模の施設については、認可基準に合致する施設への切換えを指導してゐるところである。

一 精神薄弱者、身体障害者及び精神障害者には、それぞれ障害の特性による大きな相違があり、その処遇に当たっては、指導技術、建物の設備及び構造等について異なつた配慮が必要である。このため、従来からそれぞれ専門の施設により対応しているところであり、障害の種類の異なつた者の同一施設の利用については、精神薄弱者、身体障害者及び精神障害者の福祉の観点から、慎重に検討する必要があると考えている。

児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がその全額を負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体

一〇一四九・一〇一五〇・一〇一五一・一〇一五二・一〇一五三・一〇一五四・一〇一五五・一〇一五六・一〇一五七・一〇一五八・一〇一五九・一〇一六〇・一〇一六一号)

が負担することとしている。このため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行っているところである。今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

二 保育所の保育の配置基準については、専門家の意見を参考にしつつその改善に努めてきているところである。特に乳児保育については、零歳児三人につき保育一人の配置が行えるような乳児保育特別対策を実施しているところである。

三 保育所入所児童に係る処遇のための経費については、物価上昇等に応じて毎年その改善を図っているが、昭和五十九年度においても所要の改善措置を講じたところである。今後ともその適正な内容の確保に努めてまいりたい。

四 保育所の保育時間については、一日八時間を原則としているが、保護者の労働時間その他家庭の状況等に応じた保育時間を確保するため保育の時差出勤等ができるよう最低基準で定める保育定数のほかに保育の加配の措置を講じているところである。また、都市及びその周辺であつて延長保育を要する児童の多い地域については昭和五十六年度から延長保育特別対策を実施しているところである。

五 保育所における職員の労働条件の改善については、従来から保育定数の改定、年休代替要員費の充実を図るなど鋭意努力しているところである。昭和五十九年度においても、業務省力化等勤務条件改善費の拡充により、職員の勤務時間の一層の短縮を図るなど所要の改善措置を講じているところである。

六 へき地保育所については、昭和五十九年度において、定員五十人以上の規模の施設については保育を二人から三人に増員するなど改

年金、医療の改善に関する請願 同
(第六六一四号)

善を図ったところである。今後とも実情を勘案しながら改善に努力してまいりたい。

七 無(未)認可保育所については、必要があれば、認可保育所として整備を推進することが先決であると考えており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。

八 留守家庭児童対策(児童保育対策)については、従来から児童館等においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに地域組織の育成等に努力しているところである。特に、都市部においては児童館等の整備の現状を勘案し、当面地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図っているところである。

一 政府としては、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応するため、基礎年金の導入等を主な内容とする「国民年金法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しているところであり、今後とも揺るぎない公的年金制度の確立に向けて努力してまいりたい。

二 医療保険制度については、昭和三十六年の国民皆保険達成以後、逐次その充実を努めてきているところである。

また、今後到来する高齢化社会においても、国民の健康を支える医療保険制度の基盤を揺るぎないものとするため、第百一回国会において、制度全般にわたる所要の改革を行ったところである。

保育行政の充実に関する請願(二 同件)(第七八四四・八一六三号)

一 保育所の建設については、全国的にはほぼ必要な水準に達しているところである。今後は地域の適正配置に努めるとともに、多様化する保育需要に対応する等保育行政の充実に努めてまいりたい。

なお、留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館等においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに地域組織の育成等に努力しているところである。

特に、都市部においては児童館等の整備の現状を勘案し、当面地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図っているところである。

二 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がその全額を負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。このため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行っているところである。今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

また、国と地方自治体の負担割合については、児童福祉法に定められているところである。

三 保育に欠ける児童を保育所の入所措置の対象とする現行の基準を変更する考えはない。

四 保育所等社会福祉施設については、従来から労働基準法の遵守、職業性疾病の予防等を図るため、監督指導を重点的にに行い、労働条件の確保とともに、腰痛予防対策指針の周知、健康診断の徹底等に努めているところである。

五 乳児については、基本的には、育児休業(職)制度等家庭において保育し得るような条

件の整備に努める必要があると考えている。やむを得ず乳児を保育所において保育する場合については、乳児保育特別対策の充実に努めてきているところである。

六 園外保育、観劇に要する費用を新たに国費で負担することは考えていない。

七 保育所における保育に要する費用については、所要の経費を計上し、国庫補助を行っており、毎年度その改善に努めているところである。

なお、地域改善対策特別保育事業については、昭和五十九年度においても非常勤保母の常勤化等その充実に努めたところである。

また、障害児の保育対策については、障害児四人に保母一人の配置を内容とする障害児保育事業の助成対象児童の拡大に努めてきており、昭和五十九年度においても、その拡充を図ったところである。

八 保育所の運営については、入所児童に対する適正な保育が確保されることが必要であり、この前提の上で施設の設置者及び施設長の適切な判断に委ねられるべき事柄であると考えている。

九 保育所措置費については、従来から改善に努めてきており、今後とも、実情を勘案しつつ、必要な改善を図ってまいりたい。

なお、保育所における職員の労働条件の改善については、従来から保母定数の改定、年休代替要員費の充実に努めるなど鋭意努力しているところである。昭和五十九年度においても、業務省力化等勤務条件改善費の拡充により、職員の勤務時間の一層の短縮を図るなど所要の改善措置を講じたところである。

十 保育所の保育時間については、一日八時間を原則としているが、保護者の労働時間その他家庭の状況等に応じた保育時間を確保するため保母の時差出勤等ができるよう最低基準で定める保母定数のほかに保母の加配の措置

を講じているところである。また、都市及びその周辺であつて延長保育を要する児童の多い地域については昭和五十六年度から延長保育特別対策を実施しているところである。

十一 留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館等においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに地域組織の育成等に努力しているところである。特に、都市部においては児童館等の整備の現状を勘案し、当面地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図っているところである。

保育所の増設等に関する請願(第一〇六〇二号)

同

一 保育所の建設については、全国的にはほぼ必要な水準に達しているところである。今後は、地域的適正配置に努めるとともに、多様化する保育需要に対応する等保育内容の充実に向けてまいりたい。

(一) 延長保育については、昭和五十六年度以来毎年その拡充に努めてきているが、今後とも実施拡大に努めてまいりたい。

(二) 乳児については、基本的には、育児休業(職)制度等家庭において保育し得るような条件の整備に努める必要があると考えている。やむを得ず乳児を保育所において保育する場合については、乳児保育特別対策の充実に向けているところである。

(三) 保育所の保育の配置基準については、専門家の意見を参考にしつつその改善に努めてきているところであり、特に乳児保育特別対策においては、零歳児三人につき保育一人の配置を行っているところである。

二 保育養成施設に対する助成については、従来からその増額を図っているところである。なお、国庫補助施設の対象拡大は、考えていない。

一 幼稚園と保育所は、現行保育制度の下では

る請願(第一〇六三七号)

その目的、機能を異にし、それぞれ必要な役割を果たしており、対象児を年齢で区分することはしていない。

今後とも現行制度の下にその充実に努力してまいりたい。

二 乳児については、基本的には、育児休業(職)制度等家庭において保育し得るような条件の整備に努める必要があると考えている。やむを得ず乳児を保育所において保育する場合については、乳児保育特別対策の充実に努めてきているところである。

障害児の保育対策については、障害児四人に保育一人の配置を内容とする障害児保育事業の助成対象児童の拡大に努めてきており、昭和五十九年度においても、その拡充を図つたところである。

また、延長保育・夜間保育については、昭和五十六年度以来毎年その拡充に努めてきているが、今後とも実施拡大に努めてまいりたい。

三 民間保育所の措置費については、毎年その充実に努めるとともに、民間施設給与等改善費により対処している。また、民間保育所の整備費については、民間老朽施設に対する社会福祉事業振興会による無利子貸付け等の配慮を行っているところである。

四 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がその全額を負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。このため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行っているところである。今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

現行保育制度の堅持と充実に関す 同

農業土地基盤の整備拡充に関する
請願(第一三一九号)

農林水産省

昭和五十九年度畜産物政策価格及び畜産経営の強化等に関する請願
(第一四二六号)

同

一 土地基盤整備事業費の拡大については、現下の厳しい財政事情の下では、必ずしも容易ではないが、土地改良長期計画の達成を図るため、所要の予算の確保に努めてまいりたい。

二 土地基盤整備事業の補助率の引き上げ及び採択基準の緩和については、公共性、自然条件等を総合的に勘案して適切に対処してまいりたい。

一 昭和五十九年度の加工原料乳の保証価格及び限度数量については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、また、指定食肉の安定価格については、畜産物の価格安定等に関する法律に基づき、畜産振興審議会の意見を聴いて適正に定めたところである。

二 畜産経営に関する資金については、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金等において、所要の融資枠を確保しているところである。

畜産農家の経営指導については、畜産経営技術特別指導事業等を通じて、指導体制の整備を図っているところである。

三 昭和五十八年度から、農業近代化資金のうち肥育牛の購入資金及び育成資金について、貸付対象範囲の拡大を図ったところである。

肉用子牛価格安定事業については、昭和五十九年度予算において、補てん財源の充実強化を図ったところである。

四 政府としても、畜産物の需給の安定を図るため、生産者及び生産者団体が取り組んでいる計画的な生産に対し、指導・援助を行っているところである。

五 林野、里山等の未利用地の畜産の利用については、草地開発事業の計画的推進、林間放牧及び野草地利用の促進等を通じて、その拡大に努めているところである。

農産物の輸入自由化・枠拡大阻止並びに国民食料の安定確保に関する請願(第二二六六号)

同

米穀政策の見直しに関する請願
(第七九三四号)

同

飼料穀物の安定的供給を図るため、適切な備蓄水準の確保に努めるとともに、配合飼料価格の変動が畜産経営に与える影響を緩和するため、配合飼料価格安定基金制度の適切な運用に努めているところである。

六 畜産物の消費拡大を図るための普及啓蒙等を推進するとともに、食肉センター等の流通施設の整備を進めているところである。

七 畜産物の輸入については、関係国との友好関係を留意しつつ、その需給動向を踏まえ、我が国畜産の健全な発展と調和のとれた形で行うこととしている。

一 農産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内農産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要であると考えている。

二 食料は国民生活にとつて最も基礎的な物資であり、その安定供給と安全保障の確保は国政の最重要課題の一つである。このため、国内で生産可能なものは極力国内生産で賄うという方針の下に、生産性を高めながら、総合的な食料自給力の維持強化を図っているところである。

一 国民の主食である米の安定供給を図っていくためには、ある程度の水準の在庫を保有しておく必要があると考えている。

その際、米の在庫水準については、不作時における在庫取崩しの所要量、財政負担の程度、消費減退を来すことのない主食への古米混入の程度等に十分配慮して望ましい水準としていくことが必要であると考えている。

水田利用再編第三期対策においては、こうした考え方に立ち、これらの要素を種々勘案した上で、計画的な在庫増しを行うことと

食料の安定供給並びに米穀政策の確立に関する請願(第八七一五号) 同

しているところである。なお、先般、昭和六十年度の転作等目標面積については、水田利用再編第三期対策の枠組みの下で、ゆとりある米管理の確保と三度の過剰の発生防止との両面に留意しつつ、水田利用再編対策の円滑な推進、特に他用途利用米制度の定着を図るため所要の調整を行い、五十七万四千ヘクタールとしたところである。

二 また、本年の端境期における米の需給については、関係者の理解と協力の下に早期出荷をはじめとするきめ細かな需給操作を行い、米の安定供給を確保したところである。

一 国民の主食であり、かつ、我が国農業の基幹作物である米については、国会における米の需給安定に関する決議等の趣旨を体し、自給する方針を堅持していく考えである。

また、日本型食生活は、我が国の風土に適した基本食料を中心としたものであり、栄養的観点からも、総合的な食料自給力の維持の観点からも望ましいものである。

今後とも、このような日本型食生活の定着促進を基本として、食料の生産から消費にわたる各般の施策を総合的に推進してまいりたい。

二 稲作農業については、生産の安定とコストの低減が重要な課題となっている。

このため、稲作技術水準の向上と技術指導の一層の徹底、総合的な土づくりの推進、品種改良等の研究の積極的な推進を図るとともに、地域農業集団における集団的な農用地の利用調整を通ずる中核農家の規模拡大を推進してきたところである。また、昭和五十九年から、たくましい稲づくりをめざす新稲作運動を展開しているところである。今後とも、これら諸対策の効率的な推進に努めてまいりたい。

三 国民の主食である米の安定供給を図ってい

食糧自給力の維持強化に関する請願(第九五九三号) 同

くためには、ある程度の水準の在庫を保有しておく必要があると考えている。

その際、米の在庫水準については、不作時における在庫取崩しの所要量、財政負担の程度、消費減退を来すことのない主食への古米混入の程度等に十分配慮して望ましい水準としていくことが必要であると考えている。

水田利用再編第三期対策においては、こうした考え方に立ち、これらの要素を種々勘案した上で、計画的な在庫増しを行うこととしているところである。なお、先般、昭和六十年度の転作等目標面積については、水田利用再編第三期対策の枠組みの下で、ゆとりある米管理の確保と三度の過剰の発生防止との両面に留意しつつ、水田利用再編対策の円滑な推進、特に他用途利用米制度の定着を図るため所要の調整を行い、五十七万四千ヘクタールとしたところである。

四 今後の米の幅広い需要に対応するため、各地域に適した多収品種の開発、安定多収栽培法等に関するプロジェクト研究の実施等により、稲の高単収生産方式の確立に努めているところである。

五 自由流通助成については、昭和五十九年度自主流通米に係る良質米奨励金は前年度と同様としたところであるが、自主流通米制度の健全な発展を図る立場を堅持しつつ、昭和六十年度的において、流通実態等を踏まえ、その縮減合理化につき検討を行うこととしている。

一 国民の主食であり、かつ、我が国農業の基幹作物である米については、国会における米の需給安定に関する決議等の趣旨を体し、自給する方針を堅持していく考えである。

二 国民の主食である米の安定供給を図っていくためには、ある程度の水準の在庫を保有しておく必要があると考えている。

昭和五十九年産米の政府買入価格
並びに食糧・農業基本政策の確立
に関する請願(第九九四〇号)

同

その際、米の在庫水準については、不作時における在庫取崩しの所要量、財政負担の程度、消費減退を来すことのない主食への古米混入の程度等に十分配慮して望ましい水準としていくことが必要であると考えている。

水田利用再編第三期対策においては、こうした考え方に立ち、これらの要素を種々勘案した上で、計画的な在庫増しを行うこととしているところである。なお、先般、昭和六十年年度の転作等目標面積については、水田利用再編第三期対策の枠組みの下で、ゆとりある米管理の確保と三度の過剰の発生防止との両面に留意しつつ、水田利用再編対策の円滑な推進、特に他用途利用米制度の定着を図るため所要の調整を行い、五十七万四千ヘクタールとしたところである。

三 昭和五十九年産米の政府買入価格については、食糧管理法の規定に基づき、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し米穀の再生産の確保を旨として、米価審議会の意見を聴いて、二・二パーセントの引上げを行ったところである。

一 昭和五十九年産米の政府買入価格については、食糧管理法の規定に基づき、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し米穀の再生産の確保を旨として、米価審議会の意見を聴いて、二・二パーセントの引上げを行ったところである。

二 食料は国民生活にとつて最も基礎的な物資であり、その安定供給と安全保障の確保は国政の最重要課題の一つである。

このため、生産性を高めながら、国内で生産可能なものは極力国内生産で賄うこととしており、特に、国民の主食であり、かつ、我が国農業の基幹作物である米については、国会における米の需給安定に関する決議等の趣旨を体し、自給する方針を堅持していく考え

畜産・養蚕経営の安定強化に関する
請願(第一〇六三八号)

同

である。
また、不測の事態に備えて、飼料穀物及び大豆について備蓄を行うとともに、麦について相当量の在庫を保有しているところである。

更に、米については、水田利用再編第三期対策において計画的な在庫増しを行うこととしているところである。なお、先般、昭和六十年年度の転作等目標面積については、水田利用再編第三期対策の枠組みの下で、ゆとりある米管理の確保と三度の過剰の発生防止との両面に留意しつつ、水田利用再編対策の円滑な推進、特に他用途利用米制度の定着を図るため所要の調整を行い、五十七万四千ヘクタールとしたところである。

(一) 畜産物の輸入については、関係国との友好関係に留意しつつ、その需給動向を踏まえ、我が国畜産の健全な発展と調和のとれた形で行うこととしている。

(二) 生糸、絹製品等の輸入については、国内の需給事情を踏まえ、主要輸出国である中国及び韓国との良好な経済関係の発展の必要性をも勘案しつつ、昭和五十一年以来毎年中国及び韓国との間で政府間協議を行うこと等により、国内の需給動向に即した輸入の実現を図ってきたところである。

両国とも既に輸出数量を相当減少させており、これ以上の協力を得ることは困難となりつつあるなど情勢は厳しくなっているが、政府としては、今後とも、最大限の努力を払ってまいりたい。

(三) 畜産物の需要拡大については、学校給食用牛乳供給事業を実施するとともに、畜産物の需要拡大のための普及啓もう等を推進してきたところである。

生糸・絹製品の需要拡大については、従来から、絹需要促進のための各種普及啓も

う活動の実施と併せて、新規用途開発のための蚕糸砂糖類価格安定事業団による新規用途等売渡しの実施、新製品開発事業等に対する助成等を行つてきたところである。今後とも、これらの需要拡大に努めてまいりたい。

(四) 自給飼料生産対策については、草地開発事業の計画的推進、飼料作物の生産振興と効率利用の促進、飼料作物の種子・給与技術対策等を実施しているところであり、今後とも、飼料自給度の向上に努めてまいりたい。

養蚕の生産基盤の整備については、経営の合理化と生産性の向上を図る見地から、養蚕適地として発展が期待される地域を対象として桑園の改良整備、省力新技術の導入等の対策を実施しているところであり、今後とも養蚕業の生産性の向上に努めてまいりたい。

二 加工原料乳保証価格については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、また、指定食肉の安定価格については、畜産物の価格安定等に関する法律に基づき、適正に定められているところである。

基準糸価及び基準繭価については、繭糸価格安定法に基づき、適正に定められているところである。

中小企業向け官公需については、「官公需に
ついての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、毎年度、「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定し、その受注機会の増大に努めてきているところである。

昭和五十九年度の方針においても、厳しい財政状況の下ではあるが、中小企業向け契約目標比率を引き上げ、その確実な達成に努めているところである。

また官公需特定品目については、昭和四十二

官公需に関する中小企業者の受注
増大に関する請願(第二二八号)

通商産業
省

中小印刷工業の振興に関する請願
(第九七五二号) 同

年度に七品目を指定し、その後逐次品目の追加を行い、現在、十品目(細分類では二〇〇品目余)を指定しており、これら品目について中小企業者の受注機会の増大に最大限の努力を図っているところである。

今後とも受注機会増大の必要性の高い品目があれば、当該品目の官公需の実態等を調査の上、鋭意その拡大に努めてまいりたい。

一 政府系中小企業金融機関の融資制度の拡充については、中小企業者のニーズに応え、昭和五十八年度においてこれら機関の貸付限度額を引き上げるとともに五十八、五十九年度において、特別貸付制度の拡充等所要の措置を講じているところである。

今後とも経済、金融動向等を踏まえ、円滑な運営に努めてまいりたい。

二 税制面については、従来から種々の措置を中小企業に対して講じているところであるが、さらに昭和五十九年度税制改正において、厳しい財政事情の下においても精一杯の配慮を行うこととし、新たに中小企業新技術体化投資促進措置を講じたところである。

なお、印刷工業の設備を含め減価償却資産の法定耐用年数については、資産の物理的寿命に経済的陳腐化を加味して考えてまいりたい。

三 中小企業向け官公需については、「官公需
についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、毎年度「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定し、その受注機会の増大に努めてきているところである。

昭和五十九年度の方針においても、厳しい財政状況の下ではあるが、中小企業向け契約目標比率を引き上げ、その確実な達成に努めているところであり、今後とも中小印刷業者を含む中小企業者の受注の確保に努めてまいりたい。

身体障害者に対する郵政(行政改善)に関する請願(二十四件)(第九〇

三・九七七・一一〇四・一五七五・一七四四・一八五〇・二〇七二・二二二〇・二二四八・二二四九・二四八〇・二四八一・二五四二・二五四三・二六九一・二六九二・三三〇七・三三〇八・三三三二・三三三八・三五九九・四一四一・五〇四八・九八〇三号)

郵政省

四 小規模企業施策の強化については、従来から配慮してきたところであり、昭和五十九年度においても、厳しい財政状況の下、経営改善普及事業を始め、小企業等経営改善資金融資制度、設備貸与制度等の施策についてその充実を図っているところである。

今後とも、中小印刷工業を含む中小企業者の実情にも配慮を払いつつ、適切に対応するよう努めてまいりたい。

公衆電話は車いす使用者が利用しやすいようにすることに

公衆電話の改善については、日本電信電話公社(以下「公社」という。)では、身体障害者等が、公衆電話を便利に利用できるようにするため、安全性、利便性等を考慮して、車いすのままで容易に利用できるボックス式公衆電話及び低ポール式公衆電話を開発し、一部の地域において設置しているが、これらは電話機の取付位置を低くするとともに、特にボックス式のものについては床面積も通常ボックスの約三倍としているなど安全で、かつ利用しやすいよう配慮されているものである。

また、昭和五十六年度から新たに硬貨投入口の位置を電話機前面に設け、ダイヤル面を低くするとともに送受話機を軽量化した新型ボックス式公衆電話機を設置しているところである。

公社では、今後とも身体障害者等の要望を考慮するとともに、用地確保に当たっては道路管理者等の協力を得ながら、このような公衆電話の設置について努めることとしているが、その推進について公社を指導してまいりたい。

労災重度被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(二十四件)

労働省

労働者災害補償保険法の労働福祉事業として、労働福祉事業団は、労災病院及び総合せき

(第八九一・九六四・一〇九〇・一五六三・一七三三・一八三七・二〇六四・二二九七・二三三六・二三八六・二四五四・二四五五・二五六一・二五二七・二六六五・二六六六・三〇八一・三〇八二・三三〇一・三三〇二・三五八六・四一二九・五〇三五・九七九〇号)

常磐自動車道の建設促進等に関する請願(第一三〇二号)

建設省

損センターを設置しているところであるが、これらの施設において、臨床的見地からせき髄損傷に関する研究を行っているところである。

今後とも、これらの施設において鋭意研究を進めてまいりたい。

一 常磐自動車道の建設を促進し、早期開通を図ることに

常磐自動車道は、埼玉県川口市から福島県いわき市に至る延長約百八十八キロメートルの路線であり、このうち埼玉県三郷市から福島県いわき市までの区間百七十六キロメートルについて整備計画が決定されている。

現在、柏インターチェンジから那珂インターチェンジまでの区間八十三キロメートルが供用されており、三郷インターチェンジから柏インターチェンジまでの区間十一キロメートル及び那珂インターチェンジから平(いわき市)インターチェンジまでの区間八十二キロメートルについても、早期供用に向けて整備の促進を図っているところである。

本路線の重要性にかんがみ、今後とも鋭意事業の推進を図ってまいりたい。

二 東北横断自動車道いわき新潟線の建設を促進し、早期全線開通を図ることに

東北横断自動車道いわき新潟線は、福島県いわき市を起点とし、福島県郡山市において東北縦貫自動車道に接続し、新潟市に至る延長約二百六キロメートルの路線であり、現在、郡山ジャンクションから福島県会津坂下町までの区間六十キロメートル及び新潟県津川町から新潟市までの区間四十四キロメートルについて整備計画が決定されており、早期供用に向けて整備の促進を図っているところ

昭和五十九年度公共事業の上期前
倒し執行及び下期事業量の確保に
関する請願(第一九〇二号)

同

町村の実施する公共下水道の整備
促進に関する請願(八十八件)(第
五九一五・五九四六・六〇五六・
六〇五七・六〇五八・六一七三・
六三二九・六三三〇・六三三一・
六四七二・六四七三・六四七四・
六四七五・六四七六・六四七七・
六六一二・六六一三・六七一六・
六七一七・六八四二・六八四三・
六八四四・六八四五・六八四六・

同

である。

また、残るいわき市から郡山ジャンクショ
ンまでの区間約七十一キロメートル及び会津
坂下町から津川町までの区間約三十一キロ
メートルについては、建設省東北地方建設局
及び北陸地方建設局において整備計画の決定
のために必要な調査を行つているところであ
る。

本路線の重要性にかんがみ、今後とも鋭意
事業及び調査の推進を図つてまいりたい。

昭和五十九年度上半期における公共事業等の
施行については、去る四月十七日の閣議におい
て、その基本方針を決定し、物価の安定を確保
しつつ、景気の回復基調をより一層確実なもの
とするため、上半期においては内需の振興に資
するような執行を行うこととし、景気の動向に
応じて機動的・弾力的な施行を推進するととも
に、施行に当たつては、各地域の経済情勢に十
分配意し、景気回復の遅れている地域において
は、地方公共団体との緊密な連携の下に、必要
に応じ、施行の促進を図ることとしたところであ
る。

昭和五十九年度下半期の公共投資について
は、今後、内外の経済の動向等を見守る必要が
あり、現段階で確たることを申し上げる状況に
はない。

一 昭和六十年年度下水道整備予算を大幅に増額
し、町村の実施する公共下水道を重点的に整
備することについて

町村施行の公共下水道について、近年の町
村における下水道整備の要望の高まりに対処
するため、重点的に推進してきたところであ
るが、今後ともその整備促進に配慮してまい
りたい。

二 町村の実施する公共下水道について、実情
に即して、国庫補助制度の改善を図ることに

六八四七・六八四八・六八四九・
七〇一一・七〇一三・七〇一四・
七〇一五・七一五一・七一五二・
七一五三・七一五四・七一五五・
七一五六・七二八九・七二九〇・
七二九一・七二九二・七二九三・
七四五八・七四五九・七四六〇・
七四六一・七四六二・七四五六・
七五五七・七五五八・七五五九・
七五七二・七五七三・七五七四・
七六七五・七六七六・七六七七・
七六七八・七六八九・七六九〇・
七六九一・七六九五・七六九六・
七六九七・八〇三一・八〇三二・
八〇三三・八〇三三・八〇三三・
八二二二・八二二四・八二二五・
八三三六・八三三七・八三三八・
八七一八・八七一九・八七二〇・
八七二一・八七二二・八七五四・
九一三〇・九四六三・九五九五・
一〇三四六・一〇四四四・一〇六
四二・一〇六四三号)

日橋川、湯川、瀬川合流地域の水
害対策に関する請願(第一〇六〇
一号)

同

ついて

町村施行の公共下水道に係る国庫補助の在
り方については、全国的な均衡ある下水道整
備の推進の必要性、国及び町村の財政事情等
を総合的に勘案し、検討してまいりたい。

三 町村の実施する公共下水道に対する地方債
及び地方交付税の措置を充実することについ
て

町村施行の公共下水道に対する地方債及び
地方交付税の措置の在り方については、今
後、全国的な均衡ある下水道の整備推進の必
要性、国及び町村の財政事情等を総合的に勘
案して検討してまいりたい。

四 第二種流域下水道における町村負担の軽減
を図ることについて

第二種流域下水道の町村負担問題について
は、今後、町村の財政事情等の実態を踏ま
え、必要に応じ、検討してまいりたい。

一 当面の対策として、日橋川の河川敷地内の
中州と繁茂した草木の除去を早急に実施する
ことについて

日橋川の河川敷地内の中州及び繁茂した草
木の除去については、河道への影響をも勘案
しながら、順次除去するよう検討してまいり
たい。

二 湯川、瀬川の最下流地点(栗の宮橋から日
橋川合流まで)の築堤、しゅんせつなどを含
む河川改良工事を早急に実施することについ
て

湯川及び瀬川の最下流地点の築堤、しゅん
せつ等を含む河川改良工事の実施について
は、昭和五十九年度より築堤のための用地買
収に着手しており、今後も引き続き改良工事

地方自治機能の充実、強化に関する請願(第一一五号)

自治省

の進捗に努力してまいりたい。

一 行政改革を推進するに当たつては、国と地方公共団体との機能分担の適正化を図りつつ、住民の身近なところで住民の意思を反映しながら行われることが望ましい事務については、地方公共団体の責任において処理することとすることが基本であり、このような観点から今後ともその推進に努めてまいりたい。

二 機関委任事務については、第百回国会において行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律等によりその整理合理化を図つたところであるが、機関委任事務の基本的な在り方については、臨時行政改革推進審議会において検討することとされているので、同審議会の審議状況をみながら適切に対処してまいりたい。

三 地方公共団体の事務執行に関する国の関与や地方公共団体の機関、職等の必置規制については、地方公共団体の組織運営に関する自主性の確保の観点、国・地方を通ずる行政の簡素効率化の観点から必要最小限度のものとすべきものであり、現在、臨時行政改革推進審議会において、見直しについて検討されているところであるので、同審議会の検討結果をまつて適切に対処してまいりたい。

四 許可の整理については、臨時行政調査会答申において指摘された事項について、第百回国会における行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律等により逐次整理を行ったところであるが、今後ともその見直しを行い整理合理化を推進してまいりたい。

五 国の地方出先機関については、臨時行政調査会の答申、昭和五十九年行革大綱に沿つて現在整理合理化を進めており、今後ともその推進に努めてまいりたい。

六 地方財政が引き続き財源不足の状態から脱

住居表示に関する法律改正に関する請願(第三一五号)

同

却し、その健全性を回復するためには、歳出の節減合理化を図る一方、地方一般財源の充実強化を図る必要がある。このため地方税の充実と地方交付税の所要額の安定的な確保を図つていく必要があると考えている。

七 国庫補助金等の整理合理化に当たつては、国と地方の役割分担及び費用負担のあり方について、行財政の簡素合理化、地方公共団体の自主性・自律性の尊重等の観点から、見直しを行うこととしており、単なる地方への財政負担の転嫁は行うべきでなく、国と地方との間における適切な財政秩序の維持確立に努めていく必要があると考えている。

由緒ある町名等を残していくため措置をとるべきであるという請願の趣旨については、既に、昭和四十二年の住居表示に関する法律の改正により、住居表示の実施に当たつては、できるだけ従来の町名等を尊重すべき旨が明文文化されているところである。

政府においては、かねてから通達等によつて、この法律の趣旨を十分踏まえて住居表示を実施するよう指導しており、全国の市町村においては、おおむね、その趣旨に沿つて住居表示が行われているところである。しかし、一部の市町村においては、法の趣旨に照らして必ずしも適正とはいえない難い事例も見受けられることも事実である。

町名等については、本来、市町村が法の趣旨を踏まえ、自主的に決めるべきものではあるが、政府としても今後とも、住居表示が法の趣旨を踏まえ、適正に実施されるよう積極的に市町村を指導してまいりたい。

地方財政確立に関する請願(第二一六〇号) 同

一 地方財政措置を講ずるに当たつては、地方財政の健全化を図るため、建設地方債の増発を極力抑制するとともに、地方債依存度の引下げに努め、地方財政運営上支障が生じない

昭和六十年八月七日 参議院会議録追録(その二) 第百一回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

五六

よう所要の措置を講じている。地方財政が、今後財源不足の状態から脱却し、その健全性を回復するためには、地方一般財源の充実とその安定的確保を図っていく必要があると考えている。

二 地方交付税を国税収納金整理資金から直接交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることについては、地方制度調査会からの答申も出されており、また、これまでにも議論のあつた問題でもある。そのようにすることとした場合の諸般の影響をも十分研究する必要があるので、今後幅広く検討すべき課題であると考へている。

三 国庫補助金等の整理合理化に当たつては、国と地方の役割分担及び費用負担のあり方について、行財政の簡素合理化、地方公共団体の自主性・自律性の尊重等の観点から、見直しを行うこととしており、単なる地方への財政負担の転嫁は行うべきでなく、国と地方との間における適切な財政秩序の維持確立に努めていく必要があると考へている。

四 国庫補助金等に係るいわゆる超過負担については、毎年度関係各省庁による共同実態調査を行うとともに、その結果等に基づいて国庫補助負担基準の改善措置を講じてきている。

五 政府資金の拡充については、毎年度最大限の努力を払っているところであり、昭和五十九年度においては地方債計画総額に占める政府資金の構成比を昭和五十八年度の四一・一パーセントから四八・五パーセントに引き上げたところである。

また、地方債の貸付条件についても、従来よりその改善に努力してきたところである。

六 利子配当所得に係る住民税課税の問題については、現在、税制調査会で検討中であり、今後その御意見等を承りながら検討してまいりたい。

地方財政対策に関する請願(第九同四五九号)

昭和六十年地方財政対策等に関する請願(第九五八九号)

同

一 地方財政が引き続き財源不足の状態から脱却し、その健全性を回復するためには、歳出の節減合理化を図る一方、地方一般財源の充実強化を図る必要がある。このため地方税の充実と地方交付税の所要額の安定的な確保を図っていく必要があると考へている。

二 国庫補助金等の整理合理化に当たつては、国と地方の役割分担及び費用負担のあり方について、行財政の簡素合理化、地方公共団体の自主性・自律性の尊重等の観点から、見直しを行うこととしており、単なる地方への財政負担の転嫁は行うべきでなく、国と地方との間における適切な財政秩序の維持確立に努めていく必要があると考へている。

一 地方財政が引き続き財源不足の状態から脱却し、その健全性を回復するためには、歳出の節減合理化を図る一方、地方一般財源の充実強化を図る必要がある。このため地方税の充実と地方交付税の所要額の安定的な確保を図っていく必要があると考へている。

二 国庫補助金等の整理合理化に当たつては、国と地方の役割分担及び費用負担のあり方について、行財政の簡素合理化、地方公共団体の自主性・自律性の尊重等の観点から、見直しを行うこととしており、単なる地方への財政負担の転嫁は行うべきでなく、国と地方との間における適切な財政秩序の維持確立に努めていく必要があると考へている。

第二十一号中正誤

ベシ 段 行 誤 正
セ共 三 四 エレビジョン テレビジョン

第二十二号中正誤

ベシ 段 行 誤 正
ハ六 一 八 協 済 経済
ハ七 一 八 協 済 経済
ハ八 一 八 協 済 経済

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五三 四二(大代)
定価 一〇円